

令和6年 回答付記意見

目次

2. 短答式試験について	4
(1) 憲法.....	4
(2) 民法.....	7
(3) 刑法.....	9
3. 論文式試験について	11
(1) 公法系.....	11
(ア) 憲法.....	11
(イ) 行政法.....	15
(2) 民事系.....	19
(ア) 民法.....	19
(イ) 商法.....	22
(ウ) 民事訴訟法.....	29
(3) 刑事系.....	33
(ア) 刑法.....	33
(イ) 刑事訴訟法.....	36
(4) 倒産法.....	40
(5) 租税法.....	43
(6) 経済法.....	46
(7) 知的財産法.....	48
(8) 労働法.....	49
(9) 環境法.....	51
(10) 国際関係法(公法系).....	53
(11) 国際関係法(私法系).....	55
3-1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見	58
(1) 公法系.....	58
(ア) 憲法.....	58
(イ) 行政法.....	59
(2) 民事系.....	60
(ア) 民法.....	60
(イ) 商法.....	61

(ウ) 民事訴訟法.....	62
(3) 刑事系.....	63
(ア) 刑法.....	63
(イ) 刑事訴訟法.....	64
(4) 倒産法.....	65
(5) 租税法.....	66
(6) 経済法.....	67
(7) 知的財産法.....	68
(8) 労働法.....	68
(9) 環境法.....	69
(10) 国際関係法（公法系）.....	69
(11) 国際関係法（私法系）.....	70
3-2. 出題趣旨及び採点実感についてのご意見.....	71
(1) 公法系.....	71
(ア) 憲法.....	71
(イ) 行政法.....	72
(2) 民事系.....	72
(ア) 民法.....	72
(イ) 商法.....	73
(ウ) 民事訴訟法.....	73
(3) 刑事系.....	74
(ア) 刑法.....	74
(イ) 刑事訴訟法.....	75
(4) 倒産法.....	76
(5) 租税法.....	77
(6) 経済法.....	78
(7) 知的財産法.....	78
(8) 労働法.....	79
(9) 環境法.....	79
(10) 国際関係法（公法系）.....	79
(11) 国際関係法（私法系）.....	80
3-3. 当該科目の試験のあり方についてのご意見.....	81
(1) 公法系.....	81
(ア) 憲法.....	81
(イ) 行政法.....	83
(2) 民事系.....	84

(ア) 民法.....	84
(イ) 商法.....	86
(ウ) 民事訴訟法.....	87
(3) 刑事系.....	88
(ア) 刑法.....	88
(イ) 刑事訴訟法.....	90
(4) 倒産法.....	91
(5) 租税法.....	93
(6) 経済法.....	93
(7) 知的財産法.....	94
(8) 労働法.....	95
(9) 環境法.....	96
(10) 国際関係法（公法系）.....	96
(11) 国際関係法（私法系）.....	97
4. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見	98

2. 短答式試験について

(1) 憲法

a. 適切である

- ・基礎的な事項について、総合的・多角的に知見を問う内容であった。
- ・基礎的な問題からやや難易度の高い問題まで、バランスよく出題されている。基本的に、憲法上の制度の趣旨やそれを支える原理、並びに判例・学説の正確な理解が問われており、問題文の注意深い読解力も必要となっている。
- ・全体として憲法の知見を問うのに適切な出題であるが、本年度は、細かい判例の内容について問う選択肢が多いように感じた。特に第2問、第10問は細かすぎると思う。
- ・判例を使わずに正誤問題を作成することは難しい場合があると推察されるが、そのような場合であっても、標準的見解に立つ限り、紛れがなく作られていると思われる。
- ・例年通り、広範に基本知識を確認できる問題と思料するため。

b. どちらかといえば適切である

- ・「天皇」の項目に関する出題がやや多すぎるのではないか〔問1および問12〕。また、実務にあまり関係がないと思われる出題も再考の余地があるのではないか〔問11〕。
- ・①全体としては、判例の知識を聞く問題や、論理的思考力を聞く問題などが、バランスよく組み合わせられており、適切だと考えます。

②個別の設問について、たとえば第7問の選択肢イ〔居住移転の自由の複合的性格〕は、そこで示されている見解が理論上ないし形式論理の上で成り立つかを問うという趣旨の問題として捉えれば、正答を導くこともできなくはないのかもしれませんが。他面、当該設問は、判例の知識や、判例・学説上の理由づけ等における論理操作を問う問題ではなく、居住・移転の自由の性格に係る特定の学説上の見解を正解とみなすという前提があって成り立つ問題のように見える面もあります。学説それ自体は、たとえそれが通説と呼ばれる有力な見解であっても、法として妥当しているものではなく、あくまでも私人の意見表明の一つに留まることに鑑みると、本問のような形で学説の知識を問うことは、国家試験（ないし実務家登用試験）での正誤判定にはなじまず、本問では正誤の判定基準は存在しないように思われるところもございます。いわば特定の学説の「公定」につながる恐れもないわけではないかと感じる面もございます。出題のご苦労を顧みずかようなコメントを申し上げて恐縮の至りですが、そうしたことを考えました。

③また、第11問〔法の支配等〕のような、法制史における基礎理論上の諸概念・諸観

念の論理操作の問題については、その諸概念等の定義が歴史上に登場する論者によって異なる面もあることや、一般に論理操作の問題は間にいろいろな論理を挟むと一概にある命題が正しい／誤りとはえなくなる面もあること等に鑑みると、本問は正解が導きにくい部分があるようにも感じました。

- ・おおむね法科大学院で学習する基礎の理解度を確認する出題となっている
- ・やや細かい点を聞く箇所もあったが、全体的には基礎的な学習や択一問題練習をすることで、対策ができる問題だと考えたから。
- ・過去問との重複を恐れてか、受験生があまり勉強してないところを問うものも散見された。
- ・過年度の出題の基本的な体裁が維持されており、とりわけ最高裁判所の判例の趣旨を標準として記述の正誤を見定めさせる問い方に安定感があるほか、単に条文の知識や国語力を問うような問題が減少していることが好ましく感じられる。なお、記述の正誤の組合せを選ばせる問題のうち 3 問の記述が○や×ばかりであるのには、昨年度の出題とは対照的に意表を突くような趣向も感じられる。
- ・概ね、法科大学院生であれば、正答に達するべき問題、あるいは正答に達したい問題で占められていたと思う。ただ、部分的には、問題として適切なのか、やや疑問に思えるものもあった。例えば、第 1 問の肢アの b の記述が、a の批判となり得ているといえるのか、一読したときは——天皇の「皇位の世襲と職務の性質」は「文言」レベルの問題とは言い切れないことから——やや疑問に思えた。
- ・基本事項の確認を果たす問題として適切なものがほとんどであった。議論のあった問 11 は、「法の支配」という、受験生にあまり馴染みのない問題を問うには設問の形式が少し複雑すぎたように思われる。単純な正否を問う問題でよかったと思う。
- ・基本的な理解を問う設問になっている。
- ・基本判例、憲法上の基本的な制度、基本的な学説の理解を問う問題である。
- ・憲法の問題については平均点が他の科目と比較して、また例年に比べても低かったことから、難しかったとの評価もあるが、特に統治に関する問題など、重要な論点を問うものであり、どちらかといえば適切であると考えられる
- ・仕方ない面もあるが、単なる暗記・知識が試されている。
- ・例年と比較すると、応用度の高い知識を問うものが多かったように思われる。コアカリキュラムで要求している水準よりも高いレベルを求める問題が散見された。ただ、それらの問題の多くは部分点が付与される形式であったため、その分難易度はある程度適切に調整されていた。

c. どちらともいえない

- No. 39 については、学説が分かれているのではないでしょうか
- 今年は、例年に比べて難易度が高かったため。
- 昨年までに比べて、判例の理解よりも学説等の細かな知識を重視する方向へと変わったような印象を受けた。もっとも、知識力ではなく論理力を試す問題もあり、全体としてのバランスをとろうとしている様子うかがえる（ただ、日本語表現や言葉遣いのレベルで紛らわしい選択肢が散見されたのは残念であった）。受験生にとって、この傾向の変化がプラスとマイナスのいずれに働いたのかは定かではないものの、それでも今年は相当に解きにくかったのではないと思われる。
- 司法試験は法曹を目指す受験生に対して学修すべき事項を示すという意味合いも有する。そのような観点から、重要判例についての理解を問う問題など、出題者の意図が伝わる良問がほとんどであり、その点は肯定的に評価できる。しかし、特に「b の見解が a の見解の根拠になっている」かを問う論理問題については、作りが甘いと思われる問題が散見された。
- 法曹になるための必要な法律知識・法的推論力の判定をするという短答式試験の趣旨（司法試験法 3 条 1 項）に照らし、やや疑問がございました。具体的には、①ある見解とその批判の対応関係を問う問題で、それぞれの対応関係があまり明確とは思われず、そのようなことを確認させることの意味がどれほどあるのかと思わせるものがあったこと（第 1 問）、②比較法の知識を問うこと自体はありうるとは思いますが、日本で実務家として活躍する上で、法曹資格付与の段階でその知識の有無を問うことがそれほど必須のことなのか（実務家になってから必要に応じて調べればよいのではないか）と思われるものがあったこと（第 11 問・第 15 問）、③論理的な推論力をみる側面のある問題で、やや疑問が生じたこと（第 15 問イの弾劾裁判所の位置付けや第 16 問ウの憲法優位説からの帰結など）、です。

d. どちらかといえば適切でない

- 疑義択（第 11 問選択肢ア）やマイナーな判例（憲法判例百選に掲載されていない判例）の知識を問う選択肢（第 10 問選択肢ウ）もあり、全体として、司法試験受験生に法曹の出発点としての知識を問うという趣旨からすれば細かな知識を問う問題が多い
- 必要以上に悩ませる問題が多い。判例の重要な部分についての理解や条文の知識を端的に問う簡明な問題で十分なのではないか。

e. 適切でない

- 標準的な教科書や判例集に掲載されていない内容から多数出題されており、難易度が高すぎる。特に、法学未修者にとっては過度に厳しい問題になっているという印象を受けた。

さらに、第 11 問アであるが、正答は誤 (2) となっている。しかし、法の支配と国会主権の概念を確立した英米法圏の権威ダイシーの憲法序説によれば、国会主権は、法の支配を支持すると明言されており、ダイシーの理解に従えば、正 (1) となるはずである。逆に、英国では、法の支配と国会主権が併存しているが、両者が矛盾するとした場合、英国の法制度は根本的に矛盾を抱えていることになる。もちろん、論理的に誤りとする解答もあり得ると思うが、本問の形式から思想や歴史を聞いているのか論理を聞いているのか分かりにくい。解答と問題形式の両方において疑義の問題であると考え

(2) 民法

a. 適切である

- ・ 満遍なく基本的な事柄の理解力を測定できるよう工夫されており、難易度も適切である。
- ・ 例年と同レベル。出題範囲にも偏りが無い。
- ・ 基本的な知識を中心とし、少しひねった考えさせる問題も入っていて、知識だけでなく考える能力も試すことができる良問である。刑法だと 2 点問題、3 点問題、4 点問題をばらけて配置しているようであるが、民法は 3 点問題が 1 つだけである。組み合わせ問題以外にも出題形式を変えて、配点を工夫することも考えられるのではないかな。
- ・
- ・ 民法全体につき、条文や判例の趣旨を踏まえた形での基礎的な知識の確認ができる試験になっていると思われる。
- ・ 広い分野から満遍なく出題されている。
- ・ 標準的な問題であり、難易度も学生の理解を問う上で適切なレベルである。
- ・ 例年と同様に論文式試験では問われることが少ない事項についての条文及び判例の理解を問うものである。また、近年の改正について（所有者不明土地、相隣関係）の条文知識を問うことにより受験生が新たな変化にも対応できているか否かが確認できる。
- ・ 満遍なく幅広い問題について、条文と基本的な判例の知識を尋ねており、ささいな表現の相違で受験者のミスを誘うような出題もない。
- ・ 主として基礎的な知識の確認となっている。
- ・ 条文及び判例の基礎的な知識を問う出題になっており、合格基準点を含め適切な出題であると感じた。
- ・ 基本的な論点につき、正確な知識を求める形式であるから。
- ・ 受験者の基礎的知識の有無を図る問題といえる。
- ・ 受験生の能力を測るものとして適切だから
- ・ 近時の改正も含め満遍なく出題されている。

- ・条文やその趣旨を問う基本的な問題や、判例の理解を基にしたその法理・趣旨に照らして問う適切な問題が出題されていた。出題のバランスも良かった。
- ・各分野からまんべんなく出題されており、いたずらに重箱の隅をつつくような問題は出題されていない
- ・分野のバランスが良く出題されており、内容水準も適切であると考えられる。全問が 2 つの肢の組み合わせから選択する形式であり、憲法や刑法のように多様な形式による出題が工夫されてよい。

第 9 問のアは、消費貸借の目的とすることと貸すこととはほぼ論理的に同意義であり、同義反復の嫌いが感じられる。法文の表現を参考とするならば、消費貸借の目的として引き渡す、などが考えられる。もっとも、題意は受験者に十分に伝わっていると思われる。

地役権は、実務上も重要な題材であるにもかかわらず、あまり受験者が関心を向けない傾向がみられる。第 12 問は、関心を喚起する意義を有する。イは、文が簡潔すぎて、地役権の思考に習熟しない受験者にとって状況設定がわかりにくいものになっているかもしれない。

肢の記述に「原則として」の一句を置くと当該肢の正誤が一義的に定まらないおそれがある。第 27 問のウは、工夫が欲しい。

第 33 問は、ウの考察において、オが示唆を恵む構造になっている。その示唆に気づいて活用することも問題処理能力の一部であり、出題としては適切である。

- ・民法の各分野にわたって、バランスよく出題されている。

b. どちらかといえば適切である

- ・バランスよく出題されており、難度も高すぎることはないから。
- ・肢を個別にみれば細かいと言い得る知識を問うものもあるが、正答にたどり着くこと自体は、基本事項を正確に理解していれば、あるいは基本事項を基に論理的に思考すれば十分可能だと目されるので。
- ・基本的に条文や判例の理解を問う問題で、司法試験受験生の基本的な理解力を問う問題としては、適切であると思われる。ただ、もう少し思考力を問う問題があってもよかったように思われる。
- ・改善の余地はあるが、重大な問題はない。
- ・基本的な問題である。
- ・問題として作りやすいためか、それほど実務で使われているわけでもなく、理論的にもそう重要でない条文知識を問う問題がなお散見される。だいぶ少なくなってきたのは良い傾向であるが、本年でいえば、地役権関係の第 12 問は適切でないと思われる。
- ・条文や判例に関する正確な知識があれば解答できる問題となっていると思います。

- ・75分で全37問であり、1問2分程度で解く点では適切である。また、出題領域も例年どおり民法全体からまんべんなく出題されており、この点も適切と考える。また、改正された条文の知識を問う問題がここ数年の傾向であるが、この点において所有者不明土地管理命令に関する知識を問う問題はやや難易度が高いと感じた。

c. どちらともいえない

- ・基本的な知識を問う良問が多いが、やや細かい知識を問う肢や問い方が微妙で判断に迷う肢が散見され、短時間で六法も見ずに解答しなければならない短答式試験を前提とすれば、改善の余地がある。昨年よりは減少しているが、民法に最低ライン未満の者が少くないのはそのためではないか。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(3) 刑法

a. 適切である

- ・基礎知識・基本的理解を確認する趣旨の問題を中心とし、出題内容は適切であり、難易度も適度である。また、会話穴埋め形式の問題などを織り交ぜることで、結論の暗記に偏らず、判例を丁寧に読み込んでその考え方や問題の所在を正確に理解することや、重要な学説の対立にも理解を及ぼしておくことを動機づける出題となっており、これらは法科大学院教育の目的・内容に照らして適切と考える。第20問で採用されている比較的長文の事例を用いた問題形式も、事例を正確に把握し、生起する問題に分野横断的な知識・理解を注意深くあてはめて結論を導くという法律家として必要な能力を試すものとして有用と考える
- ・広い分野から満遍なく出題されており、基本知識を確認するのに適切であると考えられる。
- ・正しい、または、誤っている肢の個数を問う問題がなくなったことがよい。
- ・分野の偏りなく、基礎事項の理解を問う出題になっている。

- ・出題形式や難易度が適切かつ平年通りであり、結果として平均点等も例年と同程度となっているため。
- ・刑法に関する基礎的な知識や判例の一般的理解を問うことに適した内容・難易度であったと思われる。
- ・刑罰論、罪数論も含めて、犯罪論の全体を広く問うとともに、若干出題形式に面倒さを感じても比較的素直に考えれば解決できるものが多かったので、基本書を読むような地道な学習を核とする受験生にも対応の道が見えて安堵する部分があると思われるから。
- ・適度な難易度となっている。
- ・全範囲から満遍なく出題されており、幅広い知識を確認するのに有用である。
- ・基本的な知識・理解が身につけているかを問う問題もあるし、偏りなく知識があるかを問う問題もあるように思われるから。
- ・基本的な知識とその理解を問うているから。
- ・例年どおりオーソドックスな問題で、難易度も適切である。
- ・判例に対する理解を中心に問うことができている。判例を超える理論的な問題についても、基本的な体系的知識と推論力に基づけば正解にたどり着ける内容になっている。問題形式も過度に複雑ではなく、技術的な試験対応力の有無があまり影響しないと考えられるところも、望ましい
- ・法科大学院での標準的な学習内容を踏まえたもので、内容・出題方法ともに適切であると思う。

b. どちらかといえば適切である

- ・一部であるが、判例の立場に立って検討せよ、という設問にもかかわらず、与えられている事案が判例の事案そのものではないように見受けられた。
- ・判例を中心とした基本的な知識を問う内容であり、概ね妥当である。
- ・特定の説に偏ることなく、法的思考力を試す問題が一定数あるから。
- ・選択肢のごく一部のみ見ただけで正解を特定できてしまう問題が複数ある。
第 15 問の議論は、最決平成 28 年 3 月 24 日刑集 70 卷 3 号 1 頁に合っていないように見える。
- ・解答に時間を要する問題もあるが、出題のバランス及び難易度ともに適切であると思われる。
- ・①第 9 問につき、消去法により正答に至りうるが、判例の立場と学生 B の見解の関係にやや不明瞭さがあるという意見、②第 12 問の選択肢 c と d は、e や f が短いながらも端的に要点を示しているのに比して、学説の内容の記述に十分でない点があるという意見、③第 10 問、第 13 問、第 14 問につきやや難易度が高いのではないかという意見があった

- ・難易度、分量共に穏当
- ・全体としては、総論と各論のバランスがとれた問題が出題されているが、やや細かすぎる判例知識が問われている箇所がある。
- ・全体としては、難問はなく、バランスの取れたよい問題である。
もつとも、〔第7問〕：不能犯の選択肢 h は、危険概念に関する山口厚説を意識しており、次の論文式試験の〔設問3〕と併せて、特定の学説を偏重する傾向が見て取れる。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- ・出題範囲にも配慮があり、習得すべき基本的内容について問われている。

e. 適切でない

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(ア) 憲法

a. 適切である

- ・基本的知識を問う、理想的な問題であった。次年度からもこのレベルを維持するよう努められたい。
- ・基本判例の理解とその応用力が問われている問題である。
- ・職業選択の自由と営利的表現の自由を組み合わせた典型的な論点からの出題は、受験生が最も力を入れて学習してきた分野に基づくものであり、適切なものだったと評価できる。職業選択の自由への規制については、特に選択の自由と遂行の自由に関する論点を中心に、判例を踏まえながら規制目的二分論との対比という観点で議論を行うべき点、制約に関する分析が求められる点、判断枠組みの設定や具体的な検討を要する点が挙げられる。

これらは、受験生が重点的に学んできたであろう判例や学説に関わる重要な論点を通じて、理解度や応用力を問う適切な問題であったと考えられる。また、営利広告の自由についても、表現の価値や学説との対比など、判例や学説に基づく重要な論点を問う適切な問題であったといえる。

- ・問われている事例に関する基本判例の論理展開や学説状況の正確な理解を前提に、提示された具体的な制度内容や立法事実を憲法論的に適切に検証し、論述する基本的能力が問われており、司法試験の論文式問題として望ましい内容となっている。
- ・法律家が立法的課題について助言を求められた場合を想定して、必要な憲法の知識を問う形となっている。分量も論点二つ分であり、問題文内において誘導がなされており、過度に難しくなく、適切と考えられる。
- ・目的二分論では解決困難な問題であり、その意味で事案解決能力が問われており、よく練られていると思う。
- ・法科大学院の授業で扱う内容をしっかりと理解していれば、解答にたどり着くことが可能な問題であり、難易度としては標準的なものであった。他方で、問題の事案は基本判例の焼き直しというわけでもないため、受験生の応用力を問うこともできる良問だったと思う。
- ・基礎的な事項について、よく練られた出題であると思料します。
- ・人権の中心的な分野からの出題であり、仮想の対話によって解答に必要な情報が適切に与えられている。判例・学説をふまえ、それらを適切に用いて憲法論を組み立てられるかを問うことで、憲法の実力を計るのに非常に適切な出題となっていると考える。
- ・現実に起こりうる事例について重要判例・学説を踏まえた検討ができるかどうかを問うという、法曹として求められる能力を問う問題である。また、例年と比べて難易度は易しめであるものの、本年のような難易度の方がかえって受験生の実力を測りやすいと思われる。
- ・重要な判例をベースにしながらも、規制目的二分論について自身で考えさせる学術的な面もあり、良問だと考えた。
- ・日本国憲法の第22条第1項の規定に基づいて保障される営業の自由と第21条第1項の規定に基づいて保障される広告の自由の制約が出題されているのは、いずれも典型的な論点であり、受験者の学習（練習）量と質を確かめるのに適している。訴訟当事者を想定させるのではなく法令案の憲法適合性を検討させる形式が定着していることも好ましい。
- ・代表的な判例の理解を前提としつつ、具体的事案（今回は法案）の中で、それらがどのように援用できるかを考えさせる問題だと思いました。論点設定がかなり誘導的なようにも思いましたが、解答の便宜や採点上の便宜等を考えると、ありうるどころかと思いました。

b. どちらかといえば適切である

- ・営業の自由をめぐる設問としては興味深く、学生に考えさせる問題であると思う。ただ、「動物愛護」という点についての位置づけについて、もっと説明が必要であったのではないと思う。動物をモノとして扱うこれまでの日本法の考えを変更せず、単なる廃棄物処理の類似設例とすべきなのか、それとも動物の生命に独自の価値を与えるべきなのか、迷った。これまでの「公共の福祉」は、畢竟人間（社会）の利益になることを意味していたはずで、今回の設例はそれとは異なるので、「参考とすべき判例」が何かの判断も難しい。
- ・①問題文の前半〔職業の自由〕は、重要基本判例の知識を前提に、それと眼前の事例との相違に着目しながら具体的に考察する力を見る問題として、適切な出題であったと思います。
 - ② 問題文の後半〔営利広告〕は、出題趣旨を拝読する限り、判例からの推論や判例の射程を考慮して検討することを求めているように読めました。非常に創造的で工夫された出題意図だと考えます。

他面、その手掛かりとなる判例自体があまり多くを語っていないことや、分野の特性上、判例の数も少ないこともあり、本問を解答するにあたり、判例を検討の手掛かりにすることができる受験生がどのくらいいたのかは、気になるころはあります。一定の人数を合格させることを前提にしている点に鑑みると、場合によっては、こうした出題趣旨に沿わず、判例を無視し、学説のみに依拠しつつ、その学説を時に過剰に簡略化した「パターン」に準拠した学生でも、大半の受験生ができていなければ合格水準に達してしまう結果を生み出していないか、懸念される面もないわけではないです。
 - ③ 今回の出題に直接は関連しないのですが、また、出題の大変さを顧みていない非現実的な意見かとも思いつつではあるのですが、出題範囲として、統治分野との組み合わせ問題なども出題していただけると、さらにありがたいと感じる面もあります。現状、受験生の憲法の学びの範囲が非常に狭くなっているようでして、たしかに受験生心理としては、出題がない(少ない)分野を学ぶことへのモチベーションが低くなり、統治分野を学ばなくなる結果が生じるのも、現状の出題傾向が継続する限り、やむを得ない面があるかと感じるころはあります。憲法の全体像を受験生に学んでいただくという観点と、受験生の負担とのバランスという観点からすれば、人権・統治の双方を視野に入れつつ、他方で素材としては、学説上の議論に必ずしも深入りせず(もとより、学説についての深い理解が加点事由になるとすることはありうるとは思いますが)、基本的には重要判例の知識が身につけていることを前提に、その応用力を問う問題を、出題の中心にさせていただくという方途もありうるのかもしれないと、一例として考えました。
- ・職業選択の自由及び営利表現の自由の制約の憲法適合性について問う良問であるが、2年続けての立法過程における憲法適合性を問うものであり、裁判の場面のみを想定して対策した受験生にとっては、答案構成に迷う受験生もいたのではないかと思われる。

- ・総じて、紋切り型の答案ではなく、考えたうえで記述することが求められる良問になっていると思う。営利的言論との関係で、標準的な受験生にセントラル・ハドソンテスト等で書くよう要求することは酷であろうが、問題となった言論の性質に応じてそれなりの記述をすることは可能であろうし、また必要でもあろう。
- ・テーマは適切であるが、いずれも重要なテーマだったので、時間内に書ききるのが大変だったのではないかと思います。
- ・比較的典型的な論点について法令違憲を問う問題であり、事例の分析や検討・評価も含め、法曹となるための資質をバランスよく問っている
- ・憲法の基本的な理解を問う設問になっている。
- ・出題分野や難易度は適切であるが、必要な情報が十分に提供されているか疑問がある。法律案の骨子であるとしても、無免許営業や情報提供義務違反、広告規制違反に対するサンクションの有無・内容など、利益衡量に必要な要素は持ち込むべきである。
- ・昨年に比べれば適切なレベルの問題であったと評価出来る。主要な論点が憲法 22 条 1 項（職業選択の自由と営業の自由）と憲法 21 条 1 項（営利的表現の自由）であることは明白であり、かつ懇切丁寧な誘導も付されている。もちろん、一捻りしているので実際には論証はそう簡単ではない。他方、出題形式に起因して誘導文が詳細に過ぎる傾向が続いているのは若干疑問である。受験生に求められる能力が、専ら迅速な情報処理能力であると思われてしまうような出題形式は、必ずしも適切とは言えないだろう。

c. どちらともいえない

- ・設問自体は基本的な判例や考え方を知っていれば答案を書けるものであり、事案も練られている。しかし、裁判所ではない法律家甲がなぜ裁判所の敬讓的な審査枠組みを使用するのか理解できない。例えば、内閣法制局は、裁判所が敬讓している財産権規制の法案についても厳格な審査をしていることがよく知られている。問題文において訴訟でどのように争われるか、あるいは裁判所ならどのような判断をするかということが記されていれば別であるが、漠然と法律家に聞くという設問で審査基準を問うのは理解できないし、実務にも合致しないと考えられる。また、統治に関する設問も設けるべきである。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(イ) 行政法

a. 適切である

- ・ 基本的な論点を問いながらも、受験生の実力を適切に評価できるよう工夫されていたから。
- ・ 訴訟要件の問題、本案そのものの問題、本案主張制限の問題のバランスがとれていた印象である。また制度の概要についての冒頭説明も適切であったように思われる。
- ・ 判決の射程を十分に理解しているかを試す出題であるため。
- ・ 約1ページにわたる「市街地再開発事業の制度の概要」が形式面で目新しく、ここで面食らった受験生もいたようである。しかしながら、取り上げるべき論点や、参照すべき判例は、必ず知っておくべきものであり、きわめて適正である。それゆえに、落ち着いて主要な論点や判例、知識を想起して解答できた場合に、得点が得られたと思われる。結果として、行政法のスタンダードな理解力を測る、適正な問題であると感じた。
- ・ 設問は、いずれも基本的な論点と条文の解釈を問うものであり、出題として適切である。
- ・ 行政法上の主要な論点をバランスよくカバーし、また条文を丁寧に読ませる問題であったから。
- ・ 行政法上の基本的な論点とそれに関する判例についての基礎的理解を前提に、提示された条文および指示に基づいて、おおむね適切な時間配分の中で解答できるような設問である。
- ・ 問題文と関係法令から法制度の仕組みを正確に読み取り、問題状況を的確に整理した上で、基本判例や基本的知識を踏まえて論じることが求められており、法曹実務家としての適性の有無、程度を測定するのに適した試験内容であると考えられるため。
- ・ 重要な判例の論理を正確に理解していることを求める出題であり、基本的な判例学習の重要性を意識させられるため。また、計画裁量の問題でありながら、行政裁量のパターン化した記述からは距離を置く出題であり、行政裁量に関する安易な学習態度に対するブレーキとして機能することが期待されるため。
- ・ テーマは、基本的な重要論点で、受験生の実力をはかるうえで適切だと考えるが、計画の処分性のところで、平成20年の浜松土地区画整理事業最判、平成4年の阿倍野第二種再開発事業最判についても、会議録で提示しておいたほうが、他の設問とのバランス上良かったのではないかと思う。
- ・ いずれも典型論点であり、各論点についての正確な理解の到達度を測ることができる問題であると考えられるため。
- ・ 取消訴訟を中心とした標準的な問題であるから。

- ・第一種市街地再開発事業に関する出題は、受験生にとってはやや難しいかもしれない。しかし、通常法科大学院で扱われる授業内容で対応でき、受験生の思考力を問う問題として適切と考えられる。また、違法性の主張に関する問題も、誘導がなされており、適切と考えられる。

b. どちらかといえば適切である

- ・冒頭で制度の概要を説明するのは良いと思う。他方で、制度の複雑なところは図示する、(従来の本試験でも見られたように)手掛かりにすべき判例がある場合は、会議録で示す等の配慮があっても良かったのではないか。
- ・法科大学院教育の内容から逸脱するものではないから
- ・全体的に、市街地再開発事業を詳しく知っているか否かで大きく難易度の分かれる問題であったと思われる。どのような問題でも、制度を知っているか否かで問題の解きやすさが変わることはあるが、この問題は特に差が出やすいものであったのではないか(そうであるからこそ、冒頭で制度の概要が説明されたのだろうが、制度を知らない受験生はこの説明を読解するのに相当の時間を要し、設問の解答に当てる時間が足りなくなったのではないかと推測される。)。もう少し単純な事案のほうが受験生の実力を測るには適切ではないか。

各設問ごとのコメントは以下のとおりである。

設問1(1)について 出題趣旨にも明記されているとおり、最判平成4年11月26日民集46巻8号2658頁及び最判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁の理解を問う出題であり、法科大学院における学習の到達度を測定するという観点からは、適切な出題であるといえる。ただし、特定の判例を前提とした出題は、ともすれば判例の知識の断片的暗記という学習態度を助長しかねないことについては、今後の出題において留意されるべきであると思われる。

設問1(2)について 土地利用計画の違法性を問うという出題上やむをえないことではあるが、実体的違法事由については、条文からの要件の読みとりとその意味の解釈および当てはめが、薄くならざるをえない嫌いがある。手続的違法事由については、違法事由そのものは都市再開発法施行令4条1項各号に該当するか否かの判断のみであり、実力を問うのに適した出題であるとは思えない。しかし、「それら手続は単なる情報収集にとどまらず、事業によって影響を受ける土地所有者等の権利保護をも目的としたものであるといえる。そのような趣旨の手続を全く履践しなかったという瑕疵は、本件事業計画変更認可を違法ならしめるものである。」(出題趣旨より)ということ論じさせる点は、手続的瑕疵の法的効果に関する深い理解を問うものであり、この点と合わせれば、適切な出題であるといえる。

設問2について 出題趣旨における最判平成21年12月17日民集63巻10号2631頁の理解がやや一面的ではないかという疑問がある。そもそも同判決が、実体法的観点と手続法的観点とを分けて判示したものであると単純に割り切れるかについては、最近の亙理格や野呂充の研究にかんがみると疑問がある。両者の関係についても、中川丈久が指摘するように理解は一樣ではない。そもそも「先行処分と後行処分が同一の目的を達成するために行われ、両者が相結合して初めてその効果を発揮するものであること」という判示は、異なる事案における当てはめに耐えうるほど具体的な基準として判示されたものであろうか。問題文において、「実体法的観点及び手続法的観点の双方から」という条件が付されていることは、判例の通俗的な理解に基づく一面的な学習態度を助長する点で、妥当ではない。上記のような学説の展開を弁護士の会話に登場させるなどして、思考力を問う工夫が望まれる。

- ・問題の基本は、判例の確立していない処分性判断等を中心に適切に出題されていると思われるが、出題に際して、違法性の承継についての判例情報があまりにも親切に盛り込まれすぎているところがあり、こうした点については、基礎知識の確認のためにも盛り込むべきではなかったと考えられる。
- ・代表的な判例の理解を前提に個別行政法の仕組みを解析させる問題であり、良く出来ている問題と思います。
- ・個別法に特有の仕組みの理解が必要となるが、解説、誘導が詳しくなされており、聞かれている論点はオーソドックスである。
- ・処分性や違法性の承継の論点は重要な論点であるものの、過去にも複数回出題されており、やや偏りがあるようにも思われる。繰り返し同じ論点を出題していると、受験生の学修範囲を事実上狭めることになるため、できるだけ多様な論点を扱うようにしてほしい。
- ・制度と事案の内容で長文になっていることが気になるものの、やむを得ないものと思われるし、また、基本的な判例を基礎に出題がされており、難易度は概ね適切と考えられるので。
- ・問題としては良問であると考え。もっとも、関係法令がやや複雑であり、これを分析検討する時間が一定程度必要になると思われるところ、解答時間としては、ややタイトであったのではないかと推察されるため。
- ・行政計画の処分性については、法領域ごとの判断が必要であることを説明し、阿倍野市街地開発事件最高裁判決に言及しているが、学生は土地区画整理法の事業計画の仕組みを理解するだけで手一杯だろうと思う。また、違法性の承継の問題については、行政計画の処分性について説明する際にも言及しているが、それを主題とするときは土地収用法の例を使っているのだから、学生が問題の関連性を十分に認識できるかどうか不安である。しかし、今回のテーマで問題の難度を下げるができるかと言われれば、それもなかなか難しそうである。出題者のご苦勞は理解できる。
- ・法科大学院における行政法の標準的な学修内容に即した適切な出題である。特に〔設問

2] は、判例の単なる知識を問うのではなく、当てはめを重視した出題の試みとして評価することができる。ただ、問題文中の「先行行為と後行行為が……相結合して初めてその効果を発揮するものであるか」という表現が、平成21年最判のいう「安全認定は……建築確認と結合して初めてその効果を発揮する」の適切な要約になっているか（つまり「その」が何を指すのか）については検討の余地があると思われる。

c. どちらともいえない

- ・出題事案と対比し得る最高裁判例を想定した上で、それとの違いを意識しながら論じさせようとする出題のあり方には好印象を持った。但し、法制度紹介に多くのスペースを割く形式となっており、正確さを期すためとはいえ、限られた試験時間の中でどこまでの資料を受験生に提示し、執筆時間を確保させるべきなのか課題が残ったようにも思われた。多くの受験生の能力を凶る上で事案処理にかける時間を有意義に残しておかなければ、提出される答案は均質的なものとなるおそれもある。

d. どちらかといえば適切でない

- ・第1に、問題文が過度に複雑化、長文化しないように配慮されてきた近年の傾向に逆行し、制度の説明だけで1頁、関係法令に4頁を費やすなど、過度に複雑であり、2時間という限られた時間で法科大学院の学修の成果を試すものとしては疑問がある。第2に、近年の傾向と異なり参照すべき判例（特に最判平成20年9月10日）が明示されていないが、市街地再開発事業についての予備知識を持たない者が、問題文の説明から平成20年判決を想起するのは、やや難しかったように思われ、平成20年判決を十分に勉強していたにもかかわらず、その成果を生かせなかった者も少なくないのではないかと危惧される。第3に、[設問1]（2）のうち、手続的瑕疵の問題については、施行令4条1項各号に当たらないことを答えさせたかっただけなのか、趣旨をよく理解できなかった。受験生にも戸惑った者が多かったようである。会議録にもう少し記載があってもよかったのではないか。第4に、[設問2]の違法性の承継について、平成21年判決の規範が会議録に記載されていることの意図が不明である。規範部分には配点がないことを示す趣旨かもしれないが、答案には規範を書かないと、当てはめへの流れが悪くなると思われ、規範を書いても配点がないとすれば疑問である。第5に（作題の都合上やむを得ない面があることは理解できるが）出題分野が街づくり・土地利用規制関係に偏りすぎていることがかねて指摘されているところ、今年もその分野からの出題となったことである。上記第1・第2の点と相まって、この分野ばかりを重点的に学修せよとのメッセージになってしまうお

それもあるのではないか。

e. 適切でない

(2) 民事系

(ア) 民法

a. 適切である

- ・「論点を覚えているか」を問うものではなく、法律関係を明らかにするために要件とその該当性を解き明かすなかで論じるべき点を発見し、関連する判例の実質的な価値観を応用しながら解答をさせる問題にするという工夫が見られて、良問だと感じた。他方で、近年、家族法分野からも出題されていたところ、今回はそれがなかった（財産分与が一応関係するとはいえ）は、数年に一度そうした年もあるだろうと理解しつつも、残念な点として指摘したい。
- ・いずれも基本問題であり、法科大学院のカリキュラムに沿って勉強していれば正解に行き着く問題である。ただ、難易度の点から言うと、賃貸人の修繕義務（民法 606 条）と賃借人による特別な事情による修繕（民法 607 条の 2）、費用償還請求（民法 608 条）の適用に関して、学生が困惑するような問題であり、良問ではあるが、難しかったと思われる。
- ・バランスよく基本的知識と応用（思考）力を測定できる問題である。
- ・基本的な論点が出題されており、正確な知識と論述能力を問う出題であるため。
- ・財産法のみならず、家族法や相続法も意識した問題となっており、民法全体の知識をバランスよく使う問題となっていると考える。また、判例についてそのまま使うのではなく、他人物売買の判例を他人物賃貸借に適用できるかという形で使わせるようにしており、知識だけでなく応用力も問う良問であると感じる。
- ・条文及び判例の基本的な知識及びそれを元に少し応用的な問題を検討させ、法的思考力を測る内容で、問題の内容、難易度、分量共に適切であると感じた。
- ・設問 1（1）は、他人物売買と相続のケースを他人物賃貸借の場合に類比させて考えさせる問いであり、良問であると思われる。本問については、他人物売買のケース自体を知らずとも、本人の無権代理人相続のケースに類比させて考えれば同様の結論を導くことができることから、受験者の思考力が試されることになり、実務家登用試験として適切であると思われる。他方で、設問 2 については、登記必要説と不要説のいずれでも問題ないと

されているのはそうなのであろうが、仮に不要説を採ったとすると、第三者としての保護についての論点が増えることになるが、そうすると、必要説を採った場合との採点の違いが現れないかが気になるところである（むしろ不要説を採ることが期待されているようにも思える）。

- ・設問に連続性が全くない点はよくないが、事実の番号だけは連続したものになっていて多少改善された。銀行取引や登記手続が日曜・祝日になってしまっているという過年度のようなチェックミスもなく、基本問題+応用力を問う点で良い問題と思える。
- ・知識を問う基本問題にプラスして、その場で考えさせる問題が出題されており、良い傾向ではないかと思われる。近時は、書くべき論点を問題で指定する問題が多い傾向にあるため、できれば事案分析能力を問う問題を出したり、事案から法的論点を発見する能力を見る問題があってもよいと思われる。
- ・必要な知識は基礎的なものであり、その知識の応用力とその場での思考力が試される問題。
- ・幅広い分野の論点につき、基本的な理解を前提として展開させる良問であった。難易度も学生の理解を問う上で適切なレベルである。
- ・法科大学院の授業で通常扱われる内容が主題となっている。
- ・民法に関する受験者の基礎的な理解および具体的事案において適用する能力の有無を図ることのできる問題といえる。
- ・民法の基礎的な知識を前提としつつ、論理的思考力を問う問題である。
- ・問うている内容および難易度ともに、条文と基本判例を押さえているか否かだけでなく、論理的に一貫した解答ができるか否かを測ることのできる問題となっていると考えるので。
- ・類似する場面についての判例の解釈を踏まえた検討を求める出題（設問 1 (1)）、制度と制度との関係を踏まえた検討を求める出題（設問 1 (2)）、著名ではあるが解釈が必ずしも定まっていない論点について問う出題（設問 2）、ある条文についての判例の解釈が別の条文にも当てはまるかを問う出題（設問 2）など、工夫した出題がされている。また、論点についての表面的な知識を問うのではなく、その知識をもとにして自分で考えることが求められている。

b. どちらかといえば適切である

- ・改善の余地はあるが、重大な問題はない。
- ・基本的な事柄を確認しつつ、思考能力も問う問題となっているから。
- ・基本的問題であり、授業等を理解していれば解答可能である。
- ・設問 1 から設問 2 までオーソドックスなテーマに関する出題であった。問題文も定量で、

事案分析もしっかりと問う、論点論証的な出題ではなかった点も適切であった。ただ尋ねる小問が多く、それを時間内に処理する能力も試されているように思われるが、もっとじっくりと考えさせるような力も問う出題をすべきだったのではないかと感じた。

- 設問1の各問いは基本的な条文・判例の理解をベースに適切な応用能力を試すものであり、適切（良問）である。設問2も、基本的な条文・判例の理解をベースに適切な応用能力を試すものであるが、論ずべき点が多く、かつ、設問2の配点が大きいため、設問2で多くの論点を要領よく簡潔に記載した事務処理能力の高い答案の方が高い評価を受けたのではないかと推察される。問題自体は良いので、例えば、設問1及び設問2の配点を60:40とした方が、理論的かつ実戦的な分析力・思考力・判断力の優れた者の評価が高くなり、より適切な選抜ができたのではないかと思われた。
- 民法について、幅広い範囲について対象としつつ、基本的な問題については深く検討させ、また見解が分かれる問題については、論理一貫性とバランスを重視した問題であり、法曹としての資質を図る問題として適切である。ただ、論述すべき内容と解答に与えられた時間についての関係は、再検討する余地がありそうである。
- 民法に関する基本的な論点についての理解及び応用的な論点についての論理的思考力を問うものであり、民法について条文、判例及び基本書をきちんと勉強していれば、対応可能な問題であろうと思います。
- 論理的思考能力を試す要素がもっと欲しい。
基本的な条文の解釈について、単に判例の知識を問うのではなく受験者に考えさせる内容となっている。

c. どちらともいえない

- 設問が1と2のみと見せかけて、設問1(1)ア、イ、設問1(2)ア、イ、設問2と結局5問の出題であり、2時間では量が多い。問題量が多いことは例年どおりであるが、結局変わっていない。問われている内容は基本的な事項を中心に問う問題で内容の適切性はあると思うが、やはり処理速度が問われる問題であると感じる。
- 典型的な論点を事案に即して丁寧に論じることが求められている。設問1と設問2の配点は1:1ではあるが、事実や設問の分量から設問1に時間をかけてしまう受験生が多そうと考えられる。さらに、設問1と設問2が完全に独立した設問であるため、設問2から検討を始めるなど、時間配分がうまくできたか否かで解答に大きな差が出るのではないかと考える。
- 判例の基本的理解を問う問題で、受験生の基本的な知識の理解を問うにはよい問題である。
ただし、受験生の思考を問う問題はなかったように思われ、法曹として基本的な知識さ

えあれば、よいのかどうか、司法試験の意義を問い直す必要があると思われる。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(イ) 商法

a. 適切である

- ・会社法の基本的な論点に対して、少しひねりを加えた形で問われており、会社法的なものの考え方について問うよい問題であると思う。
- ・本年度は2時間で十分に解答できる内容と分量の問題であった。会社法の条文に即して、基礎的な知識を踏まえて応用力を問う良問であった。

※どちらとも言えないという意見もありましたので参考まで以下記載します。本年度の試験問題はやや難解なものであり、おそらく受験者全体の素点平均は相当低かったものと推測される。会社法上における実体法上の権利のみならず、訴訟手続きについての検討を求めていることは、法律実務の処理能力を試す点で評価できるが、もう少し会社法上の制度および重要判例についての基礎的な理解とその応用力を試すことができる内容と分量にすべきであると思われる。とくに、設問1は最近の下級審裁判例をモデルとしたものと思われるが、少数株主による総会招集請求を株式会社の機関としての行為に準じて、監査役の違法行為差止請求の可否として検討させるのは、やや難解な問題である。このような典型的な論点とは言えない問題を「設問1」として設定すれば、解答における時間配分を誤り、設問2まで十分に書き切ることができない事態が想定される。少なくとも「設問1」については、会社法の条文および重要判例の基礎的理解を問うような問題設定とするのが相当であるものと思料する。また、すべての設問において問われている各主張が否定される結論となるのが筋であると思われるが、このように全設問において結論を否定的に設定するような出題は、受験者を惑わせる要素となるため、できるだけ避けるべきである。

- ・第1問は、本論点に関係する制度（株主の権利行使に関する利益供与、取締役の行為についての監査役の差止請求）の理解をもとに、それとは少し異なる事象について解決を探る問題であり、第2問は、会社組織に関する訴えに属さない株式併合の無効を、株主総会決

議の瑕疵を理由に論じさせる問題であり、いずれも、基礎的知識をもとにそれを応用する思考力を試す良問であると考ええる。

- ・結論はどちらの立場を採用しても構わないと明記したことは、受験生にとって良い事だと思います。
- ・株式併合によるスクーイズアウトなど近時の実務上の重要論点を採り上げ、法的思考力を試している。
- ・基本的な論点を中心に据えながら、事例を工夫したり、近時の裁判例を題材とした事例にすることにより、受験生の思考力を試す問題になっている上に、問題の難易度も適切であると考えられるため。
- ・設問1は、監査役の権限、株主の権利行使に関する利益の供与の規定を丁寧に説明した上で、類推適用の可能性を課題の事実と法の趣旨を踏まえて検討させるもので、記憶に頼らない、思考力を試しており、適切と思われる。東京高決令和2年11月2日の事案を参考にしていると思われるが、同裁判例を知らないと理解できないものではない。設問2も、株主平等原則の意味や株式併合の趣旨などを踏まえて、自分なりの考え方を示すことを求めるもので、自ら考える習慣を身につけている学生にとっては、「それなりの」回答が可能かと思われる。問題量としても適切であり、かつ、昨年と異なり、事実がむやみにひっくり返ることなく、事件の推移が理解しやすい。
- ・
- ・会社法の条文や制度について正確な理解がなされていることを前提に、問題文の事実を踏まえつつ現場で具体的に検討できるかどうかを問う内容となっている。
- ・出題の難易度レベルとして適切である。
- ・過去問と近年の下級審の重要な裁判例について、しっかりと学習していれば、いずれも解答可能な設問であったと思われる

b. どちらかといえば適切である

- ・2つの設問ともに、近年の下級審裁判例を参考にしているものと推察されるが、受験生にとって初見である可能性が高く、柔軟な条文操作等の現場対応力をみるとしても、限られた時間内に答案構成するにはやや難問という印象を受ける。
- ・会社法に対する基本的な理解と応用力を問う問題となっているようにも思うが、未修者コースの修了者の存在を念頭におき、司法試験が在学中受験となり、受験準備のための期間が大きく短縮されたことを考えると、水準が適切であるのか、検討する余地はあるのかも知れない。
- ・設問1・小問2および設問2は授業でも取り扱う内容を具体的な事実関係の下で応用的に論じさせるものであり、会社法の規定・制度の趣旨・内容について表面的な理解に止まら

ず、正確かつ理論的根拠も含めて理解しているかを問うもので、良問であると考え。これに対し、設問1・小問1は、事前に準備できた学生はほとんどいないと思われ、現場で即時の条文探索および適用可否の検討が求められる問題であった。監査役が株主総会の開催をやめるように求めるという点で場面が特定されているから、監査役の権限に関する規定を探せば会社法 385 条の適用・類推適用の可否を検討すべきことに気付く学生は一定数いると思われる。そのため、出題として不適切とは考えないが、かなりの応用的論点であること、出題の元ネタ（東京高決令和2・11・2金判1607号38頁）は重判に採用されていない裁判例であることからすれば、商法科目の最後の設問として問うのであればともかく、最初の設問として問うのは酷だったのではないか。

- ・応用的な思考力を問う問題が多いが、適切に採点することなどにより適切に評価できる問題だと思われる。
- ・近時の裁判例に題材を採った良問である。ただし、設問1も設問2も株主総会決議の瑕疵が主要な論点となっており、論点が偏っていることは、問題である。
- ・全体的には、基本的な条文の趣旨と重要な裁判例を理解していれば論じられる問題だと感じた。設問1の総会開催禁止の仮処分については、やや戸惑うところだが、実務上重要であって、問題全体のバランスを考えれば妥当だと思う。
- ・会社法の基礎的な理解に基づく思考力と応用力を問う良問だが、全体的にやや難易度が高かったように思われる。
- ・会社法に関する基本的な知識をもとにしつつ、思考力を試す工夫がなされている。もっとも、設問のうち1問については、もう少し難易度を下げてもよかったようにも思われる。
- ・複数の論点をバランス良く聞いているため。
- ・設問1においては、条文の類推適用を検討するなど、基本的に知識をもとにした上での応用力を試す問題であり、とても好感が持てる。設問2については、若干解答に苦慮するのではないかとも思われるが、準備ができていた受験生は合格点を取れたと思われる。
- ・論点主義の暗記力に偏重することなく、柔軟な現場思考力を試す問題であったから。
- ・解答すべき法的観点を間違える余地があり、採点基準次第で評価が変わります。

出題範囲および形式は、会社法の基本的な制度設計の理解度を測定するのに適していると言え、適切と考えられる。もっとも、法的論点として、裁判例とはやや異なった内容から生じる類推解釈が必要となる点については、やや難度が高いと感じられる部分もあった。

c. どちらともいえない

・設問1

小問1は、会社法上の公開会社で取締役会設置会社である甲社において、筆頭株主(少

数株主)である乙社が取締役の解任等を求めて臨時株主総会を招集するに当たり、賛成してくれた株主には1000円相当の商品券を贈呈する旨の書面を配付した場合に、甲社の監査役から株主総会の開催をやめるように求める手段の有無について相談された弁護士がどう回答すべきかを問う問題である。

監査役の基本的な職務は取締役の職務執行を監査することであるところ(会社法381条)、監査役が乙社の違法不当な行為の差止めを求めることが可能であるか、どのような法律構成が採れるかについて、「出題趣旨」によれば、まず、監査役による取締役の行為差止めについて定める会社法385条の適用又は類推適用の可否が一応考えられるとされている。

もっとも、同条は、監査役が取締役の違法行為等を事前に差し止めることができるもので、条文どおりであれば、株主である乙社の行為の差止めには及ばないのが原則であるから、同条の要件をよく理解している受験生は、要件を満たさないとして、その適用を否定することになるのではないだろうか。しかも、同条の類推適用の可否は受験生レベルでは論点として広く認識されているわけではないので、そのような類推適用の可否について検討を求めることは、会社法に対する受験生の基本的な理解を問うという意味では、やや酷ではないかと思われる。

しかも、本問では、会社法385条の差止請求権の類推適用による差止めを考えることができたとしても、本案訴訟の提起だけでは実際に乙社の請求による臨時株主総会の開催を止めることはできないのであるから、これを被保全権利とする仮の地位を定める仮処分(民事保全法23条2項)として株主総会開催の差止めを求めることを検討することが必要となるが、その被保全権利をどのように構成するかは上記のとおり必ずしも容易ではなく(「出題趣旨」では、監査役の乙社に対する妨害排除請求権や株主総会決議の取消しの訴えを本案とするとされている。)、法科大学院における会社法の論点が広範にわたるものであることを考慮するならば、そこまで求めることが適切か否かについては、慎重な検討が必要ではないだろうか。

いずれにしても比較的難しい理論構成を求めるもので、会社法の基礎的知識を学修している受験生であっても対応に苦慮した者がいたのではないかと思われ、その採点に当たっては、基本的な事項を書いた答案に一定の点数を与えざるを得ないことになり、結果的には、法律実務家になるのにふさわしい論理的な思考能力を備えているかどうかを確認する問題として適切であるとは言い切れないように考えられる。

小問2は、上記株主総会決議の取消しの訴えにおいてどのような主張をすることができ、それが認められるかを問う問題であり、会社法120条の適用の有無を前提として、乙社の株主総会招集の手續又は決議の方法が「著しく不公正」であった(会社法831条1項1号)と主張することが考えられる。

会社法120条をめぐる判例は、会社法における基本判例の1つであり、そのような論点を出題すること自体は適切であると考えられるが、この小問2では、議決権の行使が問

題となる臨時株主総会が開かれる甲社によって「財産上の利益」が供与されるわけではなく、臨時株主総会を招集した株主である乙社が利益を供与したことが問題となるのであるから、同条の要件をそのまま検討すれば、同条の適用はないという結論に至る事案であるところ、同条の趣旨などを勘案した上で同条の類推適用の可否を論じることが求められる問題である。

そして、乙社が提供した商品券の額が少額であること、乙社の提案に反対することが殊更妨害されたわけではないこと、甲社の業績悪化や筆頭株主である乙社との間で対立が生じていることなどの諸事情を踏まえて「著しく不公正」といえるかどうかを自分なりに考察して会社法120条の類推適用の可否を検討させる問題であって、法的思考能力を試すという意味では良問といえなくもないが、このような問題を短時間のうちに適切に検討することは必ずしも容易ではないと考えられる。

以上のとおり、設問1は、小問1、2のいずれにおいても、特定の条文の類推適用の可否が実質的な論点となっており、そのような出題は、法科大学院の授業における会社法の基本的な事項の修得という目標を超えた応用を求めることになるのではないかとの危惧が生じないわけではなく、なお検討を要すると考えられる。

設問2

会社法上の公開会社でなくなった甲社において、甲社の経営陣が、甲社の再建を支援していた丙社が甲社を完全子会社化しようとしたのに対抗して、経営陣のうちの特定の株主に株式を譲渡してその保有株式数を増加させた上、株式併合を実施して丙社を株主から排除し、その後に株式分割と第三者割当増資により甲社の株式を特定の経営陣仲間たちだけで保有するようにしたという事案について、締め出されることになった丙社が採ることができる会社法上の手段等を問う問題である。

このような特定の株主だけを排除するために実施された株式併合の効力を争う方法として、株式併合を認めた株主総会決議(会社法180条2項)の効力を失わせることが考えられるから、①特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたとして、株主総会決議の取消しの訴えを提起すること(会社法831条1項3号)、②決議の内容が法令に違反することを理由として株主総会決議の無効を確認する訴えを提起すること(会社法830条2項)等が考えられるところであり、具体的な事例に基づいて会社法の規定の正確な理解を問う問題であると考えられる。

ただ、株式併合については、そもそも併合割合に満たない数の株式しか有しない株主は必然的に株主から排除される性質を有するものであり、会社法においても、そのような併合割合未滿株主の排除を許容しつつ、その救済を図るための制度を充実させようとしているところであり、ただ単に、特定の株主が排除される結果になれば違法な株式併合になるというものではない。

上記①については、甲社の経営陣が「特別の利害関係を有する者」に当たるかどうか、「著しく不当な決議」がされたといえるか否かが問題となるし、上記②については、「決

議の内容が法令に違反する」といえるか否かが問題になるが、いずれについても、上記のような株式併合という制度の特有の性質を十分に踏まえた上、本問の具体的な事実関係に即して、違法・不当の判断を導き出すことが求められることになり、その意味では悪い問題ではないが、一方で、本問が最近の類似の判例を題材に出題されていることも明らかであり、その解説を聞いて一定の知識があった受験生とそうでない受験生とでは大きなハンディがあったのではないかとも思われ、そのような最近の類似の判例を題材とする出題が適切なのか否かについては、検討を要すると考えられる。

- ・設問1の小問1が法科大学院で学習すべき範囲に含まれるとは到底考えられない。
- ・利益供与の禁止を定める120条1項を総会を招集する少数株主に対して類推適用するための理由付けを論じさせるためには、少数株主が会社に代わって総会を招集して自己の提案する議題、議案の可決を目指す場合と、会社提案議案に反対する委任状を勧誘するために利益が供与される場合の違いなども考察する必要があり、利益の供与により株主の意思が歪められる可能性があり、そのことから直ちに総会の公正な運営が害され得ることを指摘するだけで類推適用が肯定される、という正解筋を出題趣旨に明記したことは、生煮えの議論ではないかとの疑いがある。思考力を問う出題を工夫した狙いは評価され得るけれども、類推適用の解釈論を慎重に考えた受験者にとって不利な採点とならないような配慮がなされることが出題趣旨に明記されることが必要であった。

設問2のための事実のうち、株式譲渡制限に関する定款上の特則、株式譲渡の効力などが解答と無関係であるかのように、出題趣旨において言及されていないことにより、これらの事実を解答に含めようと取り組んだ、慎重かつ思慮深い受験者に無用の負担を強いるものでなかったかが疑われる。株式譲渡が無効なら株主が行使した議決権数に誤りがあり、株式併合決議の承認決議に決議方法の法令違反という取消事由があるか、という論点を検討させたかったのか、その検討は不要であったのか、不要であったとすれば、なぜそのような事実を与えたのかについて、出題趣旨において説明することが必要であったと考える。

- ・設問1及び設問2は、会社法上の制度の深い理解を踏まえたうえで、現場での思考を求める問題であり、受験生の応用力を評価する点では適切であったと考えます。ただし、設問1及び設問2は、いずれも思考力や応用力が重視される設問であり、両方を同時に出題すると、全体として難易度が高くなりすぎるのではないかと危惧されます。少なくとも一部は、会社法上の制度や代表的な判例に関する基礎力を確認する問題を出題するなどして、難易度のバランスを調整するとともに、受験生の多様な能力を評価できるようにしたほうが良いのではないのでしょうか。
- ・とりわけ、設問1小問1については、最初からかなり考えさせる問題であり、監査役による株主の違法行為の差止請求という、学生が考えたことのないケースを現場で考えさせる点で、少々難易度が高かったようにも思われる。しかも、これまで（過去5年程度）の傾向とは明らかに異なる傾向の出題であったので（判例の応用、条文操作に力点が置

かれていた問題とは異なる傾向であったと感じる)、その点でも、難易度が高いと思われる。

d. どちらかといえば適切でない

- ・設問1・設問2のいずれも、会社法の条文だけでは対応できない応用的な問題に対して、基本知識を踏まえて論理的かつ説得的な論証ができるかを問う問題であると思われる。そのような出題は、一般論としては、受験生の基礎知識と応用力を問うものとして適切な出題となりうるものであるが、本年度は、設問3つのすべてがそのような問題で構成されている結果、全体としてみると難易度が高くなりすぎているのではないかとと思われる。

個別に見ると、設問1の小問1は、多くの受験生が(たまたまプラコー事件を第一審から詳しく学習していたなどといった事情がない限り)教室において全く考えたことがない問題と思われる上に、問題の所在の理解が困難であり、受験生の実力を測る上で適切とは考えられない。監査役の権限に関する条文から要求される問題の距離が遠すぎ、類推適用の思考を求めるにしても難易度が高すぎる問題である。実際に、試験会場で20分ほど誰も書けず六法をめくっている音だけがした、と複数の学生から報告を受けている。この意味において、教育からの距離が遠く、何を書けばいいかが受験生にとって不明確である点で、近時の司法試験問題の中でも悪問に位置づけられる問題である。

小問2は、モリテックス事件を丸暗記しているだけでは通用せず、条文の要件を適切に検討したうえ、120条の直接適用ができないことから、類推適用→決議方法の法令違反のロジックを選ぶか、適用否定→著しい不公正のロジックを選ぶか、いずれでもないかの検討を求めるものであり、近時の裁判例を分析していても、モリテックス事件及び過去の司法試験を分析していても、一定の手がかりを持ったうえで、条文そのものと裁判例の考え方を踏まえた検討を求めるものであり、教育からの距離が近く、質の高い良問である。

なお、設問1について、配点6割の内訳を示していないのは、上記で示した難易度の著しい差に鑑み、受験生にきわめて悩ましい選択を迫ったものと思われる。小問2が質の高い良問であるだけに、小問1との組み合わせ及び配点を明示しない出題の仕方により設問1の試験問題としての価値が損なわれたことは残念というほかない。他方、プラコー事件をどの程度学習していたかで差はつくが、小問1の部分を教育している可能性は低く、小問2は従来からの延長で考えられるので、許容範囲内の出題であると思われる。

設問2は、基礎的な条文からのロジカルな思考が求められる問題であり、平均的な受験生の実力差を適切に反映できる問題であると思われる。今回の問題の中では、最も典型的な問題とされているが、考えたことのない問題を論じさせるという点で、単体ではよい問題である。

総じて、全ての問題が、直接適用不可・条文不存在を踏まえ、類推適用や思考の拡張を

求めるという方向性であるが、受験生の実力を適切に測定するためには、これらとは性質や難易度の異なる問題、とりわけ設問1の小問1を削除し、よりストレートな知識・理解を問う標準的なレベルの問題を入れる必要があったと思われる。設問1小問2及び設問2の双方で株主総会決議の瑕疵を論じさせていることもまた、バランスの悪さを端的に示す。このように、近年稀に見る悪問を含み、難易度・出題分野のバランスも壊れた本年の司法試験の問題は、今後繰り返してはならない他山の石である。

- ・設問1、設問2ともに、明文規定や裁判例の集積がない事項について、当否いずれとも評価できる事実関係のもとで問われており、いずれか方向で解答しなければならない受験者にとっては過大な負担となっていると思われる。

e. 適切でない

(ウ) 民事訴訟法

a. 適切である

- ・民事訴訟法上の主要な法概念やこれに関連する重要判例に関する基本的な理解を問う問題と、それをもとにした応用力ないし発展的思考力を問う問題とが組み合わせられており、受験者の到達度や習熟度を測るに適切な問題であったと考える。応用的・発展的な問題においても、著しく高度な知識は要求されておらず、法科大学院修了相当の理解をもとに、問題文中の指示ないし誘導に従って比較的無理なく結論に到達することができるよう、相応の配慮がされていたことも適切であったと言える。出題分野も、設問1が当事者適格、設問2が自白、設問3が既判力に関するものであり、概ねバランスがとれている。今年度のように、年によって、学習カリキュラム上のいわゆる「前半部分（第一審手続）」のみから出題され「後半部分（複雑訴訟・上訴）」から出題されないことがあるが、前者偏重にならないことが望ましい。
- ・基本的な概念や判例の規範、当てはめの仕方等を問う良問であった。
- ・概ね、基本的な知識を事案に則して運用することを求めるものになっている。
- ・①基本的なところから現場思考を試す良問であったと考えている。特に後者については、考えるべきポイントが明示されており、解答しやすかったものとする。
- ②予想外の出題ではなく、難易度も適度であり、設問の誘導も親切であるという印象を受けました。ただし、設問3は期待可能性説で書かせる問題のようですが、もう少し自由度があってもよいのではないかと少し思いました。

- ・論点自体は基本的なものであるものの、これまでのアプローチと異なる説明が求められるなど、必要かつ十分な準備が必要な問題であるため。
- ・民訴法の基本的事項とその応用が出題されていること、民訴法の各分野からバランスよく出題されていること、問題文にある誘導もほぼ適切であること、自説及び反対説を踏まえての論述が求められていること
- ・実務において起こりうる事案を題材として、基本的な概念を理解しているかどうかを問う問題となっている。問題文の誘導も多すぎず、少なすぎず適切である。
- ・本年の民事訴訟法の問題では、当事者適格論、民事訴訟における主張・立証の規律、既判力論といった事項が問われたと理解されるが、全体として出題範囲のバランスが非常に良かった。また、受験生が民事訴訟法における基本的事項（任意的訴訟担当の意義、自白の意義・要件、既判力の正当化根拠など）を理解しているかという基本問題に加えて、判例が示した基準を具体的な事案で応用できるか（設問1、任意的訴訟担当）、応用的な法解釈論を展開できるか（設問3、既判力の縮小）といった応用問題が散りばめられ、受験者の能力を様々な観点から測ることができた点も良かった。とりわけ、設問2については、弁論準備手続における口頭議論の活性化という実務上も関心が向けられている重要テーマについて、争点証拠整理手続の意義・目的から丁寧に検討させる（令和2年司法試験設問2以来の）良問であったと感じた。民事訴訟手続の意義・目的を正確に理解することは民事訴訟法の学習においても重要な位置付けを占めている基本事項である（にもかかわらず疎かにされがちである）ことから、今後もこのような類の問題が出題されることを希望したい。以上のとおり、本年の問題は、適切な問題であったと評価できるが、強いて難点を挙げれば、設問1について、基準が抽象的であって、受験生においても判例を十分理解する手掛かりが多くないように思われる判例に関する出題であり、かつ、事案においてもX1に付与されなかった権限（例えば、賃貸物件の管理業務権限や解除権の有無）の範囲があまり明確でなかったため、受験生においてあてはめがやや書きにくいように思われた点である。また、設問2についても、「本件陳述がされた場面や当該手続の目的等を踏まえ」という指示があることから、本アンケート回答者は先行自白の撤回可能性よりは、弁論準備手続の早期の期日における自白の成立・撤回可能性（ノンコミットメントルール）について検討させる趣旨の問題であるように受け取ったが、出題趣旨を見ると先行自白の撤回可能性も含めて二段構えで検討させる趣旨であったようである。そうであれば、誘導において、それがより明確になるような工夫があっても良かったように思われた。
- ・LSの標準的な授業において学生に提供される知識を前提として出題されているため。

b. どちらかといえば適切である

- ・出題の論点は基本的事項であり、難問とは言えず適度と思える。

- ・ 基本的論点について問うものと考えられる。
- ・ 今年の民事訴訟法の出題は、明文なき任意的訴訟担当、自白、既判力の遮断効の作用という比較的基本的な題材をもとにしたもので、ひと頃の出題に比べて大きく改善が図られているものと感じられた。

しかし、形式面では、問1で出題に「異同」という言葉を使用している点に懸念を感じた。この言葉は、一般に思われているように「異なる点と同じ点」という意味ではなくて、「異なる点」という意味である。もとより、2つの比較が求められた場合、全く違うものということはありえないから、共通点についても多少触れることは考えられるが、「異同」の意味を誤解している受験生が多いであろうことを考えると、出題者が正しい意味でこの用語を使用しているにもかかわらず、受験生の回答が内容的にも形式的にも出題者の意図からずれた論述になる可能性がある。また、この用語を正しく理解している受験生にとっても、出題者自身が「異同」の意味を誤解している可能性があるとして、論述に迷うことも考えられる。したがって、このように社会的に誤解が多い用語は、司法試験では極力避けるべきであったと思われる。

それ以外の問題点については、次の「出題趣旨」について記載したとおりである。”

- ・ 問われた論点はいずれも適切であるが、事実関係と出題論点がスムーズに連動していないところがあるように思われます。

設問1：弁護士がノーマルに選択するであろうパフォーマンス（Xから訴訟委任を受ける、選定当事者の方法による）を外して、任意的訴訟担当の検討が求められているように思われます。やや強引に論点が設定されて出題されているとの印象を受けます。

- ・ 3問とも、問題の事案と設問の会話を正しく読み取り、基本的な知識を用いて論理的に思考し、表現することを求める良問であったが、全体としては、例年に比してやや易化したようにも思える。判例等に関する知識をもう少し求めてもよいのではないか。出題形式に関し、設問1は、最高裁の判例の判旨を具体的に示した上で、解答させた方が、判例を正確に理解しているかを問えた得るのではないかと感じた。
- ・ 内容的には適切である。ただし、時間との関係で述べるべき量が多すぎると思われる。
- ・ 民事訴訟法の基本的な理解を試す問題となっていて、適切である。ただし、できれば、設問1で検討すべきとされた判例の判決要旨を問題文に掲げることが、受験生に親切であろう
- ・
- ・ 設問1について、明文のない任意的訴訟担当の意義や要件を問うことは適切であるが、事案の設定として、選定当事者の方法によらないことの不自然さを感じないわけではない。そのことが要件に関連付けられるとの出題趣旨であるが、だとすると、会話文の中で「選定行為はないので、X1は選定当事者となることはできません」としているのはややミスリードではないか。設問2は、受験者に考えさせる問題であり、様々な論述の可能性があるが、採点で工夫していただけたものと理解する。なお、「口頭で自由に議論し」や「揚

げ足取りの主張」といった表現はいわゆるノンコミットメントルールを想起させるが、出題趣旨から、同ルールそのもの（それは過度に実務的である）ではなく、その趣旨や内容として意識されている事柄を論じさせる出題であると理解した。

- 出題事項はいずれも判決手続の重要領域に属するもので適切ですが、設問2は、あまり理論上取り扱われない弁論準備手続期日での自白を扱っている点で、論述課題としては難解のように思います。
- 問われた事項はいずれも重要な問題であり、しかも民事訴訟法の基礎理論への立ち返りを促す点で良問であった。もっとも、問題の誘導に乗れないのも仕方がないのではないかとと思われる設例でもあり、採点の都合とも思われる論点の限定は、なお分かりやすくする工夫が必要だったのではないか。
- 研究者教員の意見は、次のとおりである。

いずれの問題も正確な教科書的知識にプラスして演習科目で扱う議論のテーマについても一定の理解を要求している点は評価できるが、設問2については、通常の教科書的知識だけだと通り一遍の解答になり、ノンコミットメントルールを含めた現行実務の知識を前提とする解答を求めるのはやや要求過剰のように思われる。

これに対し、実務家教員の意見は次のとおりである。

設問1は、適切とはいえない。その理由は、①裁判実務で任意的訴訟担当が問題になることはほとんどない（問題文のような事例で問題になることは全くない）からこれをテーマにすることが適切か疑問である。②昭和45年最判の内容を暗記していることを要求しているが、その内容を正確に暗記していなければ実務家としてやっていけないといえるほどの重要性のある判例とは思えないから、この点にも疑問がある。同最判がどのような説示をしたかを説明した上、本問のケースとの異同を検討させるだけで、十分に能力を判定することができるのではないか。

設問2は、適切である。この論点は、近年、極めて重要な問題となっているのに、理論面での十分な議論がされておらず、このような論点について、ヒントをきちんと与えた上、自分の頭で考え、論理を組み立てることを要求する出題であり、実務家としてやっていくために必要な能力を備えているかを判定するための問題として良問である。

設問3は、適切である。

- 出題内容は適切であるが、〔設問1〕と〔設問2〕で問われている「意義」につき、「意味内容、定義」を書くことを要求しているのか、「価値、重要性」を書くことを要求しているのかが明らかでないので、その点を問題文において明確にすべきであった。
- いずれも、受験生が十分に学修したであろう基本的な制度からの出題であるため、受験生の能力が十分に試されると思われる。ただし、設問1については、単独訴訟が可能という前提で任意的訴訟担当の成否について検討するという設問の条件が、やや解答しづらいもののようにも感じた。また、設問3については、既判力及び再審制度に対する例外的判断ができるほど丁寧な根拠の展開が、与えられた事実関係の範囲内で可能か、やや疑問に

思われた。

- ・民事訴訟法に関する基本的な論点についての理解を問う良問であり、発問におけるリード（誘導）も適切であったと思います。
- ・設問1において、任意的訴訟担当に関する重要判例を理解している必要のある出題がされたのは適切であるが、出題趣旨によれば、比較的詳細な判示内容を記憶していて、本問でも同じような事実関係が認められるかを検討することが期待されている。令和4年度には、主観的追加的併合について、問題文において判例の判示内容が詳細に示され、設問の事案への当てはめだけが問われたのと比較すると、出題方針に変化が見られる。いずれかの出題方針が不適切であるというわけではないが、本年度の出題趣旨を読んでとまどいを覚えた受験生もいるのではないかと思われる。設問2については、裁判上の自白の成立要件及び撤回の要件について、座学による通り一遍の学修をしていた者には答えにくい問題であったと思われる。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(3) 刑事系

(ア) 刑法

a. 適切である

- ・全体として分量と難易度のバランスがとれていた。もっとも、設問1についてはなお書きを付す必要がなかったのではないかとも思われる。また、設問2については問いがやや学術的すぎたのではないかとも思われる。
- ・設問1は、オーソドックスな事例問題により、事例から罪名・問題点を抽出し、論拠を示しつつ規範を立てて当てはめるという、法律家に求められる基本的能力を測る内容となっており、そのために犯罪の成立要件や解釈上の問題点を着実に学び、判例・裁判例を事

実に即して分析する学修を促すものとして、適切と考える。設問2は、多くの法科大学院の必修授業で取り扱われるであろう最高裁判例において参考になる判断が示されている刑法総論の論点につき、小問形式による誘導を用いて、理論的関心への応答を含んだ解答を求めることで、丁寧に学修している受験生には適切な解答がしやすく、逆に判例の結論や定型的な論述例の暗記だけで対応しようとする受験生には解答しにくくなるように工夫されている点などにおいて、出題として適切と考える

- ・ 内容・問題量ともに実力を測るために相応しい。
- ・ 問われている論点はいずれも重要なものばかりであり、判例の理解に加えて、刑法総論の体系的理解も正面から確認する内容になっている。問題形式上、解答にあたって従うべき条件が過度に細かく指定されている印象を一見して受けるが、ここまで誘導しないと全体として点数が出ないという判断であろうから、受験生の現状を前提とすると仕方ないところであると思われる。
- ・ 基本的な内容でありながら、出題の仕方を工夫し、受験者に考えさせる問題になっている。
- ・ 難易度も適性であり、また、解答に際してのヒントの提示があつて受験生も解答し易かつたように思われる。
- ・ 設問1のうち、暗証番号の情報の聞き出しを2項犯罪で捕捉するかという問題は、学説でも必ずしも議論が煮詰まっていないものであり、やや高度過ぎるのではないかという意見があつた
- ・ 法科大学院で修得した知識を駆使して十分に対応可能な問題であると考ええる。
- ・ 近年、単純な論点主義では対応できない、刑法の問題の本質を理解しているか否かを問う形の問題となっており、出題を大変工夫されているのが伝わってきます。
- ・
- ・ 判例・反対説を勉強していればおおむね的確に論じられると思われる。
- ・ 基本的な理解と応用力が試される良問と思われる。異なる結論を導きうる見解を問う形式は今後も維持して頂きたい。
- ・
- ・ 総論及び各論の主要論点がうまく組み合わさっていて、良問である。
- ・ 受験生に自身はどの見解を採るか考えさせ、その見解（反対説も含め）を適切に理解しているかを見ることが出来る問題だと思われるから。
- ・ 財産罪や正当防衛、共犯の中心的な諸論点の理解を事案の適切な処理を通じて問うているから。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 強盗罪や窃盗罪という代表的な犯罪類型が問題となる事例を通して、未遂犯や正当防衛な

どの重要なテーマについての具体的な理解が問われている。

- 設問1は長文の事実から甲乙の罪責を求める出題となっており、暴行後の領得意思やキャッシュカードの暗証番号が財産上の利益足り得るかについて等、各論における財産罪を中心とした重要且つ基本的な論点の出題がなされており、適切な出題だったと思います。ただ、設問2に関しては共犯間において違法は連帯しないとの立場や、違法が連帯するとの立場だけでなく、正当防衛を利用した間接正犯を論じる余地もあるような多様な論じ方が可能な出題だったため、評価をつけるのが難しかったのではないかと思います。採点実感においてより優秀だと感じられた答案や標準に至らなかった答案を具体的にご教示いただけますとありがたく思います。
-
- 標準的なレベルの争点を次々連結させた事案となっており、そこに判例等とは異なる事実を組み込んでどう解決するかを考えさせ、論述に論理的思考を積み上げるプロセスを見やすくする工夫がなされていると思われる。しかしながら、まだ全体に丁寧な論述を心掛けている受験生には、例年と同じく、時間不足で思考の中途半端さのゆえに準備していた論述で済ませざるを得ず達成感のなさなどの不満が残っている。Distinction から解決方向を導くとともに、どこでそれを論理化するかを検討するプロセスを大事にする受験生には学び考える楽しさをはぎ取るようにも感じられるようである。試験なのでやむを得ないところもあるが、様々な工夫の中でそういう受験生に対する配慮が見せることも需要だと思われる。
- 出題内容や難易度は適切であるものの、出題形式として誘導・解答条件が多いため。
- これまでは判例において定まった見解が示されていない論点が問われていたように思うが、今年度の問題は必ずしもそうでないものが多かった。その分、学説の正確な理解を問う側面が高くなったように感じられる。その傾向が強くなりすぎると実務家登用試験としての適切さに疑問が生じ得るが、現在の水準であれば、依然として適切な出題であると評価する。
- 出題のバランス及び難易度は適切であると思われる。
- 設問1と設問2(1)は、財産犯を中心とした事案処理能力を問う基本的問題、設問2は立論問題として違法の相対性に関する応用力を問うものであり、全体としてはバランスが良い。ただ、やや事務処理量が多い気がする。
- 論点は概ね基本的なものであり、問いには理論構成への示唆が付されている一方、設問の指定に従ってしっかり論じようとするれば、解答時間が足りなくなるおそれがあるのではないと思われる。
- 刑法総論・各論の基本的な論点を問う問題であり、法科大学院での授業内容を前提とすれば概ね適切であると考えられる。

c. どちらともいえない

- ・例年以上に設問での検討事項の指示が具体的であり、そこまでしないといけないものなのかやや疑問に感じた（これまでは、法的問題を抽出する能力も評価の対象であることが前提であったように思われる）
- ・設問1は概ね適切といえるが、設問2は（類似の事例はあるものの）これまでの判例にならぬ事例について、学説の対立を前提に解答させるもので、実務法曹選抜試験の趣旨からみて必ずしも適切とはいえない。

d. どちらかといえば適切でない

- ・論点の量が多過ぎ、深い分析力より要領の良さが重視される問題となっている感がある。
- ・設問1については、法科大学院での標準的な学習内容を踏まえたもので、内容・出題方法ともに適切であると思う。これに対し、設問2については、特定の学説の問題意識を踏まえた設問・問い方であるように見受けられるが、そうだとすれば、法科大学院での標準的な学習内容を踏まえた出題といえるか、疑問が残るところである。論述に当たっての指示も受験生に無用の混乱を与えかねないものであり、適切な問い方ではないと思われる。
- ・易し過ぎる
- ・「出題趣旨」の内容自体は適切であるが、特に設問2につき、上記のように論点が理論的過ぎたため、このような丁寧な説明をもってしても、受験者には出題者の意図が伝わらないのではないかと思われる。

e. 適切でない

(イ) 刑事訴訟法

a. 適切である

- ・設問1、設問2とも、基本的な論点及びそれに関する重要判例についての理解を問うとともに、事例の具体的事実を適切に拾い上げてそれを（判例における事案との差異を意識しつつ）評価する能力を問うものであり、適切であると考えられる。
- ・法科大学院で必ず取り上げる重要判例をベースとしつつ、事案を工夫することにより、刑

事訴訟法に関する基本的学識と法適用能力を試す出題となっている。本年度は、例年にも増して、受験生に馴染みのある典型論点が出題されたが、設問1において捜査報告書①②が疎明資料とされた意味を考えさせたり、設問2の【捜査②】において玄関内部や奥の部屋に通じる廊下が映り込んでいたことの意味を検討させたりすることにより、受験生の実力を適切に判別できるよう工夫されていた。

- ・難易度および分量ともに適切と考える。
- ・設問1・設問2いずれも、具体的事案に沿って刑事手続に関する基本的理解を問うものであり、受験生の知識・理解を試すことに適した問題と考える。

設問1は、鑑定書作成に至るまでの手続に生じた違法性を指摘・検討させることで、所持品検査の限界に関する理解を問うことができ、またその違法性の性質・程度を踏まえて鑑定書の証拠能力を考察する過程において、違法収集証拠排除法則の趣旨や要件の理解度も明らかになる。設問2は、異なる態様の撮影の適法性を比較・検討させることによって、具体的な事案に応じて法益侵害の分析・析出をどれだけきめ細やかに行うことができるのかを見ることができよう。また、そうした分析の前提として、強制処分と任意処分の区別、それぞれの処分に対する規律に関する理解を問うこととなり、捜査法の基本枠組みについての理解度を適切に測ることができる。さらに、設問1と設問2とを全体的に比較すると、行政警察活動と司法警察活動との規律の相違・共通点を理解できているかも明らかになり、受験生の理解の深度も問うことができる。

他方で、今回の問題は、全体として公訴提起前の手続に重きを置きすぎており、刑事手続全般に関する理解を問うという面では、少々物足りないようにも思われる。違法収集証拠排除法則は公判手続に関わり、証拠法の理解を問うものではあるが、事案に即した検討の中心は、違法性の内容・程度、当該違法とその後の手続との関連性といった事項に関するものになろう。

- ・刑事訴訟法の試験問題は、これまで、基本的な事柄について理解できていれば解答できる問題が続いていると思われる。法科大学院の授業を真剣に受け、予習・復習をしていれば十分に対応できるので、法科大学院の授業を大切にするという観点から非常に好ましい傾向である。今年の問題についても、いずれの設問も刑事訴訟法の基本的論点に関する設問であり、法科大学院のカリキュラムを修了している者であれば、記載すべき内容は明確である。法律論をしっかりと論じることができるか、また、事実関係はかなり細かく設定されていることから、考慮すべき要素を適切に評価することができるか、受験生の基礎的な理解度に応じて実力差が出る問題であり、適切である。
- ・基本的な論点についての理解の深さを問うことができる良問である。所持品検査の限界、違法収集証拠の証拠能力、ビデオ撮影の適否についての標準的な理解力を問うのみならず、設問1、2とも、さらにより深い思索を行えるか否かを見極めるのに適した要素も含まれている。
- ・設問1は職務質問に伴う所持品検査の許容限度という基本的論点について問うもの、設

問 2 は薬物密売拠点と疑われるアパート居室への人の出入り状況を確認する目的での同居居室玄関のビデオ撮影の適否という、やはり基本的論点に関する応用問題であり、両設問とも、各論点の指導的判例を前提としつつ、異なる事実関係を設定し、これに関する分析・検討を求めるもので、受験者の理解・分析能力の程度を問うことができ、適切と思われる。設問 2 の居室玄関のビデオ撮影に関しては、玄関内側や奥の部屋に通じる廊下の映り込みをどう評価するかにはかなり応用的な問題であり、対応できない受験生が出たと予想されるが、強制処分と任意処分の区別に関する基本的な理解の延長線上の問題であり、受験生の理解の程度を試す上で効果的な問題と思われる。

- ・ 問題文の分量も適切で、かつ、設問もわかりやすく、適切。
- ・ 誰もが学習したことのある基本判例をもとにしており、論ずべきことが明確で、特に在学生にとってその実力を問うには適切であると感じた。
- ・ 極めてベーシックな問題であったため
- ・ 所持品検査の適法性、違法収集証拠排除法則の適用、ビデオ撮影の適法性に関する基本的な理解を問う問題であるとともに、法科大学院でも扱われる事項でもあり適切な出題であると思料する。ビデオ撮影の事実評価は、詰めて考えると難しい問題を含んでいるように思われるが、その採点がどのように行われたかが気になった。
- ・ 基本的学識とその具体的事例に対する適用力等を試す問題であるから。
- ・ 問われている論点、論じてほしい事項が、問題文から容易に理解でき、論点はいずれも刑事法上重要なものである。
- ・ 試験時間で処理する分量として適切であり、内容としても典型論点でありはするが、理解の深さにより答案ごとの差が出る出題となっているため。
- ・ 刑事法における基本的な論点について、具体的な事例に当てはめて結論を導くことを求める問題で、所定の時間内に解答することに困難もなく、法科大学院における講義で通常取り上げられる範囲からの出題として適切と考える。
- ・ 難易度的にも問題点の量も適切と思われる。
- ・ 法科大学院で学修する基本的事項について問うものである一方で、事例そのものには工夫が施されており、解答者の理解度を問うのにふさわしいものであったと考えます。分量も適切だったと考えます。
- ・ 問 1 は、違法収集証拠排除法則における先行手続の違法と後行手続によって獲得された証拠の鑑定書の証拠能力について問うものであるが、基本的知識を押さえて、当てはめを的確に行えば必要十分な解答ができるものと思料する。

問 2 についても、基本的なビデオ撮影の問題であり、強制処分と任意処分の区別という基本的な考え方の中で、各ビデオ撮影時の状況を正確に当てはめることを求める素直な問題であると思料する。

b. どちらかといえば適切である

- 基本的な事項の出題であるがいささか平易に感じられる。
- 分量や内容について大きな異論はない。
- 論点が明らかで、その論点も基本的な問題である。問題として適切でないとは言えないが、体系的理解や事案の細かい分析が必要なものではなく差がつきにくく、記憶力や大学受験レベルの勉強で対応できる点でつまらない問題である。明らかに在学中受験者を念頭に置いた問題とはいえるが、少しは応用的な論点も入れないと、記憶に頼った浅い知識でも、規範を正しく書けていればそれなりに点が取れそうである。在学中受験が中心となった司法試験はそのような人材を求めているということであろう
- 本問はいずれも典型論点であり、法科大学院の授業でも重点的に取り扱われる事項に関するものである。そのため難易度自体は高くないが、最近の受験生にとっては妥当であろう。ただ、本問は言及すべき点が多い一方で、判断要素となる事実があまり明示されていなかったように思われる。メリハリのある記述が必要であることは当然だが、本問に関する判例相互の関係や学説との関係を深く勉強している受験生がそれらを答案上に示すための時間も想定されていたのかは疑問である。
- この数年は、平成 20 年代に出題されていたような、受験生の限られた学習時間では到底対応できない難問あるいは試験現場での限られた解答時間では到底解答不可能な事務処理量を要求する奇問が出題されない傾向が続いており、本年度の出題内容もこの傾向に沿っている。今後も是非、この傾向を続けてほしい。

他方、平成 21 年度以降は、(設問が 3 つ以上出題された年度を除いて)〔設問 1〕＝捜査法分野からの出題、〔設問 2〕＝公訴提起以降分野からの出題という順番が続いていたが、本年度は逆になっている。順番を入れ替えてはならないというものではないが、本年度に敢えて入れ替えた理由について知りたいと考えている。

また、〔設問 1〕と〔設問 2〕は、事例の出発点が「本件アパート」であること、犯罪が覚醒剤事犯であることという 2 点で関連するが、それ以外の点では関連性が薄いように感じた。言い換えれば、単発の事例問題が 2 つ並んでいるような印象を受けた。作題担当の先生方が苦勞されているのはもちろん承知しているし、本年度のような出題の仕方に問題があるということでもないが、敢えて 1 つの共通の【事例】から 2 つの〔設問〕を作成するのならば、もう少し、〔設問〕間あるいは各〔設問〕と対応する【事例】間に関連性を持たせても良いのではないかと考える。もし、今後も本年度のような出題をされるのならば、刑法と同じような出題形式にして、【事例 1】と〔設問 1〕、【事例 2】と〔設問 2〕をそれぞれ対応させるといった形にするのも一案ではないかと考える。

- 類似の問題が過去にも出題されており、問題の難易度が標準的で適切といえる。
- 基本的な問題だと思う。ただし、事例が少し複雑であると感じた。

- ・証拠法に関して違法収集証拠の証拠能力の検討が、捜査法については、被撮影者の同意のないビデオ撮影の適法性の検討が求められており、それぞれの問題について与えられた具体的事実に基づいた検討が求められている点は適切である。
- ・捜査及び証拠に関する一問のLSにおいても検討の枠組みを含めしっかり教えているはずの一基本的かつ重要な問題点についての理解を問う出題となっており、論じるべき分量も含め基本的には適切であったと考えられる。他方で、構成の仕方次第では第1問と第2問の間で（また、事実の評価の仕方次第では第2問の各小問の間で）検討すべき問題点が重複してしまう余地もあったように見えるところであり、その点は、受験者を必要以上に悩ませる要因となった可能性もないではないように思われる
- ・基礎的事項、条文の解釈や重要判例の理解から正確に論じることを通して、応用的な思考、具体的な事実の評価に至るという内容であり、法科大学院における学修内容とも密接に関わる出題だと思われた。ただし、今回の問題は、違法捜査に偏った出題という印象でもあった。

c. どちらともいえない

- ・やや捜査法に比重が置かれ過ぎていたように感じる。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(4) 倒産法

a. 適切である

- ・出題範囲・難易度いずれの点からも法科大学院教育からの逸脱は見られないため。
- ・昨今実務上多くなっている事業譲渡後の破産を問題の素材としている点で、実務との連関を意識されていると考えられるため。また、民事再生法については、条文からひも解くことができ、基本的な問題であると考えられるため。
- ・破産手続・再生手続で問題となる基本的な手続についての設問となっており、適切である

と考える。第1問は事業譲渡の事例であるが、近時の裁判例などでも検討がなされており、学修がなされていたのではないかと思う。

- ・倒産法に関する基本的な内容を問う問題が出題されている。
- ・いずれも授業で学ぶ基本的な知識をベースにすれば解答できる問題であり、適切である。
なお、判例・裁判例がある設問については、判例や裁判例と同じ結論ではなくても、問題の所在を理解して説得的な論述がなされている場合も評価される採点基準が望ましい
《おそらくそうなっていると思われますが》
- ・出題範囲と難易度いずれもバランスがとれている。
- ・いわゆる「論点」に関して問題文の事実を使って試験の場で具体的に検討させる設問と、手続(法文)の全体像の理解に基づき試験の場で条文を引きながら思考を巡らせる設問が、バランスよく出題されている。「受験勉強」だけで結果に差が出るような問題ではなく、倒産法を体系的に理解し、制度趣旨・条文の趣旨から考えられる受験生が得点できるようになっていると思われる。

b. どちらかといえば適切である

- ・全体的に条文に即した基本的理解を問う優れた問題であるが、第1問設問3②及び第2問設問2(2)は、解答が難しい問題であったと考える。
第1問設問3②は、債務引受を伴う事業譲渡についてどのような否認を認めるか自体が難問であり、更に事案において併存的債務引受なのか免責債務引受なのか明瞭にされておらず、場合分けをして検討する必要まであることを考えると、若干難易度の高過ぎる問題だったのではないかと考える。
第2問設問2(2)では、1200万円という違約金額の妥当性を判断する手掛かりが事案上ほとんどない状況で、実損害金額がないという事情のみから違約金条項の有効性について検討することは困難ではなかったかと考える。
- ・第1問設問1・2、第2問設問1・2(1)では、制度や条文の理解とその適用が求められているが、やや細かい条文も含まれ、全体として分量が多いように思われる。第1問設問3①と第2問設問2(2)では、判例百選などによる裁判例の学習を通じて問題点を理解しているかどうか問われている。第1問設問3②は、詐害行為否認と偏頗行為否認の区別について考えさせる問題であるが、やや難しいように思われる。
- ・出題内容については、いずれも法科大学院の授業において扱う事項に基づく出題であり、難問・奇問の類いはなく、また、大問1では破産法、大問2では民事再生法に関連する問題がバランスよく出題されている印象である。
ただし、幅広く出題しようという趣旨の表れであろうが、若干問題数が多い印象があり、基本知識を問う作業問題に近い問題が多くを占め、基本知識をベースとしつつ思考力を

問う出題（大問1-3, 大問2-2(2)）に時間をかけることができなくなることが懸念される。

また、毎年出題することは難しいと思われるが、令和5年度大問2-2(1)のように、破産手続と民事再生手続において相違がある点について、両手続の趣旨・目的の相違を踏まえて対比しつつ解答させるような出題があると、破産法と民事再生法を連動させた学修に向けてのインセンティブとなると思われるので、今後ともそうした出題についても可能な範囲で検討いただくとありがたいと感じた。

- ・条文そのものの理解を問うものが多い印象である。特に第2問では、民事再生法に特有の条文の理解を問うており、破産法との比較で学んでおれば対応可能であろうが、やや些末な点まで求めているように思われる。

第1問3の破産手続開始前にされた事業譲渡は、実務上もホットな論点であり、やや応用問題すぎるように思われる。

第2問2(2)の違約金条項の取扱いについても、実務上争いがあるところで、応用問題であるが、実質的な考慮も加味した検討が求められており、現場で考えさせる問題となっていると思われる。

- ・思考力を試す意図はよかったが、民事執行法の制度を持ち込むと、混乱する受験生もいるので、破産法、民事再生法上の素材で問題を作るべき。
- ・破産、民事再生手続双方の多様な事項について、基本的問題から応用問題に及ぶ工夫された問題である。ただ、解答の時間的余裕がなかった受験生も多くいたものと思われ、その点が答案に表れている場合は、作問方針を再考する余地もあるのではないか。
- ・第1問設問1は、役員責任追及に関する破産法上の制度の理解を、条文と趣旨に即して問う問題で、良問である。設問2は、破産者の資産状況等の情報収集のための制度に関するもので、過去問に見られないが、論点主義に陥ることなく、実務家として条文を駆使して回答を導く能力が問われており、良問と考える。設問3は事業譲渡に即して破産法161条および160条の適用を問うものであり、百選掲載判例があるとはいえ、研究者・実務家の間でも議論が収束していない論点を考えさせ、時間内に起案させるのはあまり適切とは思われない。第2問設問1は、第1問設問1・設問2と同様に、良問と考えるが、小問が多すぎるように思われる。設問2は、(1)は設問1同様であるが、(2)が難問である。違約金条項自体は百選にも掲載され、法科大学院の授業でも触れる論点であるが、問題文の「なお」書きの理解が難しい。出題趣旨に書かれているようなことをこのなお書きから起案させるのは無理であろう。

c. どちらともいえない

- ・条文を引くことができる能力を問うことは理解することができるが、条文を読んで書くだ

けの問題の比重が多くなったように感じられるので、これらの一部を中程度の難易度の問題に置き換えること、また、知っていたか否かで得点の可否が分かれる問題もあったことから、これを中程度の難易度の問題に置き換えることによって、全体的に設問の難易度の落差を縮小した方がよかったように思われる。

- ・事業譲渡の否認に関する問題は、財産減少行為の否認と偏頗行為の否認の本質的理解を問う、良問である。他方で、毎年指摘されているとおり、問題の数が多すぎる。
- ・特になし。
- ・①大問1〔設問1〕と大問2〔設問2〕(1)は設問に重複があり、事実上同内容の答えを求めている。
 - ②大問1〔設問3〕②は、債務引受の内容が重疊的か免責的かの記載がなく、受験生にとって解答に困難をきたしたと思われる。

d. どちらかといえば適切でない

- ・試験時間のわりに小問の数が多すぎる。

e. 適切でない

(5) 租税法

a. 適切である

- ・問題文自体がわかりやすく、解答者を不用意にミスリーディングする要素がないから。
- ・出題範囲内である。
- ・設問1について事実関係が錯綜しており難問であったと思われる。もう少し単純な事例でもいいのではないかという印象を持った。
- ・試験範囲の全般にわたり、基本的事項を中心に満遍なく出題されている。

b. どちらかといえば適切である

- ・全体としては基本的知識を問う出題であるが、第2問の一部の問がかなり委細な条文に関する知識を問う問題であるように思われた。また、問題の分量が多く、時間が足りないの

ではないか。

- ・第1問は、論点が平凡でそれほどいい問題ではない。第2問は、論点が多数ありいい問題である。ただし、設問1は、所得税法9条1項15号の読み方についての細かい問題であり、適切ではない。
- ・全体を通じて、第1問設問2で更正の請求を、第2問設問1で源泉徴収を扱っている点で、手続法にも目配りされているのは、良い点である。他方で、法人税に関する出題が第2問設問3にしかないのはやや物足りなく感じる。手続法の設問を1つにして、法人税をもう1問加えると、よりバランスが良くなると思われる。各設問の難易度も、全体として適切だと考える。ただし、3時間との試験時間を考えると、易しい問題が多いとはいえ、少し解答の分量が多すぎるとの印象も持った。

第1問については、概ね良問と評価するが、①「解約手付と違約手付を兼ねる」という民法に関する知識が解答を左右する作りにはやや疑問がある（手付の種類と法的性質がどの程度基礎的な知識とされているかは、回答者には不明）。②また、「出題の趣旨」では、国税通則法23条1項1号により直接更正の請求をすることが想定されているようであるが、参照条文として国税通則法施行令6条1項2号を掲げつつ、同号と23条2項3号を経由し、期限内だから1項1号の更正の請求をすることになる、との解答を導いた方が素直ではないかとも思われる。

第2問も良問と考えるが、唯一の法人税の出題が香月堂事件を下敷きにしており、受験生にとっては、少し意外に思われる出題であったことが懸念される。

- ・標準的な学習をしており、かつ各設問を落ち着いて正確に読むことができるならば、求められている水準の解答に到達することはそれほど難しいことではないと思われる。ただし、第2問の設問3については、事例と同種の裁判例を知っているかどうかで大きな差が出る可能性がある。それほど有名な裁判例ではないが、実務では重要な論点なので出題すること自体に問題は無いと考える。
- ・租税法の全体像を理解していることや私法上の性質決定を問う問題が含まれており、全体として適切であったと思います。ただ、以下の点は出題趣旨においては説明されていませんが、検討の余地がある論点であると思いますため、今年度はボリュームが多く難易度が高かったと感じます。

①第1問設問2：「債務不履行に基づく解除により、売買契約が遡及的に消滅することになる」ことだけを根拠として、国税通則法23条1項1号に該当するといえるか疑問があります。もし、それだけで更正の請求が認められるのであれば、クラヴィス事件でも更正の請求が認められるべきであったといえないでしょうか。暦年末や申告期限時点においては「法律の規定に従っていなかった」わけではないため、所得税法152条を適用しなければ、国税通則法23条1項の更正の請求ができないようにも思います。そのため、施行令が問題文に必要であったかもしれません。

②第1問設問3：所得税法9条1項18号の適用の検討をした受験生が多いのではない

でしょうか。

③第2問設問1：源泉徴収義務と非課税規定の関係が明らかでないように思います。生保年金二重課税事件（最判平成22年7月6日）は、非課税規定（所得税法9条1項17号）の適用がある部分についても、同法207条による源泉徴収義務を負う旨述べているからです。たしかに、給与等の源泉徴収義務を定める183条1項は、「所得税法28条1項に規定する給与等」と定めていることから、そこからは非課税所得は除かれると解されると思いますが、受験生にとっては悩ましい点であるように思います。

- ・司法試験の問題としては、少し難しいのではないのでしょうか。
- ・第1問設問1の手付金の扱いについてですが、出題の趣旨には「民法の基礎的な理解を踏まえた立論が求められている」とあります。民法の基礎的な理解を踏まえた出題は今回が初めてではなく、2023年の出題でも民法改正を踏まえた記述が求められていました。ただ、法科大学院の授業時間の関係上、なかなか民法も踏まえた応用的な内容まで教えることができないので、私の授業の受講生にとっては、特に手付金の扱いについては難しかったのではないかと思います。また、第1問の設問2や4で「どのように影響するか」と問われています。やや抽象的な問いかけであるように思いました。第1問・第2問について、各設問とも基本的な事項が問われている内容であり、適切であると思います。
- ・以下の意見のとおり
- ・第2問は、租税法令の基本的な理解と主要判例の理解を問う設問として良問であると評価できる。一方で、第1問には、国税通則法の条文を単に知っているか否かという暗記の有無で左右される設問が存在しており、当該設問については適切でないと考える。

c. どちらともいえない

- ・回答すべき内容が少し多すぎるような気がしました。

d. どちらかといえば適切でない

- ・第1問について、私法上の法律関係の把握や分析に基づいた租税法の適用や解約能力を試す出題意図は理解できるが、国税通則法に関する深い理解を必要としており、やや難易度が高い印象を受ける。第2問についても、所得税法9条1項15号の括弧書きや法人税法の減価償却費の別段の定め、「生活に通常必要でない資産」の解釈など、同様に難易度が高い印象を受ける。
- ・難易度自体は決して高くないが、出題内容が所得税法及び更正の請求等の手続に偏重しており、かつ重複が多いことに加えて、設問数が多く、時間内に過不足のない答案を作成す

ることは困難であったと思われる。

e. 適切でない

(6) 経済法

a. 適切である

- ・よく練られた問題であると思いました。
- ・問題の基となる事案を知っているか否かで回答・点数に差が出たのではないかとと思われるが、論点が明確で、問われている内容や論ずべきポイントがはっきりしており、事案を知らない者にとっても答えやすかったと考える。
- ・現在の社会問題と経済法の論点をうまくつなげていると思う。
- ・第1問は不当な取引制限（入札談合）の理解を、第2問は不公正な取引方法の理解を問う問題であった。独占禁止法の体系的理解・基本的な論点に関する理解を問う問題であり、問題のレベル感は適切であったと思われる。

ただし、第1問においては、事案の事実を丁寧に検討して違法性を判断するのみならず、多くの検討を求められていないとはいえ、課徴金の算定までを行う問題が出題された。そして、第2問は、複数の行為について、一体の行為としての私的独占の検討と、個々の行為の特徴を正確に捉えて不公正な取引方法の検討を行なうことが必要な問題が出題された。これらの点からは、全体的に拾い上げるべき事実が多く、限られた時間で深く考察することはやや難しかったようにも思われる。

- ・独占禁止法の全体的な理解を問える構成になっているため。
- ・設問1について：

カルテル・入札談合の問題であるが、少し複雑な出題になっているように思う。丁寧に図式化していけば、基本的な問題であることが理解できるため、その点を狙って出されたのであれば、良問である。

設問2について：

不公正な取引方法の問題に私的独占の知識も問うた問題であると思う。もともと、私的独占まで検討を要しないかもしれないが、その点にも気づかせる内容になっている可能性もある。主たる内容である排他的条件付取引に拘束条件付取引にも関係する複雑な問題設定になっている。もう少し単純化しても良いのではないか。ただ、本門も丁寧に分析すれば、基本的な出題である。

b. どちらかといえば適切である

- ・実務における最先端の論点ではなく、経済法上の基礎的な論点及びその判審決等を理解し、適切にその知識を応用できる問題を出題することが望ましい。第1問・第2問とも、この点で概ね適切な問題となっている。第1問は競争停止を、第2問は競争者排除を、それぞれ問題としており、知識や分析能力を広く図る上でも適切である。

他方で、第1問については、課徴金の額の算定過程を問題としている以上、主導的役割（独禁法7条の3第2項）だけでなく、「実行期間」（独禁法2条の2第13項）、対価要件、当該商品・役務、中小事業者軽減、繰返し加算、裾切りなどの検討をしなければならない。このうち論点になる部分のみの検討で良いなら、そのように指示しなければ、よくわかっている学生ほど記述が複雑になり、時間が足りなくなる可能性が高い。

また、第2問については、複雑な事実関係となっており、この点批判もあるかもしれないが、現実の複雑さに比べてかなり単純化している。この程度の複雑さであれば、その処理が要求されることも、法曹の能力としてむしろ必要なことだと考える。ただし、不公正な取引方法と排除型私的独占とをいずれも書かせる趣旨だとすれば、複雑な事案を分析・評価した上でこれを答案上表現することまでを求めるには時間が足りなかったのではないかと懸念がある。

- ・第1問は、判例を覚えるだけでは答えにならない考える力を試している点、課徴金について事前に条文を確認する程度の知識があるか試している点で、適切である。ただ、両問とも高度で複雑すぎるような気もする。
- ・在学中受験の導入以降、選択科目にかけることのできる時間は、従前に増して少なくなっている。このような状況の下で、エンフォースメントの出題（特に、課徴金の有無、金額の算定を求めること）は、実際の勉強時間を考えると負担が重すぎると思われるため。

c. どちらともいえない

- ・第1問は先例もあり、解答の手助けとなるような語句も用意されているため、差をつける問題として適切だと思われる。なお、「令和6年6月28日までに実施された…」という問題文の表記は、Y社の課徴金額の計算を問うために必要な情報であるものの、違反行為の終期のヒントでもあり、かつ6月28日を終期とするのは実務上誤りであるため、この点が残念であった。第2問は出題自体は適切と考えるが、出題趣旨の後半部分が意味不明である（後述）ため、採点基準に対して懸念を感じざるを得ない。

d. どちらかといえば適切でない

- ・第1問については、主たる論点は何かが出題の趣旨を見ても分かりにくい。第2問については、不公正な取引方法に関する出題の趣旨が分かりにくい。

e. 適切でない

(7) 知的財産法

a. 適切である

- ・問題量及び難易度ともに適切である。
- ・問題文は長めであるものの、事例はすっきりとして文系にも理解しやすく、聞かれている論点も基本的な論点であったように思われる。
- ・基本的事項を中心に出题している点、事例が複雑過ぎない点、設問の数が多すぎない点で適切と考えます。
- ・いずれも基本的理解を問う出題であり、分量も相当である。
- ・ここ数年に比して素直な出題である。また、出題論点がすでに一巡した中からの出題である。
- ・
- ・例年に比べて問題文が短く、基本的事項を問うものが中心であったため
- ・基本的かつ実務でもよく問題になる論点が問われており、問題の分量も多すぎず、内容・量ともに適切な出題であると感じた。
- ・いずれも基本的かつ実務で頻出する 이슈を問題として組み込んだものであるから、適切と考えます。

b. どちらかといえば適切である

- ・典型的な論点が多く、特許の[設問2]の最高数量に関わる部分のみは一部の教科書に掲載されているに止まる論点ではあるが、よく勉強している者を選抜するためには必要なのだろう。もっとも、全体的に問題が多く、分量として適切であったかということに関して

は疑問なしとしない

- 基本的内容を中心とする出題は良いのですが、論点数が多すぎると、問1の数量制限違反は論点として細かすぎ、適切とは思えないので、aではなく、評価を1段下げました。
- 第1問（特許法）は在学中受験を前提にするとやや難易度が高いのではないかと。
- よく知られた論点を織り込んだ問題になっている。ただ、第1問設問2において「独禁法の問題について論じなくてよい」というのは、純粋に知的財産法の問題として出題するための方便であるとしても、今日ではかなり違和感がある（知財利用独禁法指針第4の3(2)）。この種の問題は、出題しないほうがよいのではないかとと思われる。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- 特許に関しては、発明の技術的範囲、無効、訂正と、当然に理解しておくべきところを問うたことはよい。しかし、発明の要旨認定はかなり実務的なところであり、論者により立場により理解が異なる。教室で適切に教えられている人がどれほどいるだろうか。著作権は適切と思料する。

e. 適切でない

(8) 労働法

a. 適切である

- 労働法の基本的な論点について問う問題であるから
- 第1問は、①労働時間規制の管理監督者の適用除外、②賞与の支給日在籍条項、③私生活上の非違行為を理由とする懲戒解雇と退職金不支給の問題という、個別労働関係法上の代表的論点を問うものであり適切である。第2問についても、地域合同労組の事案ではあるが、合同労組とは協定を結ばず、企業内組合とチェックオフ協定・ユシ協定を結ぶことの不当労働行為該当性を問うものであり、幅広い知識を要する問題であり適切である。

- ・ 基本的な内容からの出題と応用的な出題とがバランスよく組み合わせられたものであったため
- ・ いずれも著名な判例法理をベースに、その法理を知っているか、具体的な事案にそれを適切に当てはめることができるかを問う問題であり、労働法分野について適切に学んだかが問われるものと考えられます。
- ・ 基本論点についての理解を問うものである
- ・ 基本的かつ重要な論点が適切な分量で出題されている。
- ・ 基本的な論点に取り上げられているから。
- ・ 第1問・第2問ともに基本的な論点についての正確な知識と理解を問うもので、分量も適度である。
- ・ 個別法・集団法のいずれも、おおむねオーソドックスな論点を論じるものでありながら、まだ裁判例や学説で見解が固まっていない先端的な問題を含み、学修の深さや思考力を試すことができる問題である。
- ・ 昔のように出題委員の好みで独自の色を出し過ぎず、基本判例・標準論点からの出題に徹していて好感が持てた。在学中受験が主流となった時代の選択科目の出題はこの程度で必要十分である
- ・ 実務でもよく問題となる論点を前提として、事案のあてはめを検討させる問題と思われ、大変よい問題と考える。
- ・ よく練られた良問であると感じます。
- ・ 典型的かつ基本的論点を適切な分量問うものと思われた。

b. どちらかといえば適切である

- ・ いずれもスタンダードな重要論点である。
- ・ 市販のケースブックや教科書で取り上げられ、また、いずれの法科大学院においても取り扱われていると思われる重要な問題に関する設問と評価できる。ただし、不当労働行為の事件が複雑でいささか難易度が高かったように感じられる。
- ・ 古典的な判例または近時の重要な最高裁判例に基づく重要論点を中心に出题されているため。

c. どちらともいえない

- ・ 2つの問題のうち、第2問の「(1)労働組合法第7条第2号、(2)同条第3号、という2つの項目に分けて・・・あなたの意見を述べなさい」という出題の仕方は、半分答えを教えて

いるも同然のように思え、出題の仕方としては必ずしも適切ではないと感じた。

・第1問：

概ね基本的な論点の問題で、内容も適切である。ただし、設問2の論点は、学説や裁判例が分かれているところであり、受験生には、やや難しかったかもしれない。

第2問：

労働組合法7条2号違反の救済申立てについては、最近の最高裁判例が論じた点であり、これまで下級審裁判例や学説が論じてきた内容で論述できる問題であって、適切である。

同条3号違反の救済申立てのうち、チェック・オフ協定の支配介入該当性の問題は、理論はわかっているが、問題文の事実をもとに正確に論じるのは難しく、受験生は戸惑ったのではないかと（Y社がA組合とチェック・オフ協定を締結し、X組合もチェック・オフ協定の締結ができるようになった後に、改めてX組合がY社にチェック・オフ協定の締結を求めた事実はなく、Y社のX組合に対する行為もないので、このような事実経過のもとで、Y社のどの行為を支配介入とするのかを論じるのは難しい。）。

同条3号違反の救済申立てのうち、ユニオン・ショップ協定締結の支配介入該当性の問題は、裁判例がなく、主要な基本書でも全く触れられておらず、しかも、結論を決めるためには様々な問題の検討が必要であり、受験生に対して短い時間で解答を求める司法試験の出題としては、不適切だったのではないかと。

また、設問で「X組合は、…どのような救済を求めるべきか」と「労働委員会は、どのような命令を発することになると考えられるか」とあるが、この2つの問いに対しては、同じ内容にならないように書き分けをしなければならず、受験生を戸惑わせるのではないかと。前者だけの質問でよかったように考える。

・第2問につき、労働法の問題としては非常に良問だが、法科大学院教育のレベルでここまで高度なものを求められると厳しい、という印象。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(9) 環境法

a. 適切である

- ・環境法の知見を的確に把握するものとして評価
- ・全体として重要な法制度・判例をもとにした問題となっており、適切であると考えます。
- ・複数の分野から、基礎から応用まで多角的な問いが立てられている。
- ・基礎的な知識と理解を問う良問である。ただし、全体としてやや分量が多いのではないか
- ・大問1（温対法に係る出題）は、国際的に環境訴訟の中心的課題となりつつある気候変動訴訟の動向に目配せをしたものといえ、さらに経済的手法や情報的手法による法的問題解決のあり方を問うもので、現行の試験制度の理念にかなったものとして高く評価できる。また、大問2（廃掃法に係る出題）は、かなり細かい条文の読み込みが必要ではあるが、複雑な条文解釈までを求めているのではなく、廃掃法の重要論点をきちんと整理できていれば、持ち込み可能な六法全書において関係条文を探り当てて十分な解答が可能な問題であった。また、関係する紛争も多発しており、さらに設問に関する判例も判例百選所収の判例に当たって各事案の事実関係と判旨がおぼろげであっても頭に入っていれば、それだけでも解答に際しての大きなヒントになるものであったといえよう。
- ・東京都の条例に関する問題（第1問設問2（2））は、資料がついておらず、当該条例の出題を予想してあらかじめ学習しておかなければ対応できない。少なくとも資料をつけるべきだった。

b. どちらかといえば適切である

- ・設問1（1）（2）のように、改正法と絡みなじみのない手続についても、本文と資料で適切な誘導がなされているため、改正の趣旨から条文を探せる問題にはなっている。ただし、自然公園法、アセス法以外にも森林法や特別法も絡むため、やや負荷は高かった分だけ、bとした。設問2は問題数は多いうえ、かなり実務的な問題も含まれるが、資料がヒントになっているため、対応は可能な問題になっている。ただ、設問1も設問2もそれぞれ温対法、廃掃法をめぐって横断的に広く論点を拾っているため、条文探しに一定時間がかかることも考慮すると、在学中受験時代としては、分量的にやや過重だったのではないか。
- ・全体として基礎知識とそれに基づく条文読解能力を問う適切な出題であるが、令和5年予備試験行政法と出題内容が重複している点は不適切である。
- ・基本的な概念・制度内容に関する出題であり、細かな条文理解等を必要とする出題ではなく、基本的な理解度を問うものであると思われるため。ただし、条例は無数に存在しており、制定趣旨や経緯・目的等は多様であるにもかかわらず、ごく一部の注目される条例について主要な教科書に掲載されているものの知識を問う出題は望ましくないと思われる。

c. どちらともいえない

- ・難問とまでは言えないものの、問題数が多い上に、細かい知識を尋ねる問題がいくつか出題されているため、対応を求められた受験生は、限られた試験時間内でかなり苦慮したのではないかと想像される。

d. どちらかといえば適切でない

- ・第2問は多くの受験生にとって学修の成果を問う適切な問題と言える。しかし、第1問には、これまでの司法試験でほとんど出題されてなかった分野から出題されており、多くの受験生にとっては予想外の問題であり対応ができなかったと思われる。実際に昨年よりも環境法選択者の合格者数が激減している。確かに、出題範囲に含まれているので、ひととおりの学修をしておけば、解答は可能だったかもしれないが、在学中受験をする現役生にとっては、そこまで手が回らなかったというのが正直なところと思われる。

e. 適切でない

(10) 国際関係法(公法系)

a. 適切である

- ・問題文の量も適切であり、総論を中心とした重要テーマについて問題解決能力を問う質問が多いため
- ・国際法の基本的な知識を問う問題がよく練られた形で提起されている。6つの設問で各分野にわたる設問がなされている。
- ・基本事項の知識・理解を幅広く問う問題であり、難易度もほぼ適切なレベルであったと考える。
- ・教科書と主要判例をおさえていれば解答することができる問題であり、設問も長文過ぎることはない。難易度の点からも適度であり、また、第1問設問3、第2問の設問3は、一見平易な間ではあるが、学生の実力の差を把握しやすいものでもある。
- ・国際法上の基本的な(かつ重要な)論点について問うているので。

b. どちらかといえば適切である

- ・幅広い分野についての基本知識を問う問題となっている。
- ・問題文は簡潔明瞭であり、受験生は混乱せずに解答できる。設問に関しては濃淡があるように思われる。設問によって解答の出来具合に差ができるように感じた。
- ・第1問の自決権や第2問の管轄権の競合問題も国際法上の基本的な争点であるから。ただし第1問の設問3は出題趣旨で述べられた方法以外にも答えがありうる点が採点の際に考慮されることが必要であると考ええる。

c. どちらともいえない

- ・第2問は全体として適切な問題と感じた。第1問は、設問2が少し細かい問題であるように感じた。また、国連憲章の解釈というより、主権平等と拒否権の関係について、より理論的な議論が求められていると感じる受験生もいたのではないかと感じた。

他分野における司法試験では、議論が分かれるような論点について、異なりうる議論を踏まえた上で、一定の立場をとることを論じさせる問題が、目立つように感じる。そうした問題を国際法でも増やすと、より国際法の魅力が伝わるのではないかと感じた。

- ・問うている内容、問題の難易度、解答すべき分量等の点では適切な出題であったと考えるが、問題文の表現ぶりから、何をどこまでの解答すべきかについて焦点が絞りにくい問題が多かった。問題文に解釈の余地があり、その解釈によって差がついてしまいかねない状況は望ましくないと考えられる。

d. どちらかといえば適切でない

- ・以前にもお願いしたことがあるが、問題1設問3のように、出題形式として「どのような手段を採ること」ができるかという設問はやめてもらいたい。無限の可能性がありうるからだ。出題趣旨には「国連の事務総長への付託」という可能性が第3可能性としてあげられていたが、その根拠を求めるとすれば、国連憲章第33条の「仲介」となろう。そうであるならば、それ以外に、相手国に直接交渉を求めることや、調停や事実審査のための委員会設置を求めることも含まれる。また憲章上可能なものとして、地域的機関も考えられる。どこまで議論すべきか限界の見えない設問方式は改めるべきであろう。出題趣旨によれば第1の可能性は平和のための結集決議の利用であるが、同決議を憲章違反と考えるものにとっては、可能性から排除される。違憲だと考える受験生には、違憲であることを

議論することを求めているのであろうか。第二の可能性も、管轄権受諾を行っているかどうかなど様々な状況を想像して場合分けをしなければならず、問題として無理があるだけでなく、論ずべきことが多すぎる。問題1設問1に関して、出題趣旨は、創設的效果説に依拠して書かれていると思われる。宣言的效果説からすれば、承認行為は治的行為であり、その要件や法的効果を議論する必要性は大きくない。むしろ合法性要件にしたがい、武力行使禁止原則や民族自決原則に違反していないかが重要であろう。少なくとも、領土、住民、政府及び対外関係を行う意思と能力はありそうだから、出題趣旨がこのような「国家承認の要件をみたすものではない」という点をもっと具体化してもらいたい。

問題2に関して条約締結状況がよくわからない。UNCLOSに関する情報は提供されているが、解釈宣言に関する記載がないので、宣言は付されていないという前提で書いてよいのか。それともこれも場合分けすべきなのか。海上衝突に関して、1952年衝突事故等の刑事管轄権に関するブリュッセル条約の締約国であるのか。また出題趣旨でも触れている公海条約の締約国であるのか。そうした情報がない。両国とも例えば公海条約締約国であれば、慣習法など論ずる必要はない。これも場合分けして論じる必要があるのか。受験生に要らぬ不安を与えないよう望む。

- ・ 出題意図が分かりにくい問題が多かったため。

e. 適切でない

(11) 国際関係法(私法系)

a. 適切である

- ・ 一見すると難易度が高いようにも感じたが、基礎的理解を問うものから応用力の必要なものまで幅広く問われており、応用的問題も重要な論点であることに加え、趣旨から丁寧に考えることで対応可能な問題であったため。確かな理解を問う問題として全体として適切であったように思う。
- ・ 【第2問】〔設問2〕(小問2)がやや難問に見えるが、それ以外の問題は適当な難易度と考えるため。
- ・ 素直な良問であると評価することができる。特に、第1問設問1小問2は、法律関係の性質決定について体系的な理解ができていないか否かを問うものであり、よい問題であると思われる。ただし、第2問設問1小問1において、セーフガード条項の適用において反致について検討する必要があるのか否かについて指示はなく、外国国際私法についての記

述のないことから反致を論ずる必要がないと推測するほかない点は不親切であると思われる。

- ・教科書レベルの基本事項と重要判例に基づく出題を織り交ぜており、単なる知識を問うのではなく、じっくり考えたうえで解答させる出題であって、実力差がはっきり出る良問であったと思われる。
- ・設問の多くはいずれも国際私法の典型論点を問うています。また、法規定の内容、解釈論・裁判実務の立場等の学習内容を駆使して、法適用に関する思考力を働かせることを要求する出題内容が多く、受験生が準拠法、国際裁判管轄の基本的な理解とその応用力を得ているかを判断するに当たり適切な水準であると考えます。以上のことから、令和6年度の出題が適切であると評価しました。

ただし、〔第一問〕で問われている契約は、甲国が国際物品売買契約に関する国際連合条約の締約国である等の条件を付せば、同条約の適用基準を満たすものですが、問題文では「国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用はないものとする」との注記を行い、同条約に関する検討を要しない旨を示唆しています。本問題が同条約の適用を予定する典型的な売買契約事案であることに照らしますと、こうした出題が学習者に対して、同条約の実務上の重要性についての誤解を与える恐れがあります。同条約の適用を前提とした出題を行うか、あるいは同条約の適用対象ではない契約類型を題材として出題するなど、出題に当たって一層の工夫をご検討いただければ幸いです。

また、〔第一問〕設問2では仲裁合意の準拠法決定準則が出題されましたが、授業時間の制約等により、授業の中ではこの論点をはじめ国際仲裁を取扱うのは難しいのが実情ではないかと推察されます。国際仲裁は出題範囲に含まれる以上、それが出題される可能性を織り込んで授業をすべきであることは重々承知していますが、他方で、法科大学院における授業の実情を踏まえて、実際の出題項目をご判断いただけますと幸いです。

- ・幅広く、基本的なことが理解できているかに加えて、発展的な判例・裁判例の理論を問うており、適切な出題であった。
- ・受験生が理解しなければならない基本的な事項について出題されている。それに加えて実務的に問題となる点も踏まえている。

b. どちらかといえば適切である

- ・基本的な問いと応用的な問いがバランスよく配置されている。
- ・学生向けの教科書にも記載されているような典型論点、条文の適用・あてはめがきちんとできれば回答できる問題と、学生向けの教科書には記載されていない多くの学生にとって未知の論点や学生にとってなじみが薄いであろう論点が含まれている問題がバランスよく出題されているように思われる。他方で、点差をつけるためにはやむを得ないのかも

しれないが、やや設問の数自体も、また、応用的な論点の数も多く、受験生が時間内にすべての問題を適切に処理することは容易ではなかったのではないかとも思われる。

- 適切な質の問題と思いましたが、若干量が多かったかもしれません。
- 第1問、第2問とも、難問・奇問の類いはなく、基礎的知識とその応用によって対応可能な問題であり、概ね適切な出題であったと考える。但し、第2問設問2小問2に関する「出題の趣旨」の説明は、理解困難であった。採点実感で詳しい説明がされるのを待ちたい。
- おおむね適切であると考えるが、第2問設問1などは試験時間に対して記述に時間を要する問題とも思える。
- 特に、第1問設問1小問1(1)は基本的な問題をベースに応用力を見る問題であり、また、第1問設問2は、実務上は重要な国際仲裁分野から初めての出題であるが、基本的な理解を問う問題であり適切であった。第2問の設問2小問2は、少々難しかったかもしれないが、全体としては概ね妥当であったと思われる。
- 非常に良く考えられた事実関係に基づいて、適切な難易度の出題がなされている点は適切であり、担当者のご尽力に心から敬意を表したい。ただ、問題文も解答すべき内容も長くなっているため、受験生のどの程度が最後の問題までたどり着いているか、処理能力が遅い（あるいは要領の悪い）受験生が、実力以上に低く評価をされることがないかが心配になる。2022年の採点実感には存在した「時間不足」という文言が、2023年の採点実感では存在しないので、そのような心配はないとの判断かもしれないが。

仮に、以上の心配がある程度妥当しているとしたならば、そういった事態を防ぐために、解答すべき内容を問題文において今以上に親切に誘導することも検討に値するのではなかろうか。たとえば、第1問設問1小問1(1)について、出題の趣旨によれば「本問の設定では、被告住所地（民事訴訟法（以下「民訴法」という）第3条の2、債務履行地（民訴法第3条の3第1号）及び財産所在地（民訴法第3条の3第3号）に基づく国際裁判管轄は日本に認められない。」として、主に営業所所在地管轄について検討すべきとされている。しかし、一言で「認められない」とされた管轄原因について時間とスペースをかけて解答した受験生がいたのではないだろうか。（これまでの出題趣旨等でも民訴法3条の2に触れることは推奨されており、また問題文に「日本国内にあるYの財産の価額はごく少額」とされていたため、民訴法3条の3第3号括弧内につき詳しく論じることが求められているとも読める。）出題者の意図が、営業所所在地管轄についての理解を示させようとの点にあり、それ意外の管轄原因について詳しく論じることを求めないのであれば、「財産所在地（民訴法第3条の3第3号）に基づく国際裁判管轄については論じる必要はない」などといった旨を、問題文において示しておくことも検討に値するのではないか。
- おおよそ全ての教科書に記述がある事項について問うものであったが、分量が少し多いように感じた。
- 実務上生じ得る問題について、基礎的な理解を問う問題が多く、全体として適切であると

思われる。但し、国際仲裁については、これまで出題されたことがなかったため、不意を突かれた受験者も少なかったように感じる。また、第2問の設問2では、ジョイントアカウントが念頭に置かれた事例になっているにも拘らず、設問と関係がなかったのは残念なように思われる。

c. どちらともいえない

・例年に比べ、特に設問1は平易であるとの印象を受ける。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

3-1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・問題は適切であったが、出題趣旨で「消極目的」について、判例の言明とは異なるミスリーディングな理解を前提とした表現がなされていた。こうした表現は授業の妨げになるので厳に慎んでほしい。
- ・特になし。
- ・詳細であり、分かり易いと思う。
- ・知識レベルで要求している水準は標準的でありながら、しっかりと応用力も問うことのできる良問であり、出題趣旨や最低ラインの設定という意味では模範的な出題だったように思われる。
- ・特になし。
- ・出題趣旨が出題されている2つの規制のうち規制①の考え方を詳しく（「審査密度」という概念を頻用しながら）説明しており、規制②の方には相対的に簡略に言及していることに（もしや傾斜配点なのかと思わせかねないような）若干の不均衡が感じられる。

- ・設問に対し、参照すべき判例や論点の分岐等が整理されていたので、受験生にとっても学修上有効なように思いました。
- ・上記とも関連するが、設問が動物の生命を一つの価値として保護しようとしているような印象が強いのにに対し、出題趣旨においてはその点について全く触れることがないのは、大きな違和感があった。そのような意図がないのであれば、設問中の動物愛護についての言及をやめて、単に死骸の不法投棄や捨て犬・捨て猫による被害、行政の保護犬猫負担などのみを立法理由とすればよかったのではないか。
- ・前記「3. (1) (ア)」の「理由」欄に記載（特に②）の通りです。
- ・何故裁判の場面でなく、立法過程の場面での憲法適合性を問う問題にしたのか十分な説明がないように思われる。出題趣旨を見れば、本問を裁判の場面での憲法適合性を問う問題にしたとしても何ら問題がなかったようにも思われる。
- ・特になし。
- ・内容とは関係ないことだが、「これに対し、」で始まる段落が2つ続くのは、文章表現として不適切ではないか。文章表現の面でも、受験者の手本になるようなものであって欲しい。
 営利広告についての引用判例が「灸の適応症」事件だけであったが、令和4年3月の「だいにち堂」優良誤認表示事件も最近の最高裁判決であり、挙げるべきではないか。

(イ) 行政法

- ・出題趣旨が具体的になったことは良かったと思う。
 [設問1] (2) において都市計画決定に処分性がない点については、会議録に明確な表現で結論のみが記載されていたことから、答案にわざわざ書く必要がないとのメッセージだと理解したが、出題趣旨からすると採点ポイントであるようである。しかし、そうだとすると都市計画決定の処分性否定の根拠も示されないまま結論のみ記述することを求めることは適切ではないように思われる。
- ・「出題趣旨」では丁寧な説明がされており、自学自修をする際に参考になるものと思われる。
- ・従来の出題趣旨と比べて、論点についての基本的な処理の仕方が明記されており、受験生が学修を進める上で有意義と思われた。出題趣旨が抽象論に留まる場合、学生が理解しきれない問題を受験産業が無責任に穴埋めをすることになりがちなので、準公式的な解答を提示するという意味で出題趣旨の内容の充実は望ましいように思われる。
- ・従来よりも出題趣旨が詳細で、学習の指針が明確に提示されているという点で好ましいと考えられる。来年度以降も同様の扱いがされることが望まれる。
- ・出題の趣旨は必要十分な内容になっていると思われる。

- ・出題趣旨（出題者が想定している解答）が3頁にわたって詳細に記載されて公表されていることは評価できる。今後も、受験生を惑わせないように、詳細な出題趣旨の公表をお願いしたい。
- ・出題趣旨では詳細な解説がなされており、在学生にとって貴重な手がかりとなっている。
- ・出題趣旨については、上記「理由」に述べたことを参照。
- ・出題趣旨については、例年よりも詳細に書かれおり、たいへん良いと思う。最低ライン点については、特定の所感はない。
- ・出題趣旨の説明が例年よりも詳細かつ丁寧になり、学生に歓迎されるものと思われる。
- ・出題趣旨は理解できる。意欲的な取り組みを評価する。最低ラインの設定はこれでよい。
- ・詳細な出題趣旨が公表されたことは、大いに参考になるものとする。
- ・特になし。
- ・特に指摘する点はない。
- ・例年よりも出題趣旨が丁寧に説明されていて参考になった。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・基本判例や重要判例の知識を応用すれば解答を示すことができる出題になっており、適切であると思われる。
- ・近年、問題の内容も難解で、出題の分量も多くなり過ぎているように感じていたが、本年度は、基礎的で、かつ受験生の法的思考力も試すことができる内容になっており、最低ライン点の設定等も適切であると感じた。
- ・今年度も、出題趣旨が大変丁寧に説明されており、そのことは受験生にとって大変有益であるとする。なお、設問2については、首尾一貫していればいずれの見解を採っても構わない旨明確なメッセージが出されているのに対して、設問1については、「当該判例で示された考え方を踏まえた検討が期待されている」としているのは、判例とは異なる考え方は評価し難いとするものなのか否か、設問2についての記述とはややトーンが違うだけに、気にはなった。
- ・出題の趣旨は、例年同様、答案の全体構成を示しつつ、どの点が論じるべきポイントであり、そのポイントについてどういう論述が期待されているかが示されており、大変参考になる。
- ・出題趣旨、最低ライン点の設定に関しては特に意見はない。
- ・出題趣旨1(5)については、607条の2の趣旨をア及びウとは別異に解することもで

き、必要費償還請求権は排除されるという結論が導かれてもよいのではないかという疑問がないではない。

- ・出題趣旨で述べられている出題者の意図の難易度が高すぎて、現実の受験生のレベルと合致していないのではないかと感じる。
- ・出題趣旨の〔第1問〕〔設問1(1)〕イにおいて、最判昭和51年6月17日について触れられているが、この判例は、留置権が問題となる当事者以外の者に対する債権を被担保債権として留置権を主張できるか、という問題であるが、本問では、Bが死亡し、Aがその地位を承継している。その点では、昭和51年判決とは事案を異にする。それにもかかわらず、出題の趣旨では、あたかも物と債権との牽連性を否定する方向が妥当であるかのような記載がなされている。そのため、この点が採点においてどのように評価されたのか明らかでない。
- ・設問1(1)について、出題の趣旨では、最判昭和49年9月4日民集28巻6号1169頁を知らなければならないというトーンであるが、無権代理人の本人相続の判例（こちらは知らないといけない）との異同を検討するしかたでも許容されるべきであろう。
- ・適切。
- ・判例をベースにして応用問題を考えさせるものが多く、かつ、改正法で変わったかどうか意識して勉強させる契機になる良問だと思われる。趣旨・説明は概ね適切である。貸借の終了についても言及があってもよかった。
- ・本年度の出題趣旨は、大変精緻かつ詳細に、しかもわかりやすく書かれており、法科院の学生にも理解できるものとなっている。来年度受験する予定の学生にとって、有益な資料提供となっている。基本問題なので、足切り点に到達できない受験生は落とされてもやむを得ないものと思量する。

(イ) 商法

- ・「出題趣旨」及び「採点実感」が公表されていることは、受験生にとって極めて有益である。ただ、「出題趣旨」だけを読むと、2時間8頁では書くことが難しいと思われる出題趣旨の記載内容につき、記載されている多くの論点について簡潔に満遍なく触れる事務処理能力が求められているという誤ったメッセージとして受け取られるリスクがあるところ、「採点実感」を併せて読むことで、出題趣旨に記載されていることについてメリハリをつけることができるので、「採点実感」の存在意義は大きい。「採点実感」の公表時期がもう少し早くなるとよりよいと思われる。
- ・出題の趣旨の記載は丁寧で、適切であると考ええる。
- ・出題趣旨について、設問を作成するにあたって、参考とした裁判例や、論点等について、

より詳細に書いてほしい

- ・出題趣旨については、問題検討の際のポイントが分かりやすく記述されており、学生が今後どのように学習を進めるべきかの指針としての役割を果たすものとなっているため、妥当である。
- ・出題趣旨等については、異論はない。
- ・理由に記載の通り。
- ・問題に対する解答としてさまざまな見解があり得ること前提に、説得的に論ぜられているかどうかを重視して評価するとされており、適切である。

(ウ) 民事訴訟法

- ・「採点実感等に関する意見」で求めているとされる水準が少し高すぎるように思われる。合格レベルはもう少し低いのではないだろうか。
- ・「出題の趣旨」の解説は、必ずしも説得力を有していないように感じた。「～を評価しない」の項目が多く、やや独善的な判断と偏りがあるように思われる。冒頭〔設問1〕の最高裁判例につき、判旨等を示すのが従来の手法であったが、今年の中身を示すことなく、本問の事案との「異同」を検討すべしとなっていて、判例の具体的事例の知識を問う形式となっていた。事案や判旨を示したうえで、比較検討することを求めるほうが（知識量よりも）法的思考力を問うという司法試験の趣旨に合致するのではないか。
- ・出題趣旨については、とくに設問2の自白についての説明で、「先行自白の持つ問題点（不意打ちの危険）などから、本問のような場合は相手方が主張する事実との一致が認められないから自白に該当しない、とする立論も可能である」とするなど、採点に当たりかなり一方的な見解に立っていると思われる部分も複数見られた。
- ・出題趣旨の説明は、簡明かつ適切である。
- ・出題趣旨はもっと早期に公表されるのが望ましい。
- ・正解を一つに絞るのではなく、受験生の様々な考え方にも理解を示した採点をしてほしい
- ・設問2の出題趣旨において、不要証効から生じる期待ないし信頼を不可撤回効の根拠として説明しているが、不要証効は、間接事実の自白等についても生じるとされているから、審判排除効による期待ないし信頼を中心に説明すべきではないか（私見）。
- ・設問3については、基準時後の形成権行使の許容性というアプローチを排除しつつ、いわゆる期待可能性論に誘導するのはやや不自然ではないかという印象をもちました（この排除が形式的な問題なのか、実質的な利益衡量も含めて無理そうだという評価を前提にせよということなのかが分かりにくく、後者だとすれば期待可能性論を持ち込むことも躊躇されるのではないかと感じました。

- ・妥当と考える。ただし、将来的には、最低ラインを決定する際に提示される案の策定にあたり、特定の最低点を採用した際に合格することになる受験者が作成した基本七科目の答案の出来栄を確認し、どのような答案を作成した者が合格することになるのかを具体的に把握した者が、原案の策定過程に参画するような仕組みを導入することが望ましい。なお、すでに実施済みであれば、上記意見は捨て置いていただきたい。
- ・本年度の試験問題は、基本的な理解を問う問題だったので、出題の趣旨も明確であった。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・〔設問2〕では、「フィリピンバブ事件」（最決平成4・6・5刑集46巻4号245頁）類似の事例を用いて、(1)丙に暴行についての正当防衛が成立することを論証させるとともに、当初は「積極的加害意思」があったと思われる甲について、(2)①丙の行為が正当防衛であることを知らずにその暴行に声援を送った丁についての暴行罪（刑法第208条）の幫助犯の成否、および、(2)②丙の正当防衛を手伝う有形力の行が暴行罪の共同正犯に当たるかを問うものである。②については、刑法60条が「犯罪」の共同を要求していることから、もっと条文概念を意識した「出題趣旨」および「採点実感」にすべきであった。つまり、教唆・幫助の従属共犯の従属対象も共同正犯の共同対象も「犯罪」であるから、刑法は「適法行為に対する共犯」を予定していない。他方で、「共同して犯罪を実行」（60条）する必要のある共同正犯では、一部の関与者の行為が適法であればその人物は共同正犯関係にならないが、残った者が「犯罪」を実行しているなら一人であれば単独犯、複数であれば共同正犯となるだけである。よって、「イ違法性の判断が共犯者間で異なることがあるか」という注文に対しては、「共同者間で異なることはあり得るが、共犯間で異なることはあり得ない。」と答えることになる。ここからみると、「出題趣旨」は条文解釈を経ない解釈論を展開しているように思われる。
- ・いわゆる論点に関する見解や事案の処理につき、特定の方法を正解視することを避け、結論の微妙なケースを提示している点は高く評価できる。
- ・出題の趣旨は詳細であり、今後の学習に生かすことができる点で、適切と思われる。採点ラインの設定については、最低ライン点未満者の人数が他の科目に比較して少ない点からみると、やや低すぎるようにも思われる。
- ・出題者の意図が簡潔かつ分かりやすく説明されている。ただ、取り上げられている「考え方」と「このほかにも様々な考え方があり得る」とされた考え方とで、取り上げるか取り上げないかを区別する基準、取り上げる考え方の数については、一考の余地があるように

思われる。

- ・出題趣旨が詳細な内容であることは評価できるが、公表時期がかなり遅くなっている点は改善していただきたい。
- ・出題趣旨では、自説とともに反対説をも意識することが求められているが、(意見が分かれるところであろうが)近年の出題傾向からすれば、反対説に言及することを問題文において明示することも検討すべきように思われる。
- ・出題趣旨における設問2の立論の方法として、「様々な見解があり得る」とするなら、関連ワードだけでも記載した方が良いと考えます。
- ・出題趣旨は、本年度の問題における要求水準を詳細かつ具体的に示すことで、説明責任を果たすとともに、将来の受験生に学修上の指針を与えるものともなっており、適切と考える。最低ライン点の設定についても、刑事系科目について知識・理解が著しく不足する者を合格させない機能を果たしているものとする。
- ・適切である。
- ・特に異論はない。
- ・本年度の「出題趣旨」は、丁寧な記述で理解しやすい。
- ・本年度の出題趣旨の掲載を早めていただいております。論述式試験の平均点がおおよそ5割未満であるとする、その半分にあたる25%を最低ラインにせざるを得ないという点は理解できます。
- ・例年通り詳細な内容の出題趣旨であり、受験生の学習に資するものであるため、このような詳細な内容を示した公表を継続して頂きたい。

(イ) 刑事訴訟法

- ・差がつきにくい問題であるので、規範を一言一句判例などの通りに書かないと点が取れないのではないか、事実の検討はこれまでと異なり重要ではないのではないかと考えた受験生もいたようであるが、出題趣旨で、具体的事実を羅列するのではなく、それぞれの持つ意味を的確に評価して論じるべきという点に言及されていたのは適切と考える。ただ、捜査報告書①だけでも令状が発付されうるという点は、実務科目を履修していない受験生にはわかりにくかったのではないかとと思われる。また、答案の筋を聞く限り、失敗をしていないと思われる学生の成績(順位)がかなり低かったことから、やはり差がつきにくく、上記で述べたように記憶力がよく規範を正確に覚えた学生が有利になったのではないかとと思われる。
- ・出題趣旨では、各設問で論じるべき内容が分かりやすく示されており、受験生の今後の学習において有益な指針になると思われる。最低ライン点の設定について、特に意見はない。

- ・出題趣旨において、派生証拠に関して「毒樹の果実論に立つ場合には、どの証拠が一次証拠と考えられるのかに留意しながら論述する必要」があるとしているが、その趣旨がやや不明瞭であるように思われた（毒樹を違法行為と解するか一次証拠と解するかについて見解が分かれるところ、後者の理解を前提としなければならない趣旨のようにも読める）。
- ・出題趣旨は簡潔で分かりやすい。ただし、当てはめ・結論についてもう少し示唆があると、より参考になると思う。
- ・設問1について、出題趣旨における解説をもう少し拡充してもらえると、受験生にとっても今後の参考になると思われる。例えば、職務質問に伴う所持品検査については、その法律上の根拠の有無をめぐる議論があり、判例のように警職法2条1項を根拠としつつその限界を超えたか否かを検討した場合と、判例の立場をとらず、根拠規定はないと考えた場合とで、違法の内容・程度に相違が生じうるところ、どのように採点基準・方針を調整しているのか、出題の趣旨からは汲み取ることができなかった。また、令状請求時の疎明資料（捜査報告書②）に事実を記載しなかったことをどのように評価するのかについても、最二判平成15・2・14刑集57巻2号121頁の理解の仕方に関わってくる問題であり、単なる事実認定レベルの問題にとどまらない可能性もあるため、問題提起の趣旨を示しておく必要があるように思われる。
- ・毒樹の果実については、異なる考え方が議論されているところ（何が毒樹か、規範をどうするか等）、司法試験委員としては、どのような考えを基本としているのかについて、出題趣旨からは明確ではなかったため、その点についてもう少し触れてほしかった。

(4) 倒産法

- ・出題趣旨では、第1問設問3②について、詐害行為否認の検討についてのみ言及がされているが、これが偏頗行為否認説を前提とする解答を否定する趣旨なのか不明確である（実際、出題趣旨を読んだ受験生よりそのような質問を受けた）。
 なお、第2問設問2(2)について、出題趣旨では「3000万円」の違約金条項とあるが、これは誤記ではないか。
- ・出題の趣旨については、求める解答内容が適切に示されており、受験生の学修の指針になると思われる。また、このレベルの出題であれば、適切に学習をしている学生であれば、25%を下回ることはない（下回る受験生は基本的学力が欠如しているといえる）と思われるため、最低ライン点の設定についても問題はないと思われる。
- ・出題趣旨は丁寧に記載されていると思う。最低ラインも下位3%程度なので、適正ではないかと考える。本年度のものに限らず、「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」についてご意見等ございましたらお書き下さい。

- ・ 出題趣旨中、大問2〔設問1〕では、判決の効力まで加点事由になっている旨の記載があるが、出題では債権者の取るべき手続について回答を求めているに過ぎないので、これを加点事由とするのは出題文言と合致しないと思われる。
 - ・ 第1問の設問3の趣旨説明がわかりにくい。
 - ・ 第1問設問3及び第2問設問2は難問であり、出題趣旨にもう少し説明的記載が必要ではないか。
 - ・ 特になし。
- (※出題趣旨第2問の最終段落下から3行目の「3000万円」は「1200万円」の誤記でしょうか。)
- ・ 本年度試験問題のように実務の傾向に沿った問題が望まれる。

(5) 租税法

- ・ 従来よりも少し難しくなったのではないかと思います。
- ・ 第2問の出題趣旨において、「所得税法を中心に、租税法令の基本的な制度と理論が理解できているか、主要な判例の規範を踏まえつつ、各法令上の要件につき説得力のある解釈論を展開し、事案に適切に当てはめる能力があるか」とされており、同出題趣旨が問題文及び設問にも適切に反映されていた。一方で、「第1問に」については、基本方針・出題趣旨は概ね第2問と同じであるものの、国税通則法に関する手続面などやや細かい事項において(単なる)条文の記憶の有無で左右される設問(小問)が存在しており、上記趣旨に沿った問題構成となっていない。この点は、出題趣旨に沿った設問内容となるように、今後改善されるべきであると考えます。
- ・ 適切であったと思います。
- ・ 法人税法と国税通則法などの手続法の出題について、法科大学院のカリキュラムをふまえた出題範囲や内容となるようにご一考いただきたい。
- ・ 問題1に関して

課税のタイミング論に加えて、申告内容の是正手法にまで問いの射程を拡げており、鉄月的側面についても受験生の知識を問うという問題は、バランスの取れたものであった。

この点は、実務にも関心を持たせる意味ではメリットもあるが、国税通則法23条の理解を求めることはやや学習範囲を広く求めるものであった。問題中には「原状回復」とされているが、かかる「原状回復」が如何なる意味を有するかによって、更正の請求を行い得るかどうかという点で別の論点(具体的な経済的回復が包含せられない限り校正の請求は不可とみるか、可とみるかといった論点など)も同時に惹起してしまう問題ではなかったか。

問題2に関して

設問1の源泉徴収義務に関する論点は、いわゆる年金二重課税事件（最判平成22年7月6日（民集64巻5号1277頁））のような源泉徴収の考え方まで問うものであったのであろうか。すなわち、非課税部分についても源泉徴収義務者の源泉徴収は有効である旨の判示の知識レベルまで問うものであったのか。解答に当たって受験生はこの点について不安を抱かなかつたであろうか、やや不安である。設問2についても近接した不安を覚えた。

いわゆる右山事件（最判平成17年2月1日（集民216号279頁））をベースにした問題は良問であったと思われる。

(6) 経済法

- ・ 出題の趣旨については、例年通り、丁寧で分かりやすい説明を。
- ・ 第1問について、Y社が違反主体となるか否かを、どのような要件のもと、どのような規範に基づいて分析するかが、出題趣旨に全く書かれていない。重要な論点であるにも関わらず、一切触れないのは不適切である。また、同様に、販売業社9社が違反主体となるかどうかの検討方法にも一切言及がないが、これも不適切である。

第2問について、市場画定を需要の代替性と供給の代替性から論ずる旨が書かれているが、いずれについても問題文に直接の該当事実はなく、特に供給の代替性からは論ずるのが不可能ではないかと思われる。また、需要の代替性から論じた場合、「両地域」をまとめて1つの市場と見ることは難しい。南関東地域と関西地域を分けて論じることを求める趣旨であれば、試験問題としては不適切ではないかと思われる。また、排他条件付取引（一般指定11項）が適用可能な法条として挙げられていないが、法解釈として11項が視かれる理由は本来はないように思われる。
- ・ 第1問は、判例・実務による限りは、Yが行為主体たる競争関係にある事業者であるかが最大の論点であるが、その点の記述が出題趣旨にはないのは疑問である。シール談合事件判決における「実質的競争関係」の範囲内にあるとは即断できず、相当詳しい解釈論を経なければYを違反行為者と断ずることは難しい。出題趣旨の課徴金のあたりの記述からは、Yを違反行為者とすべきことが示唆されているが、シール談合事件判決とは異なるものとしてYを違反とせず、課徴金を課さないという結論もあり得る。採点実感では、これらの論点についてどのような解釈と当てはめが必要だったのかを明らかにし、どのように採点をしたのか明らかにすべきである。第2問は、(c)のYの新型γについて、なるほどと思わせる出題趣旨の解説だったが、受験者に要求するのは高度に過ぎはしないか。
- ・ 第2問の出題趣旨について

(b) は拘束条件付取引ではなく、排他条件付取引ではないか。

私的独占として構成する場合、全体として排除行為であるという構成も可能ではないか。一つ一つの行為が単独で排除行為性をもたなければならないという前提が垣間見えるが、私的独占の機能を過度に限定するものではないか。

- ・例年に比して若干出題趣旨の記載が薄い気がした。

(7) 知的財産法

- ・最低ライン未満の者が昨年より著しく減っている。素直な問題のときは答案の要求水準を上げてよいのかもしれない。
- ・受験者に余計な負担をかけないように「… について論じる必要はない」といった注意書きを入れていただいていることは、たいへんけっこうなことです。一方、設問1で、合金の成分について割合を示していませんが、それだと、一つの成分の割合が0%超である場合も含んでしまうので、違和感があります。数値限定クレームに関する 이슈 に受験者が気をとられることを防ぐ目的があろうかとおもいますが、もう少し現実的な設定にしていた方が、より好ましかったかと考えます。
- ・本年度の出題趣旨はやや簡略でしたので、もう少し詳しくてもよいと考えます。

(8) 労働法

- ・スタッフ管理職については、出題趣旨が引用する通達が出ているところであるが、これに従うのではなく、厳格に判断する裁判例もあるところであり、管理監督者性を否定する答案を間違いとして採点したのであれば行き過ぎではないかと考えられる。
- ・なお書きではあるが、退職金の不支給の出題趣旨に関して、公務員の事案が挙げられている点にはやや疑問があります。
- ・基本的に支持しうるが、賞与の支給日在籍要件の有効性について、規範に理論的な難のある松山地判令和4年11月2日を参照すべき事例かのように挙げている点には疑問がある。
- ・個別法の第3問目は、処分権者の裁量を広く解した宮城県・県教委（県立高校教諭）事件最高裁判決に触れているが、同事件が私企業の従業員に射程を有するものか否かは必ずしも明確でない。出題趣旨では比較的裁量の幅を狭く解した小田急電鉄事件も参照されており、おそらくはいずれの立場を採ってもよいと解しているようにも思われるが、いず

れの立場を採るかにより有利不利が出てこないのか若干の疑問を抱いた。※出題内容については上に記載したとおり妥当と考えているが、小田急電鉄事件の立場を引き続き採る場合にも宮城県事件を参照してその射程が及ばないことを説明することが求められる、等の記述や、宮城県事件を参照する場合、なぜ従来の下級審裁判例の立場を採らないのか説明が必要と思われる、等の記述があってもよいように思われた。

- ・ 出題趣旨が詳しくなった感があり、有用に思われる。
- ・ 出題趣旨はとても詳細だと思う。最低ラインも下位3%程度なので、適正と考える。
- ・ 第1問については、要件と効果をもっと明確に説明してほしい。
- ・ 適切と思っております。出題趣旨を読んだ上で手元にある教科書・判例集と問題を突き合わせれば、自ら解答を書ける程度に親切的な叙述と思います。
- ・ 特に問題はありません。

(9) 環境法

- ・ 基本的には制度の趣旨を踏まえて条文操作を適切に行うことが求められている点では問題の方向性は明確である。ただ、全体に、扱う情報量（与えられる情報量とアウトプットすべき情報量）が多い。民法の傾向などは在学中受験にあわせて、情報量を絞ったうえ、余り最先端の論点は扱わないようにしてきた歴史があるが、選択法については、情報量の抑制という傾向はあまり見られないのではないか。
- ・ 出題の趣旨自体は、まとまっていて悪くない。
- ・ 出題趣旨について、丁寧な説明がなされている。
- ・ 第2問の出題趣旨の中で、警察許可と計画許可という用語を用い、両者を対比する部分がありますが、行政法学上、一般的に用いられているわけではない用語を出題趣旨の文中に用いることは、避けたほうがよいと考えます。

(10) 国際関係法（公法系）

- ・ 解答として求められている内容は、「基本的」と言えるレベルを超えて、細かな問題を突くような印象が強くなっている。第1問の設問2や第2問の設問2はそうした傾向を示している。
- ・ 国際法の受験者増加のためにも、出題趣旨はできるだけ明快である方がよいと感じた。その観点から、第一問設問1の出題趣旨には少し曖昧さを感じた。

- ・出題趣旨で求められているラインも基本的なものであり、妥当である。
- ・出題趣旨の説明は丁寧になされており、おおむね納得できるが、第1問の設問2の説明はかなり長きにわたっており、ここまで解答が求められるのか疑問なしとしない。
- ・出題趣旨はほぼ適切であったと考える。ただし、第2問の設問3は、ICJが違法性認定をしたという前提で「(当事国が) どのような国家責任法上の主張をすることができるか」という問い方になっているが、責任法上の主張の一類型である外交的保護の要件に関する事実情報が不十分であり、受験者はやや戸惑ったのではないかと思われる(出題趣旨には、「(外交的保護の要件としての) 国内救済が尽くされているかどうかは問題文からは明らかではない点には注意が必要である」と記されているが、それ以上の説明はない)。回答しようとするれば、国内救済が尽くされている場合とそうでない場合とを分けて、それぞれについて結論を導くということになりそうであるが、そもそも利用可能な国内救済手段が存在するのか、私人がそれを利用した事実があるのかが問題文からは明らかではないために、実際の実務では想定できないような主張を展開せざるを得なかったように思われる。
- ・問題の難易度という点では適切と考えられる。問題の内容も、国際法の基本的理解を問うという趣旨が十分に理解できる。ただ、国内法曹が扱う国際法の問題からはかけ離れており、問題を見た法科大学院生の間に、国際法は法曹実務とは関係のない法分野であるとの認識を強めてしまう危惧がないではない。

(11) 国際関係法(私法系)

- ・基本的には妥当だと考えます。
- ・出題趣旨に関しては、本年度も、問題毎に記載すべき論点を列挙し、それぞれの論点について考慮すべき内容を具体的かつ可能な限り網羅的に記載していると肯定的に受け止めています。こうした丁寧な出題趣旨を公表することは、今後司法試験を受験する者にとって学習の指針を提示することに繋がるため、有益であると考えます。引き続きこのような形で出題趣旨を公表くださいますようお願いいたします。

また、最低ライン点の設定に関してですが、ライン未満点者数をみると、昨年度(令和5年度)と比べても大きな変動はなかったと推察しています。選択科目まで十分に手が回らない学生が少なくないことを考慮しますと、最低ライン点を現状のままとし、選択科目単体で不合格となる受験生が大量に発生しない運用をお願いいたします。

- ・全般的に思考の筋道が丁寧に記述されていると考えられるため、特段の要望はない。
- ・第2問・設問2・小問2の出題の趣旨において、「例えば、ここでの問題の本質はそのような財産処分に対して遺留分権利者の遺留分が侵害されているか否かであることから、

遺留分の問題自体はやはり相続の問題と性質決定されるとの立場が考えられる。」と記載されているが、これは遺留分算定の前提となる財産の構成についてではなく、遺留分の問題についても相続以外の性質決定があり得るという趣旨なのか疑問に感じた。遺留分自体の問題の性質決定に他の立場がありえ、財産処分の性質や財産の構成により影響を受け得るのであれば、その点こそ出題の趣旨において記載してほしかったように思う。

- ・第二問の設問二の小問二の問題は、遺留分侵害額請求に「いずれの国の法が適用されるかについて論じなさい。」と問うているにすぎない。それにもかかわらず、出題趣旨では、他の法の下での遺産の範囲について「どのように考えるかについて自己の見解を示すことが求められている。」とされている。問題文で問われていないことを問うているというのは、不適切であると考えます。

3-2. 出題趣旨及び採点実感についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・最近解答の指針となる丁寧な説明がなされていると思う。ただし、司法試験は判例に即した理解を前提とすべきであり、判例に根拠をもたない「中間審査」などという用語を安易に使うのは止めていただきたい。
- ・近年の出題趣旨・採点実感は、受験生に使いやすいものとなっており、教材的価値の高いものとなっている。今後もこのような方針を継続していただくと有り難い。
- ・採点実感等に関する意見は、より早く公表されることが好ましいと感じられる。
- ・特にここ数年、「出題趣旨」や「採点実感等に関する意見」において、参考とすべき判例や、その判例を踏まえた立論の方法などについて、非常に具体的に説示していただいております。その上で、学説の扱いに係る記述については、前記「2. (1)」の「理由」欄および「3. (1) (ア)」の「理由」欄の通りです。
- ・令和5年度の問題も、立法過程における憲法適合性を問う問題であったが、何故立法過程の場面での問題にしたのか、「出題趣旨」においてその説明が不十分であるように思われる。
- ・特になし。なお、本アンケート回答時においては、「採点実感等に関する意見」は見つからなかった。

(1) 行政法

- ・「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」については、さらなる充実化を期待したい。
- ・2022年の司法試験問題の「採点実感等に関する意見」には、行政法の基本を理解していない意見が掲載された。裁量基準はあくまでも森林法の「許可要件」の具体化であり、委任立法の手続規定の具体化ではない。当該意見は受験者の多くが記述していないと批判していたが、むしろ受験者の方が正しかったのであり、そのような誤った記載は司法試験に対する信頼を損ねると思う。
- ・できるだけ詳細な説明をお願いしたい。
- ・学習の指針の明確化という観点から、可能な限り詳細な内容を示すことが望まれる。
- ・今後も、答案に求められる水準につき、詳細な説明がなされることが望ましいと考えている。
- ・採点実感等に記載されている内容と出題趣旨とが必ずしも整合しない年度があるため、採点実感等は出題趣旨とは独立に採点者の感想を示したものであることを強調するか、出題趣旨と法構成が合致しない採点実感は公開対象としない方がよいと思われる。
- ・出題の趣旨の内容は詳細であり、この傾向を維持していただきたい。
- ・量的にも内容的にも適切と考えられる。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・出題趣旨は、学生が司法試験の過去問を解く際の手がかりになるよう、なるべく詳しく示していただきたい。また、採点実感では、学生が見落としがちな点や間違いやすい点について、有益なメッセージを発していただきたい。
- ・ときおり、出題趣旨だけが正解というようなニュアンスの説明がみられることがあるが、問題への多様なアプローチを適切に（すなわち点数の差は付けても良い）評価して採点していただけるように期待するし、実際の採点作業はそうに行われているものと思っている。
- ・学説が分かれる論点につき、各説に対して平等な配分で解説がなされているが、採点者にとっても同じような平等な配分での採点がなされているかどうか疑問に思われる解説もあるため、もう少しメリハリをつけた回説でもよいのではないと思われる。
- ・従来の出題趣旨は採点雑感、執筆者の個性が色濃く反映されるものがあり、やや妥当性を疑われるものもあった。しかし、昨年度と今年度のは、判例法理を中心として、詳

細かつ適切なものとなっている。今後も、このようなスタイルを維持されたい。

- ・ 詳細な出題趣旨を作成頂けるのはありがたいが、年度によっては、出題趣旨が6～7頁にわたっているものがあり、そのような出題は、2時間という限られた時間内で受験生に解答を求める問題としては難解に過ぎるように感じている。
- ・ 上述のとおり、出題の趣旨にそった答案がどの程度存在するのかパーセンテージを知りたい。
- ・ 全部読むのは大変なので、要旨が別にあれば学生も助かるのではないか。
- ・ 答案の形がイメージできるほど詳細であり、かつ、受験生が間違いやすい点についても言及されるなど、配慮がなされており、適切。

(イ) 商法

- ・ 出題趣旨の内容は非常にわかりやすく、問題の理解に役立つものである。
- ・ 詳細でよいと思う。
- ・ 必ずしも学界・実務界でコンセンサスがない事項について断定的な解説をすることが時折みられることや、逆に、普通に考えると出てこない解釈論が考えうる解答の例として示されることがあり、読者である受験生を惑わせているのではないか。
- ・ 来年度以降も、今年度と同様、学生が今後どのように学習を進めるべきかの指針としての役割を果たすような「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」が望まれる。

(ウ) 民事訴訟法

- ・ 「優秀」「良好」「一応の水準」「不良」の抽象的な水準説明は、ただただ無益である。採点基準を具体的に示すことが難しいことは理解できるが、それを補う役割を果たしているとも思われない。おそらく多くの学生は、「一応の水準」に達することを、とりあえずの目標に設定するだろうから、それすらできないということがどう致命的なのかを伝えるべきであり、具体的にどういう方向に誤っていったのかこそ、答案例を数例挙げて説明すべきではないかと思う。
- ・ ①カリキュラムのあり方としては、基本をベースに応用展開という設定をすることが多いと思われる。そこには異論はない。留意すべきは、基本を扱う段階で、可能な限り、司法試験レベルを提示して学生に体感させることであると思っている。何を身に着けるべきなのか明示されていることによって、学生は安心して科目の受講に注力することができる。

る。そのような環境を与えることが大切であると考えている。

②特になし。ただ、採点実感が長すぎると感じるときもあり、学生の集中力がもつ程度の長さに調節していただけましたらと思います。

- ・こういったことを考えてほしいという〔今後の〕勉強の指針がもっと示されるとよいかもしれません。
- ・可能であれば、模範答案的なものを示してもらえば、受験生にとって有益であるとする
- ・合格水準に到達するのに必要な記述を理解するのに適した解説が丁寧に施されており、好感がもてる。継続していただきたい。
- ・採点雑感等についても、できるだけ早い時期に公表されるのが望ましい。
- ・採点実感については、例年、オブラートに包んだような表現であることが多く、読んでいて隔靴搔痒の感がある。
- ・出題趣旨が以前よりも詳細になってわかりやすいが、採点者の負担が懸念される。
- ・出題趣旨については、本年度の公表時期はやや遅く感じられた。採点者実感等に関する意見は、本年はなぜまだ公表されていないのか、学生が復習する上で必要不可欠だと思うので早期に公表して欲しい。
- ・出題趣旨は、採点実感と異なり、司法試験終了直後に発表すべきであると思われる。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・本年度に限らず、近年の「出題趣旨」や「採点実感」では、作題担当者の自説が出すぎていのように感じる。もっと普遍的に、実務や学説で悩みとされている論点と見解の対立点を尋ねた方がよいように思われる。
- ・各年度ごとに回答しているので、とくにない。
- ・学生から質問されて、過去の「出題趣旨」に書かれている理解と、授業担当者の理解の間に齟齬がある（授業担当者からすれば、「出題趣旨」の記載は一定の特殊な立場に立ったもののように読める）ことが、毎年あるのが、気になっているところではあるが、それ以外は特になし。
- ・近年、「出題趣旨」および「採点実感等に関する意見」が詳細に書かれるようになり、今後
の学習に生かすことができるという点で、適切であると思われる。
- ・昨年の出題のように、自説を問うのではなく、「どのような説明が考えられるか」と問う出題形式は、法曹としての素養を試すために適したものであると思われるので、これからも継続

していただきたい。

- ・受験者の学習に資すると共に、法科大学院での教育内容を考える上で非常に参考になる。
- ・受験生の学修の手掛かりとなるよう、詳細な記述を引き続きお願いしたい。
- ・受験生の学習に資するものであるため、詳細な内容を示した公表を継続して頂きたい。
- ・出題趣旨において、争点に関する代表的な考え方が示されたうえで、それら以外にも論理構成は考えられる旨指摘されるのは、最近の法科大学院生はこれまでの学修姿勢も合わせてその代表的見解のみを押さえれば足りるという誘導のように読んでいる。もう少しざっくりとした論理の流れにとどめて、広範で多彩な分析眼を持たせるために支持層の多い論理に加えて少数派の論理も大筋が追える程度の指摘をしてみてもよいのではないかと思われる。
- ・出題趣旨につき、「出題」趣旨である以上出題直後に公開可能なはずであるから、より早い段階での公開を望む。
- ・出題趣旨はこれほど詳しくなくても良いのではないか。限られた範囲の回答への誘導になる。
- ・詳細に書いてくださっているので分かりやすく、指導の際にも参考にさせていただいております。ただ、もう少し早めに出して頂けると有り難いです。特に本学の場合、1度で合格に至らない者が多いため、来年度の準備を兼ねた復習のために早めの情報開示を必要とする学生が多くおりますので。
- ・前述の通り、設問2はさまざまな解答が考えられ得る出題になっているので、そこで評価の優劣がどこで分かれたのか、あるいはそこまで評価の優劣に差はなかったのか等の意見があればありがたいです。特にその年の受験生の解答をベースにした評価基準が少しでも採点実感に示されていると参考になります。
- ・配慮の行き届いた説明に敬服している。
- ・法科大学院生や受験生に対して学習の方向性を示すという点で、今後も継続していただきたい。
- ・本年度の「出題趣旨」は例年に比べても、その記載が具体的かつ詳細で、学生にとって学習の良き指針となると思われる。
- ・例年、「出題趣旨」については詳細に記述されており、学生にとっても、刑法論文式試験問題を深く検討する上で重要な資料となっていると考えている。

(イ) 刑事訴訟法

- ・「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」では、例年、司法試験で要求される能力が具体的に説明されており、受験生にとっては有益な教材の役割を果たしていると思う。

- ・一時期のやたら細かい論点まで書くことを求める問題に比べれば、何を論じさせたいのかがわかりやすい。論点を落とすことによるリスクが低いのは良いが、論点を見つける能力は実務家にとって非常に大事な能力であるので、ヒントを与えすぎず、問題点を見つけさせることも大事ではないかと思われる。
- ・何を論じればよいのかの指標になっており、司法試験を目指す者にとって非常に有益であると感じている。
- ・基本的には参考になるものばかりである。ただし、当てはめ・結論についてももう少し示唆があると、より参考になると思う。
- ・近時、「出題趣旨」や「採点実感等に関する意見」の記述量が減少傾向にある。もちろん、記述量が多ければ良いというものではない。しかし、受験生は、「出題趣旨」や「採点実感等に関する意見」中に記載されている内容から、到達すべきレベル、更には法曹に求められる法的思考力に関する出題者からのメッセージを読み取ろうとしている。本年度の「出題趣旨」を見ると、全体の分量は同年度の刑法と比べて半分程度であるし、例えば〔設問2〕の【捜査①】を任意捜査と位置付けた場合の当てはめにおいて使うべき【事例】中の事実については、もう少し言及があっても良いのではないかと考える。
- ・近年の出題は、比較的平易な典型論点の出題が多くなされ、難易度としては適切かと思われる。処理量も過去の過大なものに較べて改善されているように感じる。
- ・刑事訴訟法の「出題趣旨」は、知識のある者からは、要を得た簡潔なものといえる。ただ、受験生目線に立てば、刑法のように、結論に至る筋道まで具体的に説明するほうが、より親切で勉強にも役立つと思われる。
- ・個々の問題点について、良い答案と悪い答案が具体的に示されており、学生にとって学習の良い指針となっている。
- ・出題趣旨、採点実感いずれも、毎年、詳細なものであり、論ずべき事項や論述に当たって留意すべき事項を知ることができる。教授上、学修上の指針となっている。
- ・例年、「出題趣旨」では、各設問で論じるべき内容（いわば理想的な答案内容）が分かりやすく示されている一方、「採点実感等に関する意見」では、受験生の実際の答案において検討不十分であった点やよく見られた誤りについて具体的に指摘されており、両者の役割分担が適切になされている。受験生は両者を熟読することにより、司法試験で求められている能力を理解することができよう。

(4) 倒産法

- ・「出題趣旨」については、例年適切に求める解答の指針が示されており、受験生の学修の指針として有用なものといえる。ただし、若干、「解答の指針」に近い内容となっており、

いかなる趣旨に基づき出題がされているかという点についての言及は必ずしも十分ではない（が、そこまで「出題の趣旨」において触れるか（また、触れることができるか）は検討の必要もあるので、必ずしも触れていないからよろしくないという趣旨ではない）。「採点実感」については、今年度版がまだ公表されていないため一般論となるが、例年詳細な採点実感を作成・公表いただいております、大変参考になる。ただし、受験生の中には、採点実感で触れられていることすべてについて言及しなければならないのではないかという誤解をしている者がいるため、本来は法科大学院においてもそうした点について注意喚起をする必要がありそうだが、なかなかそのような機会（実際の「採点実感」に即した解説などを行う機会）がないのが実状であり、「採点実感」において、骨子として最低限述べべき点はどこなのかについて、示すことも一考に値するかもしれない。

- ・近年の出題内容は安定していると思われるので特に問題はないが、かつてはやや難解、変則的な出題がなされていたこともあり、出題趣旨や採点実感の意見に首をかしげるものも少なくなかった。
- ・受験生にとっても、ロースクールの教員にとっても、明確な指針となる内容だと思われる。
- ・出題趣旨については、特になし。採点実感については、「良」、「不良」、「一定の評価」を記載いただいているところではあるが、それぞれの問題（小問等）において、どのような場合が「良」で、どのような場合が「不良」となるのかをより明確にしていきたい。
- ・要求している水準が高すぎることもある。研究者として、あるいは実務家として当然とお思っていることでも、選択科目で勉強している受験生には負担が重過ぎる項目もある。また、研究者として、あるいは実務家として当然とお思っていることでも、改めて考え直せば、極めて難しい事項もある。そうした点につき、配慮が足りない気がする。

(5) 租税法

- ・過去の採点実感では関連する最高裁判例等を明示することまで要求されていたことがあるが、法科大学院での教育方法に影響するため、現在でも同様の方針であるか改めて採点のポイントをお示し願いたい。
- ・採点実感は、充実しており、高く評価している。出題趣旨については、実際に答案を見て採点基準を変えたいということが感じられる年もあるが、経験上、それは仕方がない場合もあるので、現在のように、出題趣旨において、一定程度踏み込んだ内容を明らかにすることを、ぜひ続けていただきたい。
- ・事件名の明記を求めるのはやめた方がよいと思います
- ・選択科目ですので、導入的な易しい問題と、発展的な難しい問題を、適度なバランスで配置いただくのがよいのではないかと思います。

- ・毎年詳しく書かれていて、有益なものとなっています。

(6) 経済法

- ・経済法の出題趣旨や採点実感の中には明らかな間違い（条文の引き間違い）などがある。受験生でも間違いに気づくものの、間違っただけのまま公開されているのは適切でない。修正内容を修正時期とともに明記した上で、正しく修正したものを公開すべきである。
- ・最近の出題の趣旨や採点実感等に関する意見の記述は、問題文にある事実に基づいて基本的な考え方を分かりやすく説明するものとなっており、経済法の学習において大いに参考となるものであった。今後とも、同様の記述をお願いしたい。
- ・司法試験受験生が目指すべきレベルを計る上で有用な資料となっている。
- ・第2問の出題趣旨に疑義がある。不公正な取引方法で構成した場合の適用規定として、単独の「間接の取引拒絶」は実務上ほとんど見た事がなく、このような解答を書かせる指導をすることは、不適切と言わざるを得ない。また、(c)に関する以下の二つの文章が理解困難である。(i)「私的独占を主として論じた場合であっても(c)については、取引妨害について別個に論じることが要請される。」とあるが、実務上、一つの事件で私的独占と取引妨害を同時に適用することは考えられないのではないか？もしこのような解答を求めるのならば、X社が決定した方針がどのような問題を生じるのか、(方針の実施前に)アドバイスせよという問題文になるはずである。(ii)「不公正な取引方法を中心に論じた場合、(c)が排除行為に該当することについては不公正な取引方法の該当性だけではない側面も論じなければならない。」とあるが、これは日本語として破綻しているのではないか？
- ・年度によって、出題・採点者が求める答え（適用条項など）が抽象的あるいは複数の選択肢があるような出題趣旨や採点実感等意見があるが、より明確に、あるいは、選択肢のうちどれを（どういう条件の下に）正答と位置付けているのかを明快にしていただけると、学生にとっても、教員にとってもありがたい。

(7) 知的財産法

- ・特に選択科目については、あまりハードルを上げすぎるべきではなく、その意味で、今年度は出題趣旨・最低ライン点の設定とも、知的財産法について法曹としての基礎的な理解が備わっているかを測る基準として適切と感じた。

(8) 労働法

- ・ 特にございませませんが、出題分野の偏りもなく、よく練られた出題がされていると考えております。
- ・ 学説や判例を踏まえ、要件と効果、証明責任等が明確にわかるような説明としてほしい。
- ・ 採点実感についてはまだ未公表であり、公開を楽しみにしている。
- ・ 難しいとは思われるが、より早い時期に出していただけるとありがたい。

(9) 環境法

- ・ それまでに扱っていない論点を出すとなると、改正法や実務的に問題になった論点を取り上げられる傾向が強くなることはわかる。その分、施行令レベルのヒントや実務上の問題を知らない適切な回答ができにくい問題にもなる。したがって、①基本的な知識から素直に解答できる問題との適切な組み合わせを検討したうえで、さらに②全体の情報量の総量を意識していただきたい。
- ・ 環境法は、法律の数が他の選択科目よりも多く、負担を避ける学生が多い状況ですので、細かい法制度・論点や有名ではない判例に関する知識を問う問題を避けていただくよう、引き続き配慮いただきたい。
- ・ 採点実感に関しては、年度にもよるが、長すぎる場合がある。出題の趣旨がわかりやすくまとまっていれば、長すぎる採点実感は不要である。
- ・ 特になし。採点実感は未見。

(10) 国際関係法（公法系）

- ・ このところ、判例に基づく出題と設問に傾きがちだったが、今年はバランスがとれており、今後もこの方針が採用されることを願う。
- ・ 国際関係法（公法系）の受験者が減少してきている現状を踏まえ、基本的なレベルの素直な問題を出题すべきである。過去の問題と重複することを回避しようとする、勢いより細かな論点に立ち入ることになるので、重複を恐れず王道とも言えるような問題を出题し続けることが重要かと思われる。
- ・ 受験生に必ず読むように授業では指導しています。出題趣旨に沿ってよく書けていた論

点、受験生が間違いやすかった論点を引き続き提示して頂けると、授業の際に指導上役立ちます。

- ・ 難題ではあるが、国際法の基本的理解と、国内法曹実務において国際法が現実的に重要であるとの認識との両方を深めるような問題の作成を試みてほしい。
- ・ 非常に丁寧に説明されていたので、趣旨がよくわかった。

(11) 国際関係法(私法系)

- ・ いずれも、丁寧に記載していると肯定的に受け止めています。採点実感については、令和5年度までのものを拝見する限り、答案に接した出題者の率直な気持ちが表現されており、答案の指導に当たって教員が留意すべき事項を読み取ることが可能な内容になっています。引き続き現行のとおり作成いただくと有難いです。
- ・ 以前よりも出題趣旨が詳細に記載されるようになっており、適切であると思われる。
- ・ 現状の「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」を続けていただきたい。
- ・ 国際関係法(私法系)の採点実感に、年度によって異なる立場が示されているものがあり、学生に混乱を生じさせるおそれがある。具体的には、次の通りである。

国際裁判管轄について回答するにあたり、「国際裁判管轄権は手続の問題なので法廷地法による」という趣旨のことを書くべきか否かをめぐり、矛盾する説示がなされている。

平成28年の採点実感には

「設問1において、わが国民訴訟法の適用根拠として「手続は法廷地法による」旨の法源に言及した答案は少数にとどまる。」

との記載がある(「2 採点実感」の「(2) 第2問について」の冒頭部)。

このコメントは、明らかに、「国際裁判管轄権は手続の問題なので法廷地法による」という趣旨を答案に書くべきであることを示しており、これを書かなければ減点されるであろうことが強く推測される。私自身は、このような記述は当然の前提であり、書く必要はないという見解であるので、この採点実感を読んだときには、目を疑った。

他方、令和2年の採点実感には、

「国際裁判管轄権は手続の問題なので法廷地法によるとの記述が相当数あった。そのことに誤りはないが、答案としては、明文の規定があるのであれば、まずは、条文の要件の解釈や当てはめを丁寧に行って結論を述べるのが求められる。法廷地法によることは当然のことであって、それ自体が条文の解釈適用に影響するものではなく、紙幅も限られていることからすると、必ずしもこれに触れる必要はない」

と記されている(「3 採点実感等」の「(1) [第1問] について」の「イ [設問2 小問1] について」の冒頭部)。

答案に求める記述内容としては、こちらの令和2年の方が正しいものと思われる。問題は、以前の採点実感と明らかに矛盾する内容を示している——つまり以前の採点実感でのコメントを訂正している——にもかかわらず、そのことをきちんと示さずに曖昧な言い方で済ませていることである。「以前の採点実感ではこのように書いたが、それは間違いだったので訂正する」ということを明確に示すのが、受験生への誠実さというものであろう。

- ・出題趣旨・採点実感の中には、そういうことを書いてもらいたいのであれば、そのような問題にすべきであると思われるもの、そもそもそういうことは教室での説明ではあつてしかるべきであるものの、実際の裁判でも裁判外の法実務でも言及しないことであつて、不適切というべきものがある。このようなことを書かれると、将来にわたって受験者を戸惑わせ、無用なことまで書かなければならないのではないかとの疑心暗鬼を生ずるので、改めてもらいたい。
- ・第1問・設問1・小問1は、民訴法3条の3第5号の事業活動管轄について論じなくてよいのか？

3-3. 当該科目の試験のあり方についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・複雑な制度理解を前提とするような問題ではなく、今年度のようなシンプルな事案のなかで基本的知識・法的思考を問う問題としてほしい。
- ・限られた在学期間で受験に対応するため、余計な議論を避け、単純なパターン化、知識詰め込み型の演習を望む声が多くなった。
- ・法曹になるために要求される水準は客観的に定まるものであり、本来的には、試験制度に左右されるものではない。そのため、教育上の到達目標を下げることは検討していない。また、憲法に関しては、以前より必修科目は2年次までで終了し、3年次は選択必修科目や自由選択科目のみとなるため、在学中受験を可能とする制度変更によって2年次までの学習内容が影響を受けることもない。ただ、在学中受験のニーズに応えるためには、学生の希望に応じて「前倒し」「先取り履修」を認める方向での検討が必要と思われる。
- ・今年度の出題のように、法科大学院の正課の授業科目における主要な学習事項が、応用能力も発揮されやすいリアルな事例問題になっていることは、いわゆる在学中受験者に対し

でもフェアであり、是非とも維持されたい傾向である。また、近年の堅調な傾向として〔設問〕に「必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること」という注文が明記（附記）されているのも、法科大学院教育との接続に好適であるから、C B Tに移行するという再来年度以降にも引き継がれたい。

- ・憲法については多くの法科大学院で1・2年生で全体を学ぶことが多いと思いますので、在学中受験に関する影響は、科目との関係ではそれほど大きくはないように思います。より一般的には、C B T化の動きの方が大変気になります。
- ・憲法に限ったことではないが、在学中受験者向けのカリキュラムが、修了後受験を望む学生にとっては適切ではなく、少数の（優秀な）学生のために他の学生を犠牲にしている、という苦情が学生から出ている。また、憲法に限って言えば、急いで合格を目指す学生は社会問題についてあまり知らないことも多く、むしろ社会人経験者の方が問題を深く考えられていることが多い。勉強知識だけを詰め込んだ法曹を育てたいのであれば今の制度で良いのであろうが、それでは公共訴訟などの未来は暗いものになると思う。
- ・また、3年次の前期に設置されている憲法関連科目の定期試験の実施時期などについて、司法試験の実施時期との兼ね合いで、試行錯誤している面はあります。
- ・特段変更すべき点はないと思われるが、やはり判例の詳細な研究の必要性を自覚させる授業をより緻密に作り上げていかなければならないと考える。
- ・今後も立法過程での憲法適合性を問う問題が増えるのであれば、統治分野に関する問題も出題しやすくなるように思われるが、2年次以降の憲法における論文式試験のための教育はほとんど人権分野に関するものである。今後は統治分野に関する教育も2年次以降において十分に行うべきか検討課題としてある。
- ・ありきたりの意見になってしまうが、今後、学部入学から司法試験合格までの期間の短縮がいつそう加速することが予想され、そうした流れ自体は仕方ないとしても、学修の「効率化」が強調されるあまり、じっくり考え、じっくり学ぶことがないがしろにされてしまわないかという懸念は、どうしても残る。そういう意味でも、受験生に過度の負担とならない範囲で「考えさせる」問題を出題していくことは、いつそう重要になってくると思う。
- ・在学中受験ということで、やや焦っている学生もいるので、判例・学説の基本をしっかりと押さえることの重要性を強調している。
- ・出題形式に関して、近年、法令等の憲法適合性（のみ）を検討させる、つまりは抽象的審査を求めるスタイルが続いているのは、考査委員にとって、この形式が受験生の能力を測るのに適切であり、かつ成績評価も適度に分布することから望ましいというデータもしくは判断が背景にあるものと推察される。だが、一般論として、出題形式の固定化は、特化した対策を講じ易くなるばかりか（法科大学院での教育が必然的にそれに引きずられるという話ではない）、形式がまた変わった時に、問題の内容ではなく、単にそうした形式の変化によって受験生の出来・不出来に影響が生ずるリスクがあるのではないか。新司法試験開始以来、大別して3つの出題形式が順に登場してきた。難易度が形式に左右されてしま

う可能性があるのは、けっして好ましいとことだとは考えられず、この点はもう少し改善の余地があるだろう。

(イ) 行政法

- 基本的知識をふまえて、それを具体的な事案に落とし込むという能力が今年度の試験ではより強く問われたように感じている（とくに違法性の承継に関する設問2）。この傾向は、基本的には望ましいものであると考えており、本務校における教育もそのような能力の涵養を意識したものとしている。
- 行政法に関して言えば、早い段階で受験機会を与えようという趣旨の制度設計には無理がある。しばらく前までは、法学部出身者が未修コースに入ってきて、1回の受験で合格するというケースが結構見られた。その人たちは、民法等の基本的な科目で自信をもてなかった箇所を1年目に補強できるので、2年生から始まる行政法の講義に余裕をもって取り組んでいたと思う。現在は、行政法科目の定期試験で素晴らしい成績を残す人が少なくなっている。
- 今年7月に実施された司法試験の問題と法科大学院の春学期末試験の問題がほぼ同内容であり（都市再開発法と都市計画法の都市計画事業の違いのみ）、設問が同じ論点であるどころか上記〔設問1〕（2）に至っては、期末試験の設問の解答そのままが司法試験の問題文に記載されていたため、期末試験前に司法試験問題を目にした学生がいたとすれば容易に解答することができた可能性がある。仮に司法試験受験直後の学期末試験であったとすれば司法試験未受験者との間で試験の公正の点で問題があったと思われる。そのような事態を防ぐには司法試験後に試験問題を作り直すか、もしくは万一に備えて代替問題を用意しておく必要があり、その負担は大きい。在学中受験に伴って生じた問題点であり、問題点の解消は難しいと承知しているが、司法試験問題作成にあたり、このような問題点の存在が意識されるべきではないだろうか。
- 在学中受験により司法試験までの学習期間が短くなっているからこそ、条文からの要件の読みとりと、その解釈および当てはめという、法の解釈適用の基礎的な能力を着実に身につけさせることがいっそう求められるようになってきている。司法試験の出題も、そうした能力をストレートに問うものが望ましい。
- 在学中受験制度の導入に伴い、2年次の必修科目の負担が増えたこと、さらに既修者の場合には入学から司法試験までの期間が1年余となったことから、学生によっては授業の進度に追いつくのが難しい様子が見受けられる。そこで、今後の出題においても、法科大学院の教育内容を踏まえて基本的な理解を問う出題が続くことを期待している。
- 特に指摘する点はない。

- ・本校では、2年次までに行政法科目の概ねの範囲を扱うため、特に変更すべき点はないものと考えている。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・法科大学院の教育として、やるべきことは従来と変わらない。
既修者については、法科大学院入学から1年3か月で在学中受験を迎えることから、従来以上に、法科大学院入学前に一定の実力を身につけておくことが求められる。その点で、法学部教育の重要性が増しており、法学部（法曹コースを含む）における民法教育のあり方について検討する必要がある。
- ・そもそも近年の制度変更が適切かどうか自体議論の対象になり得るところではあるが、いずれにせよ、望まれる法曹像が変わっていないのであれば、制度変更を考慮して試験のあり方を変更する必要性も正当性もないと考える。
- ・学生には、知識に頼る勉強ではなく、考えながら勉強する癖を付けてもらうためにも、択一・論文のいずれも一歩進んだ考えさせる問題を出すことは良いことであると思われる。また、試験に出るかどうかで学生は勉強しているので、どのような問題を出すかは学生の勉強に大きな影響を与える。そこで、条文と判例の知識を確認することを基本とした問題にした上で、条文の趣旨、判例の基本の勉強を促す必要があるのではないだろうか。事案分析能力を鍛えるためにも、必要ならば場合分けをして「論ぜよ式」の問題があっても思われる。
- ・近年の問題の一部には、結論自体ではなく、結論に至る思考方法の適切性を評価するようなものが応用問題として含まれている。これは、判例をたくさん憶えて機械的に適用してよしとするのではなく、思考力を問う問題であり、基本問題を抑えた上でこういう応用問題が適切に組み合わせられる傾向は、試験として適切であり、法科大学院における教育内容とも適合して良いと思う。
- ・合格者の内訳で、修了者より在学者が主流となったことに関し、今後、在学中受験の位置づけについて検討していく必要があるかもしれない。また、既修入学者については、在学中受験をする場合、入学から1年3ヶ月余での受験となるので、この間、法科大学院として何ができるのかについて、さらに検討していく必要があるようである。
- ・在学中受験によって、在学者が合格答案の書き方というテクニカルな方向に行きがちであると感じる。特に丁寧な記述のある基本書や体系書ではなく、いわゆる予備校本を使用する比率が増えているように思われ、実務に入ってから解釈論や立法論の展開に不安を

感じる。

- ・在学中受験により、学修期間が短い受験生の受験が今後も増加していくことが考えられるところ、法科大学院教育の方向性としても、知識量ではなく、基本的な知識とそれを元にした骨太の法的思考力を身につけさせる方向性が望ましいと考えられ、司法試験も、そのような力が身につけているかを基本的な問題により測る方向として頂きたい。
- ・在学中受験の学生に対して、自身が身につけている条文や判例の知識を論文式試験に対応できる方法で表現できるようにする機会を与える時間を取るのが難しいため、そのような機会をどのようにつくるのかは検討すべき事項であると考えます。
- ・在学中受験をする学生は、勉強時間を確保するのに苦勞しており、以前よりも増して学習面における効率性を重視し、実務科目に時間を割く余裕がなくなっているように思われます。
- ・在学中受験を意識した授業構成（試験日までに基本的な論点についての範囲を終了しているなど。）にすべきかが検討課題である。
- ・従来、3年生配当だった実務家・研究者共同担当の必修科目を2年生後期後半に移動し、単位数も半分にした。
- ・他の司法試験科目の配当学期を繰り上げた影響で、2年次以降配当の民法の法律基本科目（上級民法1・2）の配当学期も1学期ずつ繰り上げる必要が生じた。
- ・法政大学法科大学院入学時より在学中受験を考えている者は、先取り履修をするかどうかを別として、商法科目や行政法科目の学修も進めているようであるが、そのことにより、少なくとも民法については、学修に十分な時間をあてられず、中途半端な状態で学修と進めている者が目につく。そうした結果が本年の司法試験の在学中受験の合格者数に表れているものと分析している。この点につき、本学の在学中受験のカリキュラムに従って授業を履修している者については、本学においてその対策を検討することができるが、本学の在学中受験のカリキュラムに則らずに在学中受験をする者を把握することは本学の努力だけでは難しい。そのため、法科大学院において早期に在学中受験を把握できるように、在学中受験について、商法や行政法科目の履修を義務付けるなどの対応を検討してもらいたい。
- ・本学の教育方法は、いかなる問題が出題されようとも、問題の趣旨を把握し、適切に解答する能力を養っている。今後も同様のスタイルが堅持される。したがって、在学中受験となっても、十分に対応できている。特段の問題はない。
- ・本法科大学院は、未修者教育中心のカリキュラムとなっている関係上、在学中受験者は履修科目の多いなかで司法試験に向けた準備もあわせておこなわなければならないため、特に在学中受験プログラム履修者向けのフォローが別途必要なように感じる。しかし試験対策に傾きすぎて、本来の法科大学院における法曹養成のための教育の面が疎かにならないか気になる。
- ・民法の学年ごとのカリキュラムについて大きな変更はしていないが、民法に関する最終学

年配当科目の一部を早い時期においても履修できるように、在学中受験者のためにクラス増設をしており、春学期（前期）の時間割が混み合い、教員の負担も増加している。また、秋学期（後期）には在学中受験者（かつ合格者）とそうでない者が混在することになるので、そのような状況下でいかなる科目をどのような形態で履修させるかは、今後の検討課題である。

(イ) 商法

- ・C B T化において、メモを配布しないことが想定されているようですが、特に会社法などは複数名の主体が取引や行動を取るため、手元でメモを取れるようにするべきであろうとおもいます。
- ・いたずらに細かい知識をためすのではなく、商法の基本的な考え方をしっかりと理解していれば、制度趣旨から逆れば解答できるような問題を出題して欲しい。
- ・ここ 2-3 年、基本論点に対し、少しひねりを加える出題になってきたので、そのような出題に対応できるようにすることが必要だと学生に伝達したい。
- ・在学中受験がスタートし、本学において当初は一部の者がチャレンジすると思われていたが、蓋を開けてみるとほぼ全員が在学中受験を前提とした履修登録を行っている。このような状況であれば、カリキュラムの抜本的な変更も必要と思われる。商法に関しても 2 年次の演習科目を増やすなど問題演習科目の前倒しの検討が必要であろう。
- ・在学中受験が始まった令和 5 年度以降問題文が短くなり、設問が大問 2 問となったのは改善であると思う。他方、より事例解決のセンスが求められる設問となった印象があり、それ自体は良い傾向と評価しているものの、このようなセンスを教育で培うことには限界があるようにも感じている。
- ・在学中受験との関係では、できるだけ、基礎力をしっかりと推し量ることができる問題であることが望ましい。昨年までの問題は、その意味では良問であったと思う。もちろん、現場施工の問題を否定する趣旨ではないことは、強調しておきたい。現場思考力を問う問題は必要であり、今後もその種の設問を 1 つは作ってもらいたいと思う。
- ・在学中受験を踏まえて、カリキュラム上両訴訟法への対応時間が窮屈になるため、商法の仕上げ時間がさらに圧迫されることとなることへの対応を検討している。また、C B T化についても、フォーマットが明らかされていない部分も多く、対応が可能であるかに不安を感じている。
- ・在学中受験を目指すあまり、無理をして早期履修をしたばかりに、心身に異常を来す学生が出ているように感じる（不眠等）。
- ・昨年度の記載内容に追加すべき点はない。

- ・紙の約束手形・小切手の廃止が決まっており、本法科大学院においても、手形法・小切手法を扱う講義科目は選択科目とすることを決定した。この分野は司法試験の商法の出題範囲から除外することが望ましいと考える。
- ・商法科目に関しては配当年次の関係で教育のあり方に大きな修正は必要ないと考えている。
- ・商法分野の「出題趣旨」と「採点実感に関する意見」はいずれも有益な内容になっており、法科大学院での指導にも参考になる。
- ・変化した点は少なくないが、学部の法曹コースにおける講義の充実や法科大学院におけるカリキュラムの変更によって必要な教育を実施することができており、現状では特に検討すべき事項はないと認識している。

(ウ) 民事訴訟法

- ・制度に関する知識量よりも深い理解と応用力、事例の分析検討能力が重要ですので、それを涵養する授業とその修得を試す試験にすべく、現在対応途中です。
- ・いたずらに複雑な問題を出题するのではなく、民事訴訟法の基本的な理解を、その制度趣旨にまで遡って検討させるような問題を出题してほしい
- ・今次、判例の理解を問う問題が出たが、判旨のダイジェストさえ書ければそれなりに評価される状態は変わらないものと認識している。結果、判例の分析を精密に行おうとする授業は役に立たないという認識が予備試験や在学中受験を狙う学生の間で定着しつつあるように思われる。それはそれで彼らの適応結果なので、こちらはニュートラルに受け止めるしかないが、双方向授業を中心に構築されるべきとされる法科大学院教育を成り立たせる前提が失われつつあるように感じている。
- ・今年の民事訴訟法の問題では、請求の客観的複数、請求の主観的複数、上訴の範囲での出題が全くなかった。もしこれが在学中受験を考慮してのものだとすると、司法試験の出題を歪め、ひいては法科大学院における教育を歪めるおそれがあると思われる。今後の出題のあり方を注視したい。
- ・在学中受験が始まり、以前にも増して、選択科目についての勉強時間の確保が難しくなり、その結果、自己が選択しなかった選択科目や選択科目となっていない科目（民事執行法など）を学修する余裕が全くなくなっているように感じます。在学中受験制度きっかけとして、選択科目の廃止も視野に入れた検討が必要となっているのではないのでしょうか。
- ・在学中受験により超短期合格に対する意欲が強くなった結果、理論や考え方をしっかり学ぶということに対して、嫌悪感を抱いているのではないかと思われる学生が増えたように感じられる。以前から予備校依存は批判されてきたが、最近は特に、依存したと思われる

る予備校の質が著しく低いのではないかと思われる。しかし、上記のように超短期合格を目指す学生には、粗悪な教材での学習がかえって魅力的に映るようである。粗悪な答案には、徹底した低評価を加えることにより、そのような予備校では必ず失敗することを自覚させる必要があるように思われる。

- ・在学中受験に備えて実質1年間で民事訴訟法の判決手続を一通り教育する必要があり、つめこみ教育とそれに対する消化不良の問題が生じるように思います。
- ・在学中受験を念頭に置くと、既修1年向け授業において、すでに司法試験を視野に置いた実践的な授業内容に傾斜する必要があると感じています。
- ・在学中受験資格を得るには、既修1年目（未修2年目）に多くの科目を履修するため、学生がじっくり事案を検討するという余裕がないように見受けられる。
- ・在学中受験自体は推奨すべきと思料するが、やはり授業の慌ただしさが増したことから、定着をいかに図っていくか、検討すべき事項と思料する。
- ・在学中受験制度導入2年目であるが、学生は（既修者も未修者も）、当初の予想よりも冷静に対応していると感じる。法律の体系や基本事項すべてを教え切ろうとする教員の志向と受験生の対応は異なるように思える。促成栽培の法曹養成制度となり受験対策にシフトせざるをえない。予備校化に拍車がかかった。
- ・授業を前倒しにする法科大学院が多いが、特に3年課程の授業に対応できない学生が増加しているように感ずる。
- ・民訴法の基本的事項や制度趣旨等について丁寧に指導する必要がある。
- ・来年度以降も、基本的なテーマについて問う出題を希望します
- ・令和5年度も6年度も、合格者に占める1回目の受験者と2回目の受験者の占める割合が約95%に達するという現状に鑑み、これに対応できる教育等のあり方を検討する必要がある。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・在学中受験のために法科大学院での教育（インプットとアウトプット）が追いつかない。そのため、正確かつ詳細な知識のないまま受験する学生が増えているように思われる。しかも、一定数の合格者を出すためにある程度の答案センスがあれば合格してしまう。今年度をもみても、合格者に修習を見据えて知識や理解の附則を補う授業をしているが、このままで大丈夫か心配しているところである。
- ・2年次配当科目が卒業試験的役割を演じるような傾向、さらには3年次配当科目の形骸化

が助長されることを憂慮する。

- ・3年次前期のカリキュラム編成がどうしても窮屈になる。もう少し、試験の時期を後にずらせないものか。
- ・3年前期に配置している刑事系の必修科目については、終盤に司法試験があることから、在学中受験者には出席免除などの配慮をしている。司法試験後に期末試験があることから、司法試験への有益性を見据えた教育は、期末試験と切り離して考えざるを得ない。その意味で、当該科目の期末試験までを含め司法試験への対策とする授業構想は、制度的に不可能になっている。ロースクールを原則的な法曹養成機関とするのであれば、司法試験の実施時期については、検討すべき課題があるのではないか。
- ・基本書を読みながら知識を肉付けし洗練させていく学修を好む絶滅危惧種の院生が、促成栽培の余波を受けて、追いやられる傾向は変えられないままの状態である。こういう院生が生きをつく場所を得て残っていくことで法曹の多様性が維持されると思われる。
- ・近年の出題形式を踏まえ、きちんと判例の射程を理解した上で個別事案にあてはめる、学説の対立の意義を理解するといった学生が増えており、全体的にみれば、刑事法の理解度は深まっているのではないかと感じております。ただ同時に、在学中受験で合格を目指して成果を早く求めるあまりに短絡的な論点主義に陥る者もおおり、難しいところです。
- ・刑法は、いずれにせよ2年生のうちに授業が完了するので、客観的な在り方の変化は特にないが、2年後期の授業内で、翌年の在学中受験で合格するであろう学生か、そうでない学生かを、意識するようにはなっ（てしまっ）た。
- ・講義科目は未修者が対象なので、基本的な理解から身に着けさせる必要があるという点は変わっていないが、初学者もいる授業の中で在学中受験を目指す学生のためにどの程度のことができるか検討が必要だと感じている。
- ・在学生受験の制度が開始されて2年経過したが、これまでの授業の在り方を変更する必要性はないと考える。在学中受験を検討する学生も一定数は存在するので、早い段階から論文式問題の対策を考えることの重要性がさらに高まっていると思われる。
- ・在学中受験が2回目を迎えたが、在学中受験開始前と比較して、より基礎的な事項が問われているように見受けられる。正課授業においても、基礎的な事項に関する理解を深めることに重点を置く必要性を感じている。
- ・在学中受験については、刑法の学修との関係では特に大きな問題はない。

ただ、論文式試験のために、刑法各論の個人的法益以外の罪をどこまで深く準備しておくかは受験生にとっては悩みの種であると思われる。
- ・在学中受験による合格に主眼を置かなければならないため、早期から司法試験問題を解くことを前提とした教育方針を取らざるを得ない。また、刑法との関係では出題方針として近年一層詳細な誘導を付けて解答すべき内容を特定していることから、こういった問題への対策も早い段階で学生に意識させなければならなくなっていると考え。
- ・在学中受験を考えている者の学習を考えると、これまでの司法試験の出題範囲をすべてカ

バーすることは困難になると考えられる。したがって、司法試験の出題範囲が、より基本的なものに限定されれば、それに対応した教育が可能になると思われる。

- ・在学中受験可能なカリキュラムとするために、従前の3年次配当科目を2年次に繰り下げざるを得ず、段階的学修ができなくなった。また、未だ司法試験を受験する実力が備わっていない2年次の学生が当該科目を履修するようになったことで、履修者間での実力格差が生じ、授業運営に紺頼をもたらしている。
- ・司法試験までの時間が短くなったため、重要度に応じた授業内容の取捨選択が厳しく問われるようになってきた。他方、司法試験後は、合格者と不合格者が混在するため、どこに授業の焦点を合わせるべきか悩む場合が少なくない。
- ・制度変更が頻繁に行われることは法曹を目指す学生や社会人にとって好ましくないと思う。また、法律基本科目の学習の比重を高くせざるを得ない。
- ・当法科大学院では、3年生春学期前半までに司法試験科目の履修を終えられるようにするカリキュラム変更等については対応済みである。本年度のような出題であれば、刑法科目の授業や試験の内容に大きな変化を加える必要は感じておらず、従来通りの方針で質の向上に努めたいと考えている
- ・本学における刑法科目の教育では、実際の事件に直面した場合であっても、そこでの登場人物の罪責を、刑法理論を元に適切に当てはめ・評価をすることのできる能力を涵養することを目的としており、特に演習科目においては、長文の事実から罪責検討をすることができるかと言った起案作成の機会を多く与えるようにしています。しかし、在学中受験による受験生が増加することに伴い、短期間での司法試験に向けた受験勉強として判例を覚える学習に終始してしまう学生が出現してしまうのではないかとすることに懸念を抱いています。判例のみの学習に終始して肝心の刑法理論が定着しなければ、司法試験の出題に解答することはできません。このため、刑法講義や演習科目の中で、基本書に記載されている刑法理論が定着しているかにつき、教員がソクラテスメソッドを用いて確認をするような工夫を図っています。

(イ) 刑事訴訟法

- ・この科目に限った話ではないが、2026年度の司法試験C B T化に対応するために、定期試験の実施方法を検討し直す必要が生じている
- ・とくになし。ただ、今回は、訴因や伝聞法則といった刑訴法特有のやや込み入った論点が出題されなかったため、刑訴法全体につきいまだ深くは学んでいない受験生にとっても解答しやすかったのではないかと思われる。訴因や伝聞法則から出題された場合とで差が生ずるのかどうか、やや気になるところである。

- ・学習時間が短期化しているので、試験内容もそれに応じて基礎的な事項を問うものを中心にすべきだと思う。
- ・基本的な学識と適用力等を試す問題であれば、在学中合格に必要な能力を養成することは必ずしも難しくない。
- ・在学中受験が司法試験受験の主流となると思われるところ、その場合、司法試験受験科目の履修が法科大学院既修 2 学年時になることから、その授業終了後半年足らずで司法試験を受験することになっており、従来と比較して、事例問題の分析に慣れていない受験生が多くなっている。その意味では、事実関係が複雑な事例問題については、在学中受験の学生が対応できない可能性があることについて、ご配慮いただきたい。
- ・在学中受験との関係で、司法試験終了、学期中に及落が発表される結果、3L 後期授業では、合格している受講者と、これから本格的に司法試験受験を目指す受講者が混在せざるを得ず、及落発表後の授業をどのように運営するかという課題が生じている。
- ・在学中受験に対応すべく、刑事系の実務科目は3年生の最後のセメスターに移動したが、実務の状況をよくわからずに司法試験に望むことになり、理論と実務の架橋というロースクールの理念からすると、ややもどかしさを感じる。かと言って、2 先生時に実務科目を実施する余裕はないように思う。
- ・在学中受験の導入によって、とくに問題の難易度が変化したようには思われない。ただし、在学中受験をする者にとっては、3 年次の科目を受講中に司法試験を受験することになるので、試験に向けた準備と受講している科目との両立が大変であろうと思う。試験の実施時期の再考を求めたい。
- ・在学中受験を踏まえ、今後も、本年度のように、受験生の基本的学識を試す出題を心がける必要がある。
- ・在学中受験者が多数を占める状況であり、法科大学院入学後の受験準備期間が短くなる傾向が強まっている。基本事項について理解が不十分なまま司法試験を受験している者も多いように思われる。基本事項を理解できているかを問う方向性を継続することが望ましいと思料する。
- ・在学中受験者は実務科目を履修しないまま司法試験を受験する傾向にありますので、引き続き、実務科目の履修を前提としない出題を心がけていただければ幸いです。

(4) 倒産法

- ・3 年次科目への学生のニーズが両極端になり、対応が難しくなった。
- ・ややもすれば受験者離れを起こしている倒産法においては、徒に難解な問題の出題は控えるべきである。一昨年度においては、司法試験本試験・予備試験問題ともに、最高裁判例

や学説にとらわれ過ぎて受験者側の事情への思いが足りなかったように思われる。特に、在学中受験の受験生には配慮が求められる。判例や学説の議論にとらわれず、条文の当てはめや原理原則の基本的な理解を問うことに重点を置いた方がよいのではないか。その点につき昨年度から今年度にかけて改善が見られることについては評価できる。ただ、難問を、破産法・民事再生法ともに1問は出題しようとの意図は未だ見られ、法曹に相応しい人材を選別するという趣旨は否定しないものの、慎重に難易度を設定して欲しいところである。

- 在学中受験までに選択科目を履修し、司法試験レベルまで引き上げることができる者は少数にとどまる。そのため、今後の司法試験の問題としては、より基本的な知識を問う問題とすることで十分であると考ええる。
- 在学中受験を想定すると、倒産法を2年次に受講する必要がある、2年次の他の必修科目と重ならないよう調整が必要となる。
- 在学中受験制度の導入に伴い、弊学における司法試験選択科目（倒産法）の受講年度も、従来は3年次であったところを、2年次以上に繰り下げた（今年度の受講者は留年した学生を除き、全員が2年）。

その影響もあると思われるが、上位層のレベルは従来とは変わらないが、中下位層のレベルは従前よりも低下している印象である。とくに、倒産法の理解に不可欠な（あるいは、前提となる）、民事訴訟法、担保法についての理解が必ずしも十分でない学性が目につくようになってきている。

しかしながら、在学中受験について、新制度開始以来2年連続で高い合格率を示していることは、正直意外の感もあるところであるが、今年度の出題に顕著にみられるように、基本知識に関する出題を多くするなど、出題における在学中試験受験に対する配慮も影響しているかと推察するところである。こうした出題傾向を踏まえ、授業において扱う内容についても、従来よりも、より基本的な知識をベースとした内容にシフトし、発展的な内容や実務的な取扱いについては、余り欲張らないようにするなど、対応していくことが必要とされると改めて感じている。

- 選択科目の開講・履修時期が、在学中受験生の場合、授業中と重なることが多い。そのため、時間的に前倒し履修を進めざるを得ず、他の基本法律科目とのバッティングが問題となる。

本年度試験的に、専任教員による夏季集中講義での開講を実施したが、課題も散見され、必ずしもよい方法とはいえなかった。そのあたりの問題を、各法科大学院に任せるのではなく、文科省、法務省、法科大学院協会などと連携して、方法を模索できるのが望ましいと考える。

- 前期の授業期間中に在学中受験となると、授業内容の前倒しを検討する必要性が生じるのか、気になるところである。ただ、試験期間（7月）が前期の授業期間の終盤であり、授業の進行については特段変更を加えていないのが現状である。

- ・悩ましい問題である。基本的な事項につき、質の高い情報に絞って、具体的な事例を素材に基づいて、教えるように、心がけている。

(5) 租税法

- ・最近、問題数が多くなり、問われる点が具体的になっており、三段論法の展開を丁寧にすることを求めない問題になってきていると感じます。そのこと自体は、当たり外れをつけることなく満遍なく学習させることにつながるため、好ましく思っています。そのような傾向ゆえに、法律文書の書き方について熟練していない在学生も受かりやすくなっているように思います。租税法については、それを肯定的に考えています。
- ・在学中受験が一般的になったため、既修者の場合、事実上2年目の前期学期の前半分までしか授業の機会がない（つまり2.5学期の教育で受験させることになる）。それに応じて授業時間も減少し、また、受験を意識した授業とせざるを得ないのが現状である。
- ・在学中受験に対応したカリキュラム改訂で、演習科目を2・3年次秋冬に担当したところ、実際にはキャップ制等の事情により、当該演習科目を履修せずに、受験に臨む学生が一定数現れた。同様の状況が全国的にも存在するのであれば、司法試験の内容及び範囲は基本事項に限定してほしい。
- ・司法試験受験に間に合うよう租税法演習を2年次後期に受講するように学生に勧めている。
- ・従前よりも、基本的な部分についての理解力を付けさせるように努力している。
- ・所得税法を中心に基本的な租税法令の解釈や適用能力を養成することを学修目標としている。一方で、選択科目としての限られた授業時間の中で、法人税法や国税通則法など手続法については十分に学修する時間がとれない現状がある。当該科目の出題範囲や内容において、その点をご配慮いただきたい。
- ・法科大学院最終学年（3L）の秋学期に、司法試験の選択科目（基礎科目である租税法）をベースとした、ビジネスロー分野の先端的・発展的科目（応用科目である国際租税法や金融取引課税法など）について、多くの受講生が例年よりも熱心に受講していると感じます。

(6) 経済法

- ・在学中受験での合格者が一定数あることは承知しているが、選択科目は初学者も多く、在

学中受験を目指す者（合格しそうな者）とそうでない者とを同一カリキュラムで教育することの限界、あるいは、どのレベルの者に焦点を当てて教育すべきかという点で、教育内容が複雑多様化しているように思われる。選択科目の担当教員は各科目1人など少数であり、当該科目に特化した教育活動を行えるような環境が必要ではないかと考える。

- ・ 在学中受験の導入に伴い、選択科目の学習が手薄になっている。未修3年次、既修2年次の7月中旬で受験する場合、未修2年修了時及び既修1年修了時から3か月半しかない。在学中受験の前においては、13ヶ月あったことと比較すると約10か月短い。従来は、最終学年に選択科目の準備をしていたが、現状では、勉強時間の確保が非常に厳しくなっている。ある程度、範囲を限定して、経済法の理解を問うなど、一定の対応が必要であるように思われる。今後、制度論としては、選択科目自体を廃止することも検討する議論が出てくるのではないかと。
- ・ 在学中受験を導入したため、試験時期に配慮した授業展開をすることがニーズとして現われ、（選択科目については）授業数が制限され、ロースクールならではの幅広い関心に基づく授業が展開しにくくなったように思う。
- ・ 選択科目の試験時間は「3時間」を今後も確保していただきたい。2時間では問題を大幅に変更せざるを得ないと思われる。
- ・ 独占禁止法の体系的な理解を求める問題が増えているという印象であり、講義もかかる傾向を意識した内容としている。独占禁止法の基本的な理解を求めるという司法試験の方針からしても上記傾向は維持されるべきと考えている。

(7) 知的財産法

- ・ より短期間で合格レベルまで習得できる授業が望まれていると感じますが、知的財産法は特許法と著作権法の実質2科目であり、学習すべき事項が多いため、限りある授業時間で何を教えるべきか、取捨選択の難しさを感じています。基本的事項を中心に出题する方針が今後も維持されるのであれば、より大胆に細部を削って基本事項に重点を置く教育にシフトすべきだろうと考えています。
- ・ 基本的事項の習得に注力すべき観点から、引き続き基本的な事項からの出題が望まれる。
- ・ 在学中受験は、やはり学生が浮き足立って選択科目の履修がおろそかになりつつあるように思われる。
- ・ 在学中受験を見据え、選択科目についても、早い段階で学修できるよう、履修条件の変更等を検討している。
- ・ 選択科目の学修を早期に終わらせる必要があり、学修に割ける時間も限られている。そのため、出題レベルを下げ、基本的な事項に絞った出題が必要になると思われる。

- ・特別な影響は、認識しておりません。
- ・本年の、発明の要旨認定の出題が、発展的なところを論じた人に加点するという出題形式であるとすれば、基礎的なところを全般に理解しておれば合格、基礎的なところであるのに落とした人は減点する方向での出題にシフトせざるを得ないのではないか。

(8) 労働法

- ・在学中受験を意識したカリキュラムに変更いたしました。具体的には、労働法の講義を受講後に履修することを想定している演習の授業の期間を春季クォーターのみの開講とし、受験直前に履修を終えられるようにしています。
- ・在学中受験後の3年次後半の教育内容が課題と考える。
- ・選択科目については、法科大学院修了後の司法試験受験を前提として、最終学年（既修2年目、未修3年目）に勉強する者が多かったが、在学中受験の場合、既修1年目、未修2年目から勉強せざるをえなくなり、基本科目の勉強等との兼ね合いでどのように教育を進めるか、工夫が必要とされているように思われる。
- ・選択科目は法科大学院のカリキュラムの後半に位置せざるを得ないため、事例分析の学習を十分にできないまま受験する学生が多いと思われる。そのため、とくに不当労働行為事件について複雑な事例の分析を求めることは困難ではないかと考える。
- ・非常に学修時間が削られてきているため、授業方法については各校の柔軟な工夫を認めても良いように思う（オンデマンド形式の活用など）。
- ・本学では、労働法は前期4単位の労働法1・2と後期2単位の労働法演習が開講されている。労働法はもともと2年生と3年生の両方が受講できる科目であったところ、従来は、もっぱら3年生が労働法を履修していたが、在学中受験が可能になってからは、労働法1・2は、2年生が受講するようになり、3年生は受講しなくなった。しかし、前期に労働法1・2を受講した2年生は、後期の2単位分の労働法演習を受講するとなると、選択科目の上限を超えてしまうため、基本的に労働法演習を受講しなくなった（聴講は可能であり、聴講する学生〔=2年生〕もいないことはないが、このような余裕のある学生はほとんどいないし、聴講では試験も受けなくてよいので、緊張感に欠け、受講に意味があるのかよくわからないといえる）。6単位全部履修しないと、司法試験の準備には不十分であるため、このような状況は非常に問題であると考えている。今学期（2024年後期）、労働法演習の受講者は留年生か在学受験をしなかった3年生しかいない。こうなってしまったことについては、いろいろと矛盾を感じている。少なくとも、2年生の選択科目履修の上限は撤廃すべきであろう。

司法試験の労働法については、改善の必要性はなく、現行の方針でよいと考えるが、も

し、今後、全般的に試験ボリュームの軽減を目指すことになれば、現行の2問180分から1問120分に変更する余地はあると考えている。

- ・例年申し上げていることですが、近年、判例や学説の傾向として、法律の趣旨・目的にそくした解釈よりも、文言にとらわれすぎる傾向が見られるように思います。こうしたあり方を是正する方向での工夫が必要であると思います。

(9) 環境法

- ・学部における環境法教育の拡大浸透が必要。学部段階で導入教育がなされていない学生がほとんどである点で、他の選択科目と事情が異なる。
- ・在学中受験をする学生にとっては、選択科目の勉強のために使える時間が全く足りないため、司法試験では選択科目を出題しないこととするか（法科大学院で学習すれば良いものとする）、司法試験で出題するとしても基本的事項を問うものにしなくてはならないと考える。
- ・在学中受験者はどうしても選択科目の学習時間が少なくなるため、今年度のように、引き続き、出題趣旨が明確で、基礎的な理解を問う出題を強くお願いしたい。問いの数・質も、じっくり考えられるように、適切な分量を維持されたい
- ・在学中受験生はどうしても選択科目に割く時間がない一方で、興味関心からすれば、選択法は学生の学修意欲を強める面がある。その点からも、法律基礎科目のような体系的・専門的教育を行うことは難しく、限られた時間内で司法試験レベルに到達することの困難さに直面している。
- ・条例についての知識を問う出題がある以上は授業で条例についても触れざるを得ないが、環境法2単位の授業内では条例についてまで十分には講義ができない。条例の出題は止めるべきではないだろうか。

(10) 国際関係法（公法系）

- ・「国際法基礎」1科目のみの春学期開講であり、この科目を選択する学生だけを対象とした授業ではないため、制度変更のための見直しの必要は感じていない。以前からそうであるように、この科目での受験者は、かなりの部分を独学によっているのが現状である。
- ・3年次後期に比較的余裕が生まれているので、そこをさらに活用するようにしたい。
- ・在学受験が始まったことに鑑み、もう少し基本的な問題を出すべきである。

- ・在学中受験となることで、選択科目に当てることのできる勉強時間は確実に少なくなっている。そうしたなかで、出題内容がより細くなる傾向にあることは憂慮すべき状況である。在学中受験を意識し、あくまでも「基本的」な論点に集中した出題をお願いしたい。さもなければ、国際関係法（公法系）の受験者はさらに減ることになると思われる。
- ・在学中受験の開始に伴い国際公法の履修者が減少することを危惧していたが、実際には、在学中受験を終えた学生が国際公法を履修する例が出てきた（いずれの学生も司法試験では国際公法以外を選択していた）。今後この傾向が継続するかについては予断を許さないが、将来の法曹に国際法の素養を身に着けさせる良い機会であり、教育内容もそれに応じて工夫する必要があることを実感している。
- ・試験範囲の講義資料に、過去問とその解答に当たる部分を盛り込み、学修しつつ試験勉強が進むように工夫しているが、国際関係法（公法系）での受験生を増やし、国際公法の裾野を広げることは困難である。国際公法に興味をもつ学生は少なくないので、教科書の範囲外ではないかと思われる出題がなければ、受験生は増えるのではないかと考える。
- ・受験者総数が少ない科目で、ロースクールでも専任を置くことが次第に難しくなっていますが、既修者、未修者を問わず、学部時代に国際関係公法を受講した経験のないものが非常に多くなってきていますので、引き続き基礎力と応用力を問う出題に期待しております。

(11) 国際関係法(私法系)

- ・在学中合格を促して、法曹資格を身近なものとするため、国際取引法を試験範囲から外すのがよいと思われる。
- ・在学中受験を可能にするため、特に選択科目については基本科目と並行して学習効率を向上させる必要があり、様々な努力をしている。司法試験としては、奇をてらう問題ではなく、基本的理解および応用力を問う問題を続けてほしい。
- ・司法試験までに想定される在学期間の短縮もあってか、国際関係法（私法系）に関する少ない授業数の中で、内容を無理に詰め込まざるを得ないと感じる部分がある。少なくとも国際取引法分野は現状扱いきれない。
- ・従来は3年生時の1年間をかけて習得していた内容を、3年生が始まってから司法試験実施前までの短期間において習得しなければならなくなったことは、学生にとっても教員にとっても大きな変化であったように思われる。特に演習系の科目においては、従来と比べて学生の予習がより重要になっていると思われる。
- ・例年のことながら、実務に殆ど応用の利かないような学説や教室事例を専ら試験のために頭に詰め込むことを学生に求めるような当科目試験の現状には、強く違和感を覚える。

4. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見

- ・解答例ないし採点基準の公表を希望したい。

大手法科大学院を中心とした制度設計になっており、開設当時からの理念を大切に、未修者を中心としている法科大学院のことは考慮されていないように感じる。

- ・経済法の知識を持った法曹が養成されることで、弁護側の独禁法に関する適切な主張・立証が行われるようになり、また、経済法を一通り学んだ裁判官が審理を行うことにより、法体系を理解した適切な判示（判決文）が増えてきている。この点は現在の司法試験制度の大きな成果の一つであり、他の選択科目の法領域でも同様のことが当てはまるのではないかと考えられる。この成果を維持すべく、経済法をはじめとした選択科目がこれまで通り維持されていくことが強く望まれる。

- ・司法試験のC B T化に関して、できるだけ早くかつ多くの情報開示をお願いします。

C B T化に関して、問題文、解答用紙、下書き用紙、六法をすべて同じPC画面で見ながら対応するのは無理ではないかと思えます。実務家が書面を書く際、そんなことをしている人はいないのではないのでしょうか。

- ・司法試験のC B T方式導入について、現在公表されている実施方法に拠れば、解答にあたっては、ノートパソコンの小さな画面に問題、試験用法文及び答案の3画面を同時に表示することが想定されているが、無理がある。例えば、パソコンの画面には答案のみを表示し、問題や試験用法文（さらに答案構成用紙）については、紙で配布するなどして試験を行うのが現実的ではないか。また、司法試験に備えて、各法科大学院でも定期試験などにC B T方式を導入するなどして、試行する必要がある。今回の計画では、そのために端末を揃えるなどの費用負担が全く考慮されておらず、すべて各法科大学院に丸投げされている点にも疑問がある。

出題・採点委員の氏名の公表は、任期終了後とした方がよい。

- ・従来からと変わらない考えですが、法科大学院での学習や自習を積み重ねることで合格に達するような出題を願っています。今年の憲法の出題がそうであったように、重要な判例・学説について基礎知識を持ちつつ、自身で考えることで養われる思考力を問う問題が良問だと思えます。

C B T方式の試験への移行に伴う試験内容のあり方も、検討すべきだと思う。

毎年繰り返していますが、法科大学院制度を維持するのであれば、予備試験は廃止すべきであると考えます。

- ・人手不足とはいえ、科目によっては考査委員の所属校に重複があったり、所属法科大学院等で要職にある委員の任命などが見られ、試験の適正さや委員の負担面で問題も見られ

なくはない。

採点実感についての意見を求めるのでしたら、公表後にアンケートを実施する方がよいように思います。

- ・法科大学院制度を継続するならば、予備試験は廃止するべきと考えます。

在学中受験制度の関係で、選択科目は2時間として、より基礎的な出題にすべきではないか。

- ・①経済法：要件の提示、解釈、規範、当てはめを丁寧に行う、という作業を2問3時間、各4枚で行うことを考えると、これ以上複雑な事案の設定は適当ではないと考える。

②司法試験のCBT方式受験については、現在、答案添削に際してパソコンを利用した答案作成を推奨するなど、対応を模索しておりますが、なお不明なことが多く、どのような形で実施されるか分からないので、学生にも現段階では指導しようがなく（授業中のパソコン利用は認めているが、定期試験は未対応）困惑しております。早めの情報提供をお願いいたします。優秀層は在学中受験を前提に法科大学院に入学してくるため、時間割等を調整して一定程度の配慮はしているところですが、やはり学期中の司法試験受験はかなり負担が重いようです。昨年、予備試験に合格しつつも法科大学院に在籍継続して在学中受験を選択し、合格した学生がいましたが、授業との両立がかなり大変そうで、今後制度を改善してほしいと言っていました。また予備試験に合格した別の学生は、授業等の両立が困難ということで、法科大学院を退学し、司法試験に合格しておりますが、このようなルートだと、法科大学院における教育の成果として可視化されず、評価もされないため、残念に感じております。今後、在学中受験の一層増加が見込まれることからしても、司法試験日程を夏季休暇中などにしていただければと思います。

- ・CBT化にあたり、合理的配慮が必要な学生に対する対応等も含め、詳細を早期に公表して欲しい。
- ・CBT化については、パソコンにより、キーボードの変換・無変換・スペースキーの大きさや配置、ホームポジションからのエンターキーまでの距離等が異なり、また、日本語への変換ソフトも様々あるため、受験者が普段使用しているパソコンやソフトと試験に使用するパソコンとソフトとでこれらに違いがある受験者とそうでない受験者で文字入力速度に大きな格差が生じるように思われるので、これらの点についての何らかの対策が必要であるように思われる。
- ・個々の教員から複数の意見等が示されたので、以下に記載する（本学法科大学院としての意見ではなく、教員個人の意見であることを申し添える）。

予備試験は本来の趣旨から逸脱した制度となっており、廃止すべきである。

司法試験のあり方の一部として、予備試験のあり方を議論する必要がある。実務法律専門能力を試す観点から予備試験に独自の存在意義があるのか疑問。

- ・昨今の状況を踏まえて、今後、司法試験において手形法分野がどのように扱われていくのかについて、方針を示して頂くことができればありがたい。

- 司法試験と司法試験予備試験の短答式試験に共通の問題が少なからず出題されている趣旨を、ごく簡略にでも説明されたい。まさか出題の手間を少しでも省くためではなかろうと推察されるが、もしも両国家試験の受験者の正答率を比較して分析しているのであれば、その成果を何らかのかたちで今後の出題や法科大学院教育の現場に還元されたい。
商法について、短答を復活させるべきである。
- 司法試験のC B T化に関しては（そもそもそれを決定する以前にLSからの意見聴取等の機会を設ける必要があったのではないかと思われるが、それは措くとしても）もう少し長めの準備期間を設定する必要があるのではないか。
- 受験生が十分に準備できるように、C B T方式による試験の具体的内容を早く示されたい。
- 商法科目においては、いわゆる論点の暗記ではなく、会社法の基本的な条文、制度・手続を正確に理解しているかを問う出題が続いており、そのこと自体は正当である。また、近時の実務的な問題関心に即した出題が多く、法曹になってからの実務との連関という意味において実践的意義も認められる。会社法教育として、近時の実務の動向をも意識した内容を盛り込むことが求められる。研究者教員にとっては、過去の授業内容を漫然と継続するだけでは法科大学院の教育として不適切であり、常に最新の理論動向を研究し、その理解を教育に反映させる必要があると思われる。